

第七十二回国会  
衆議院 内閣委員会 議録 第二十六号

昭和四十九年五月七日(火曜日)  
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 德安 實藏君

理事

加藤 陽三君

理事

中山 正暉君

理事

田中 覚君

理事

旗野 進一君

理事

吉田 法晴君

理事

瀬長 龜次郎君

理事

折小野良一君

出席國務大臣

外務大臣

大平 正芳君

内閣官房副長官

大村 裏治君

内閣官房内閣審議官

山中 貞則君

(防衛厅長官)

大庭 直理

内閣官房副長官

木野 晴夫君

内閣官房内閣審議官

鈴木 義男君

内閣官房副長官

川崎 昭典君

内閣官房副長官

国川 建二君

内閣官房副長官

米澤 邦男君

内閣官房副長官

邦男君

内閣官房副長官

正邦君

内閣官房副長官

一正君

内閣官房副長官

鶴崎 敏君

内閣官房副長官

田代 安斎

内閣官房副長官

正邦君

内閣官房副長官

一正君

内閣官房副長官

忠雄君

内閣官房副長官

丸山 高瀬

内閣官房副長官

直君

内閣官房副長官

昂君

内閣官房副長官

正邦君

内閣官房副長官

忠雄君

</div

対策の法案、これの基礎的な考え方というようなものを取りまとめてまいりました。さらに、個々の基地につきましては、この検討作業の段階から、米軍施設の整理統合とか自衛隊の引き継ぎとか自衛隊施設の整備というような形で逐次実施に移されてございます。今後におきましても、防衛施設の配備計画に随時反映させていくつもりでござります。

また、そういう計画、基礎的な考え方に基づきまして、なお、このできました考え方を防衛施設の集約計画とか、例の沖縄の第十五回の安保協議会における合意というような形で実を結んでおるわけでございます。

以上でございます。

○加藤(陽)委員 私は、たとえば自衛隊の施設についても、都市の中にある施設をどう移転するとか、あるいはどう統合するかというふうな基地の配置についての整備計画の御検討だというふうにいままで承知しておったのですが、いまちょっとと承りますと、そうでもないようなんですね。それで、一般的に基地の整理統合についての御検討はなさっておるのですかどうですか。

○長坂政府委員 米軍関係の基地の整理統合につきましては、先ほど申し上げましたように、ちょうど昨年の三月、四月ごろ、この基礎的考え方をまとめまして、既存の組織でございます防衛施設

府のほうに引き継いでございます。

それから、なお個々には、自衛隊関係でも崎辺布院への移設、千歳の滑走路の南方移動、その他、竹松、豊川などの自動車訓練場の移設、そういうような個々の問題も、また扱つておるところでございます。

○加藤(陽)委員 この現在の進捗状況と申しますが、どういうふうに進めており、どういうふうなことを具体的に検討しているということは、お示しが頼えないのですかどうですか。

○長坂政府委員 いろいろ先ほど申し上げてお

りますようない崎辺の移転とか別府の移転とか、あるいは竹松、豊川等の移設計画というようなものを作りまとめてまいりました。なお、いろいろ基準につきましては、このできました考え方を防衛施設の特殊性から申しまして、一々ここで、いまだどんなことをやっているかということについての詳細は、ごかんべんいただきたいと思いますが、着意いたしましては、地域社会との調和をどのようにはかつていくかというような着意で從事をしているつもりでございます。

○加藤(陽)委員 それは、この問題はこれまでよろしいです。

次に、これはアメリカ局長、今まで過去五年間に、日本にある米軍が使っております金ですね、米軍の負担といいますか、米軍の支出といいますか、これは、どれぐらいになつておりますか、おわかりですか。

○大河原(良)政府委員 ただいま御質問ございました資料につきまして、必ずしも詳細な数字をつかんでおるわけではございませんけれども、たとえば七一年の一月に、サイミントン聴聞会におきまして、ジョンソン国務次官が証言いたしておりますが、その際の数字によりますと、五億七千二百万ドルという数字が出ております。それから

要るのじやないか。現実の必要に迫られて、毎年予算を計上しておるということは、これはわかれます。わかりますけれども、そういう判断が

あります。

○田代政府委員 お答えいたします。

米軍の駐留に伴う日本側の負担でございますが、私のほうでいろいろ試算をしてみますと、そ

の中には、たとえば提供経費、これは借料でござりますとか、あるいはまたリコーケーションでござりますとか、そういう経費もござりますし、また原状回復という問題もござります。それから、これは周辺対策と称せられるもの、これの米軍基地にかかるもの、それから労務対策についても若干ございますが、そいつたものを集計いたしますと、これは特別会計も入れまして、四十八年度と、これは私どもの推定では、大体六百億ぐらいじゃなかろうか。それから四十九年度は、これは、まだ予算が執行段階——始まつたばかりでございますが、推定いたしますと、大体、七百七十億円ぐら

いじやなかろうか、こう考えます。そいつたしま

すと、先ほど大河原局長が申されました、米軍の日本駐留に関連いたしました諸経費等に比べますと、相当差があるという状況でございます。

そこで、どういったシーリングでものを考えたらいいかということに相なるわけでございますけれども、特に問題になりますのは、御案内のとおり日本駐留の経費だと思うのです。あと周辺対策、その他につきましては、大体、年率といふことで、ある程度比例的に上がつてまいりますが、リコーケーションの問題があると思います。このリコーケーションの問題につきましても、私どもいたしましては、日米安保条約というもののがございましょうけれども、日本の国民としては、米軍が駐とんずることは思ひのものですから、御検討を願いたいと思う次第であります。

○山中國務大臣 日本とアメリカの場合は、私は非常に辛いだと思つています。それは日本側が、先ほど防衛施設府長官が申しましたような範囲で、義務的な経費としては、予算に、日本に駐留する安保条約のためのみの職員、施設等に対するわずかな、六十万ぐらいの金額でございますから、間接的にいま教えたものをあげれば、そうであるとも言えるし、ないと言えるものであります。

しかし他面、諸外国も、アメリカとの関係でそ

ういうことをやつておるかといえば、西ドイツあ

ります。

○加藤(陽)委員 ケース・バイ・ケースでおや

りになるという考え方をわかるのです。わかるので

はかり要るのじやなかろうかという気がするのですが、その点はどういうふうにお考えになりますか。

○田代政府委員 お答えいたします。

米軍の駐留に伴う日本側の負担でございますが、私のほうでいろいろ試算をしてみますと、そ

の中には、たとえば提供経費、これは借料でござ

りますとか、あるいはまたリコーケーションでござりますとか、そういう経費もござりますし、また原状回復という問題もござります。それから、これは周辺対策と称せられるもの、これの米軍基地にかかるもの、それから労務対策についても若干ございますが、そいつたものを集計いたしますと、これは私どもの推定では、大体六百億ぐらいじゃなかろうか。それから四十九年度は、これは、まだ予算が執行段階——始まつたばかりでございますが、推定いたしますと、大体、七百七十億円ぐら

いじやなかろうか、こう考えます。そいつたしま

すと、先ほど大河原局長が申されました、米軍の日本駐留に関連いたしました諸経費等に比べますと、相当差があるという状況でございます。

そこで、どういったシーリングでものを考えたらいいかということに相なるわけでございますけれども、特に問題になりますのは、御案内のとおり日本駐留の経費だと思うのです。あと周辺対策、その他につきましては、大体、年率といふことで、ある程度比例的に上がつてまいりますが、リコーケーションの問題があると思います。このリコーケーションの問題につきましても、私どもいたしましては、日米安保条約というもののがございましょうけれども、日本の国民としては、米軍が駐とんずることは思ひのものですから、御検討を願いたいと思う次第であります。

○山中國務大臣 日本とアメリカの場合は、私は非常に辛いだと思つています。それは日本側が、先ほど防衛施設府長官が申しましたような範囲で、義務的な経費としては、予算に、日本に駐留する安保条約のためのみの職員、施設等に対するわずかな、六十万ぐらいの金額でございますから、間接的にいま教えたものをあげれば、そうであるとも言えるし、ないと言えるものであります。

しかし他面、諸外国も、アメリカとの関係でそ

たりは、御承知のとおり、やはりもうきちんとされた駐留経費の分担がありまして、最近の情報によれば、一九七二年及び七三年の両会計年度だけで二十一億ドルを、完全に駐留米軍の経費そのものに相当する金額を、米側からそれなりの物品を調達するということで、要するに差し引きゼロにしようと、そういうことがまとまるようあります。もちろん西ドイツの中でも全部相殺することはどうかという議論もあるようありますけれども、それは両国の間にそういう約束ごとで出発しておりますから、それに比べたら日本の場合には、ずいぶん、われわれ自身の裁量の余地があることであり、義務的な経費といわれるべきものは、ほとんどないじやないかというような気がいたします。

一方的におんぶにだらこの形だけでもどうかという考え方には、むしろアメリカのほうに強いと思いますが、基地を提供しておること自身、そのことに伴う経費というものが、ある意味ではそういうことの、米側の日本との安保条約の目的遂行のための手段を容易ならしめているということで議論がとまつておることは、ある意味において日本の場合には幸いだと思いますが、かといって、そう安易にそれを考えていいものであるとも思っておりません。しかし日米間で、いまこれが議論されておるということは存在しております。

○加藤(陽)委員 私も、いま長官のお話のとおり、西欧諸国と事情は違いますけれども、日本は

わりかた好条件だと思うのです。しかしあメリカ

の動きを見ておりましても、昨年の秋、ジャクソン修正法が通りまして、国際收支のバランスを、

軍の駐留経費、その負担金との関係でどちらとい

うふうなことも出ておる。いずれ近く、こういう問題が具体的に取り上げられるのじやないかとい

う気が、私はするわけであります。そういう場合

に、日本の国民を納得させるような適正な日本側の負担というものを検討しておくことが、やはり必要じやないかと思うので申し上げた次第であり

ます。御研究をお願い申し上げます。

そこで、お聞きしたいことは、

○宣理政府委員

お答え申し上げます。

そこで、お聞きしたいことは、

○宣理政府委員

お答えを願います。

そこで、お聞きしたいことは、

○宣理政府委員

お答え申し上げます。

そこで、お聞きしたいことは、

○宣理政府委員

お答えを願います。

そこで、お聞きしたいことは、

問題に端を発しまして、自來、環境庁が中心になら  
りまして、内閣官房もこれに協力をいたしまし  
て、関係省庁の連絡会議を開いておりまして、そ  
れぞれ案件ごとに処理を進めておりますが、具體  
的な毒ガス弾の処理といふものは、自衛隊にお願  
いするわけでありますけれども、その間の各省の  
調査からその処理に至る間の連絡調整につきまし  
ては、環境庁を中心とする関係省の連絡会議で対  
策を講じております。

防衛庁、警察庁それから通産省、自治省、四省庁の事務次官通達というのがございまして、自衛隊が相互に協力して、それから地方公共団体、警察が相互に協力して、実施するということでやつてまいっておりますが、特に近年におきましては、内地におきまして、だんだん処理が進みまして、非常に深いところに埋まつておる不発弾処理の問題から、地方団体の発掘の費用が多額にかかるということで、地方財政の負担の軽減が問題になりますて、昨年度から総理府に処理交付金を計上いたしておりますが、実際の処理の体制としましては、地方団体におきまして、地元の情報等によりまして調査し、発掘いたしまして、そのあとの処理は自衛隊が行なう、それから、その間の地元住民との連絡とか警戒体制については、警察が協力するというふうな仕組みで行なわれておるわけでございます。そういうことで、一応それを処理の体制が、そのままのほか機雷等についてもできているわけであります、問題はいろいろで、その態様も千差万別でございますので、特定の機関で窓口を設けて処理するというわけにはまいりませんので、関係省庁が相互に連絡し、協調してそれぞれの分担のふとに、効率的に処理をしていくということでやつておるわけでございます。いろいろ地元からの要望も隨時出てまいりますが、いま申し上げましたように、一応処理の体制は整っておりますので、問題が出てまいり次第、迅速に処理できるという体制になつておるかと思ひます。

○加藤(陽)委員 いま、あなたのおつしやったこ

とは、府県市町村にどうも徹底していないよろしく思ふんですね。問題が起つたたびごとに、どこへ持つていつたらいいのだろうというふうなことで、よく相談を受けます。これは、ぜひ地方公社団体のほうへも、徹底をするようにしていただきたいとお願いを申し上げます。

その次に、地方自治との関係で若干お尋ねいたしますが、大体この法案を拝見いたしまして、職務書防止工事については、全額国でやるべきもの、民生安定事業については、国が補助するものだというふうなたたまでこの法案ができるようより思いますが、そう了解してよろしゅうございきすか。

○田代政府委員 お答えします。

たてまえとして、そういうことになつておりますす。

の他、返還補償等の問題もございますが、直接所  
有者、関係者等と防衛施設庁ないしは現地の防衛局  
に際しまして、現地市町村が、それぞれの地域の  
行政の立場におられて、地域の事情にも非常にお  
詳しいというような点から、市町村の行政組織を  
通じて、いろいろとそういう事務の処理につい  
ての御援助なりめんどうを見ていただく、そのた  
めに、いろいろ経費等もおかけしているわけでござ  
います。そういう点を踏まえて、これらの市  
町村が、それらの所要されるところの経費とい  
うものを、国においてカバーするという意味におい  
て、本年度におきまして、一億二千万計上さして  
いただいております。

○加藤(陽)委員 市町村内における国有財産といふのは、相当あるわけですね。ただ防衛庁関係の施設、米軍関係の施設に限つて、その固定資産税に相当するものを、基地交付金として与えるということは、どういうふうに了解したらいいのでしょうか。そういう財政補助を与えることは、ぼくは必要だと思うんですよ。固定資産税相当額といふことでやられることは、どうなんでしょうね。大学とかなんとか国立の施設は、市町村内にずいぶんありますね。どういうふうに了解したらいいのですか。

○川俣説明員 米軍ないしは自衛隊の基地の場合には、一般の他の国有財産、行政財産と異なりまして、これが通常、非常に広大な面積を所有しておるということをございまして、このために基地の財政收入に与える影響も非常に大きい、かようなことで、他の国有財産と異なりまして、基地交付

その他、返還補償等の問題もございますが、直接所管する者、関係者等と防衛施設局ないしは現地の防衛施設局が、いろいろ事務的に折衝させていただくに際しまして、現地市町村が、それぞれの地域の行政の立場におられて、地域の事情にも非常に詳しいといふような点から、市町村の行政組織を通じて、いろいろとそりあいた事務の処理についての御援助なりめんどうを見せていただくために、いろいろ経費等もおかけしているわけですが、町村が、それらの所要されるところの経費といふものを、国においてカバーするという意味において、本年度におきまして、一億二千万計上さしていただいております。

○加藤(陽)委員 一億二千万、わざかな金ですが、通信費とかそういうふうなものですか。これは、人件費じゃもちろんないと思うのですが……。

○平井(啓)政府委員 そういった事務をやっていて、ただくに伴う通信費等も含まれたところの旅費、宿泊費、そういうものでございます。

○加藤(陽)委員 これは本来が、防衛施設局なり防衛施設局がおやりになる仕事だと私は思ひなんですね。これを地方公共団体にお願いされるわけなんですから、一億二千四百万というのは、いかにも少ないよう思います。これは、ひとつ御検討願いたいと思います。

その次に、基地交付金のことについてお伺いいたしますが、基地交付金は、どういう性格のものでござりますけれども、私どもは、基地交付金は固定資産税に淵源を発する制度でございますけれども、米軍や自衛隊の施設が、市町村の区域内に広大な面積を有しきつ、これらの施設が所有することによりまして、市町村の財政に著しい影響を及ぼしている状況を考慮いたしまして、市町村のこういった財政需要に対応するため、予算の範囲内で交付される財政補給金としての性格を有する交付金である、かように考えております。

○加藤(陽)委員 市町村内における国有財産といふのは、相当あるわけですね。ただ防衛庁関係の施設、米軍関係の施設に限つて、その固定資産税に相当するものを、基地交付金として与えるということは、どういうふうに了解したらいいのでしょうか。そういう財政補助を与えることは、ぼくは必要だと思うんですよ。固定資産税相当額ということでもやられることは、どうなんでしょう。大学とかなんとか国立の施設は、市町村内にずいぶんありますね。どういうふうに了解したらいいのですか。

○川俣説明員 米軍ないしは自衛隊の基地の場合には、一般の他の国有財産、行政財産と異なりまして、これが通常、非常に広大な面積を所有しておるということをございまして、このために基地の財政収入に与える影響も非常に大きい、かようなことで、他の国有財産と異なりまして、基地交付金が交付されているというふうに理解をいたしております。

なお、基地交付金は、固定資産税に淵源を発する制度でございますけれども、固定資産税の身がわりそのものではない、あくまでも基地が所在することによりまして、基地所在市町村に生じます財政需要に対処するための一般財源としての財政補給金であるというふうに考えておるわけでございます。

○加藤(陽)委員 私も、その考え方方に賛成なんですが、やっぱり固定資産税相当額というふうにおつしやると、何か割り切れないものを私、感じるわけなんです。一応の基準として、固定資産税相当額ということをおとりになることは、いいと思うんですねけれども、基地交付金そのものが、固定資産税相当額でいいのだという考え方方は、どうも私は理解できない点なんですね。

それはそれとして、固定資産税相当額でいま基礎交付金をおやりになつているのだが、地元のほうの要望は、国有財産台帳は五年ごとに改定される、固定資産税の台帳は三年ごとだ、非常にアンバランスだ、これをぜひ訂正してもらいたいといふ

う御希望が非常に強いのですが、この問題については、どういうふうにお考えになりますか。

○川俣説明員 ただいま御指摘のとおり、基地交付金の配分の基礎となります対象資産の価格につきましては、国有財産台帳に登録された価格を用いることとしております。これは基地交付金の算定の必要上、国有財産の管理のために整備をされております国有財産台帳を利用しておるというところでございまして、国有財産台帳についても五年ごとに価格の改定が行なわれておるわけですが、基地交付金の算定の便宜のためにございまして、国有財産台帳上の扱いを変更するということとは、現段階では困難ではないかというふうに考えております。

なお、この国有財産台帳に登録されたりますか、どうですか。

○川俣説明員 ただいま御指摘のとおり、基地交付金の算定の必要上、国有財産の管理のために整備を

いたし

ます

よ

う

に

ま

た

ま

で

周

辺

地

域

に

お

る

こ

と

に

な

ど

う

と

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

とか、あるいは簡保資金というものでもつて消化をする、こういうような場合があると思います。それから、あつせんの場合でございますが、これは、たとえば農協なら農協がいろいろな事業をする、やはり国の補助金だけでは足らないという場合が起こると思います。そういう場合に、たとえば農林漁業金融公庫があつせんをいたしまして、その裏分を見てもうと、かいうことが、あつせんということだと思います。

それから、その他の援助と、いうことがございまして、これは從来の関連で申しますと、関係の行政機関が相互に連絡いたしまして、意見を調整するなどして、側面から協力するというぐあいに読まれておりますが、今回の新法にあたりましては、その解釈を少し広げまして、たとえば第三条、障害防止施設、第八条、民生安定施設でございますが、それでやりますと、場合によつては、地方の負担額が残る、この負担額をどうするかと相関連いたしまして、公共団体の地方負担分に相当する分の半分に相当する金額は、特別交付税であります。そういう場合は、この条文で申しますならば、やはりその他の援助といふことに解釈できるのではないかと思ひます。

○加藤(陽)委員 これは地元がたいへん喜ぶと思うのですが、自治省との間に、もう話がついておると了解していいのですか、特別交付税で半分見るといふやつ……。

○山中国務大臣 自治省のほうとは、直接私が折衝をいたしましたように、補助率にあっては、残りを起債、その他の措置で地元負担としておりまですが、それについて、補助率の残りの二分の一を、特交において当該町村に交付する、補助額、定額補助のものについては、ついでにいろい

るつくられるものですから、したがつて、定額補助の二分の一というものを、特交において交付しません。

それから、あつせんの場合でござりますが、これは、たとえば農協なら農協がいろいろな事業をする、やはり国の補助金だけでは足らないという場合が起こると思います。そういう場合に、たとえば農林漁業金融公庫があつせんをいたしまして、その裏分を見てもうと、かいうことが、あつせんということだと思います。

○加藤(陽)委員 これは、たいへん私はいいことだと思うのです。基地問題が、たいへん前進した

ようと思いまして、うれしくなりません。

その次に、お伺いいたしますのは、第四条以下

にあるのですが、飛行場周辺の対策です。これは

三月の末に、公共用の飛行場についての周辺の防音対策の法律が成立したわけですが、読んでみますと、少しこれと違うようなんですね。

これは、新聞ですが、これによりますと、「騒音のひどい特定飛行場周辺の加重等騒音レベル八十五以上の第一種区域では、一戸百万円を限度に国と地方公共団体が防音工事の助成をする。特

定飛行場の設置者である国や都道府県は、加重等騒音レベル九十以上の第二種区域では民家の移転補償をし、移転先の代替地を造成する。加重等騒音レベル九十五以上の第三種区域について

は、飛行場設置者は土地を買ひとり緑地、倉庫など騒音がひどくても支障のない施設に整備する。

これらの事業を実施する空港周辺整備機構を新設できる」、こういふように新聞では内容を伝えております。

今度は、空港周辺整備機構というふうなものも、この法律案にはございませんが、この一般公

共飛行場の周辺の対策と、自衛隊及び米軍の飛行場の周辺の対策とどういう点が違うかといふことを御説明願いたいと思います。

○田代政府委員 先般、公用飛行場周辺航空機騒音防止法というものが成立いたしましたが、これ

も、この法律案にはございませんが、この一般公

共飛行場の周辺の対策と、自衛隊及び米軍の飛行場の周辺の対策とどういう点が違うかといふことを御説明願いたいと思います。

それから、運輸省の法案におきましては、空港

といふものを、都市施設といふやうに観念いたしました、都道府県知事が空港周辺整備計画と

いうものを策定するということでござりますが、私どもの防衛施設は、これは都市施設でございませんので、そういう点につきましては、欠落がある

ということだと思います。

そういうことで、若干こまかい推進のしかた等

等におきまして、違ひはございますけれども、お

むねの考え方とは違わないといふやうに御理解願つてよろしいのじやないかと思います。

それから、先ほど個人防音の話を出ておりまし

まして、一種地域、二種地域、三種地域をつくるということにつきましては、同じでございます。

それで、その場合、騒音のレベルをW E C P N

よろと、いうことでござります。

よう、これではかりまして、どうするかといふ問題

も検討いたしましたが、これによつて大体五

億、関係市町村に行くであろうと見込まれてお

ります。

よう、その文章も、すでに両者合意しております。四十九年度において、自治省の試算を、私ども

も検討いたしましたが、これによつて大体五

十億、主として各住宅について一室程度、単

価も百万円前後ということで、全額国費負担でも

相談をしておりませんけれども、運輸省とば同様に、一種地区については大体、W E C P N 一

十五以上、二種地区につきましては九十以上、三

種地区につきましては九十五以上といふやうに

現在考へております。そういう点につきましては、全く同じだといふやうに考へ願つてけつ

こうじやなからうかと思います。

ただ、違う点を幾つか申し上げますと、一つ

は、私どもの法案におきましては、飛行場のみな

らず射撃場を加える、これは防衛施設の特性か

ら申しまして当然のことかと思ひますが、それが

一つの問題。

それから第二に、先ほど先生御指摘になりまし

たように、運輸省の法案におきましては、空港周

辺整備機構、國、公共団体の合同出資によつて、

そういった特別機構をつくつて、それでもって推

進するといふ形でござりますが、私どもは、現在

そういうものを考へてはおりません。國または公

共団体の協力を得ながら、この事業をやりたい

といふ気持ちで現在進んでおりますが、そいつ

た機構を、現段階で用意してはいるというわけじゃ

ございません。その点が違うと思ひます。

それから、運輸省の法案におきましては、空港

といふものを、都市施設といふやうに観念いた

しまして、都道府県知事が空港周辺整備計画と

いうものを策定するということでござりますが、

私どもの防衛施設は、これは都市施設でございま

すが、どうして「助成」という字を使つたのです

か。

○平井(啓)政府委員 ちょっと、いま法文を読んで

みましたので、四条にも「助成」と書いてあ

り、五条にも「助成」と書いてありますね。これ

はどういうことですか。補助なんですかどうで

すか。どうして「助成」という字を使つたのです

か。

○平井(啓)政府委員 四条の場合にも五条の場合

にも、「助成」という字を使つてござります

が、内容といつてしまつては、補助を考へてお

ります。しかしながら、たとえば住宅の防音工事のた

めに、その障害を防止、軽減するためには必要な工

事を行なう場合の工事費助成につきましては、基

本的には十分の十の補助ということを考えております。

**○加藤(陽)委員** この第六条の第二項に「国は、前項の土地以外の第三種区域に所在する土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置を採るものとする。」、こうありますけれども、これは、やはり土地元の市町村が都市計画などをつくってやる場合のほうが多いのじゃないかと思うのですが、なぜ、

○平井(啓)政府委員 この第六条第一項にござい  
ますのは、第五条等で買収しました土地以外に  
そこに既存の国有地あるいは民公有地等がござい  
ます。第三種区域の土地の性格といたしましては、  
は、居住区域としては、適さない地域ということ  
で、できるだけ防衛施設と周辺市民生活環境との  
間に緩衝地帯を設けるというたてまえで、この立  
条というのができているわけでございます。

國といいたしましても、できるだけ、そういううえで、い入れた土地以外の国有地あるいは民公有地については、所有者等の御理解、御協力を得て、國が、御指摘のような都市計画との関係につきましては、当然、現地におきまして、十分調整をさせます。いいただきまして、そういう都市計画の中に乘り立つながら、この緩衝地帯の目的にも合致するようになります。御協力を願いたい、また、わがほうで、そういうふたつの都市計画の関連で御協力ができるような点につきましては、御相談させていただきたく、そういう点も十分考えております。**○加藤(陽)委員** これは、ちょっと考え方から違ひなんじゃないかと思うのです。やはり都市計画上、非居住地域などに指定してもらうことのはうが、先じやないかと思うのですが、その辺は、この規定ではだいじょうぶなんでしょうか。

**○山中國務大臣** これは、国有地、公有地であらまると、比較的の話が順調にいくと思うのですが、

個人の敷地でありますと、そこに住むことも、あるいは新しく入ってきて住宅を建てることも、個人の財産権でござりますから、ここまで束縛をすることはないかが、したがつて、考え方としては、このような表現で、一応束縛をしておりませんし、つとめるように――まず国有地が、その周辺にありますならば、国有地は話がつくだらうと思うのです。そして、その次に話がつくのは、公有地だと思います。民有地については、御相談はできますが、強制もできませんし、本人の意思が優先いたしますので、そこに非居住地域を、都市計画上まず網をかぶせてからということは、おそらく市町村自身もやりにくいのではないか、また事実上、抵抗があれば不可能ではないか、そういうふうに考えますから、そこらのところは現実に合わせて、まず国有地、公有地というのからいに、緑地の緩衝地帯の目的に沿うような運用をしていくという考え方をとつていただきたいと思いま

**○加藤陽一委員** わかりました。附則の五項をお読みになります。  
んでみますと、「旧法第五条第三項の規定により買付された土地は、第五条第二項の規定により買付された土地とみなす。」こう書いてあります。  
今まで國が買付された土地で、飛行場周辺の土地で、管理が悪いために蚊が出て困るとか、伝染病が地元の蔓延のもととなるとか、いろいろな苦情が地元から私どもの耳に入るのですが、現在どういうとうな状況になっておりますか。どれくらいの面積を国がすでに買付されており、管理の状況はどういうふうになつておりますか。

**○平井(脅)政府委員** 現在の周辺整備法またはそれ以前の行政措置等も含めまして、昭和四十九年三月末、まだ台帳整理が完全に正確にはできておりませんが、一応見込みの数字といたしましては、われわれのほうで、いわゆる周辺財産と称しておりますものの面積は、全国で三百六十五万平方メートルでございます。そのうちで國以外の方の、国有財産法の規定を一応適用いたしまして、行政財産ではありますが、行政財産の目的にて

方々に認めております面積が約七十二万平米、それから國みずからが管理しておりますので、植樹等を行なつておりますのが四十八万平米、それから除草等を隨時行なつておりますのが五十五万平米でございます。残り約百九十万平米につきましては、先ほど御指摘がございましたように、一応そのままの状態で置いてあるということです。

○加藤(陽)委員 いま実情を御報告になつたのですが、私どもは、地元から非常に不平を聞いておるわけです。國のものなら、もう少しきれいにして、伝染病が出たり、あるいは蚊が出たりするようなことのないようにしてくれ。これは、もし公社団体で使わなければ、飛行機の障害にならないように、民間にも使わしてやるようなことをお考えになるほうが、國の経費も助かるのではないかとうふうに思います。

時間がありませんので、まとめて質問いたしませんが、直ちに答へ頂くことと想うのですが、

第三条で対象として新しく拡張した事業は何かと  
いうことと、第四条の助成の内容ですね。それから  
ら第八条で、「著しく阻害」とあつたのを、「著しく  
」を取られたわけです。それと、いままで「市  
町村」であったのを、「地方公共団体」に変えられ  
たわけですが、この理由。それから離職者対策  
ですね。これから駐留軍労働者の離職者がずいぶ  
ん出てくると思います。この対策については、こ  
としの一月の日米安全保障協議委員会でも、十分  
な配慮をするのだということが声明されておりま  
すが、どういうふうな措置をとつておられます  
か。以上、まとめて簡単にお答え願いたいと思いま  
す。

○平井(啓)政府委員 新しい法案の第三条のもの  
の考え方、構成は、現行法の第三条とほとんど同  
様でございます。そこで、一応法律の段階で、ま  
ず新法において加えられておりますのは、第二項  
の防音工事に関して、従来は医療法第一條一  
項に規定する病院を考えておったわけでございま

ですが、今回は、医療法第一条一項に規定する診療所または同法第二条一項に規定する助産所といふものを、これに加えております。なお、政令段階でいま考えておりますのでは、第三条一項の自衛隊等の行為でございますが、「その他政令で定める行為」の中に、従来、航空機の離着陸等飛行のひんばんな実施とか、艦船、舟艇のひんばんな使用という政令事項がございました。これに電波のひんばんな発射というものを一つ加えたいと思います。これは電波のひんばんな発射によりまして、周辺地域でテレビジョンの難視聴現象が起こっているという点をとらえたわけでございます。それから政令の三条におきましては、保健所と母子保健法に基づきます母子健康センターというものを防音施設の対象にしたい、政令事項で加えたいというふうに考えております。これが新法第三条の現行法との相違点でございます。

次に、第八条におきまして、今回、「著しく阻害」の「著しく」ということばを除きました点は、本来、妨害施設の、差止で申しますならずいといふふうに考えております。これが新法第三

「運用」、新法案で申しますならば、「設置又は運用」によつて生じますところの障害、これが防衛施設の周辺の市民生活、生活環境に障害を与える、あるいは事業活動に障害を与えて、自衛隊等の防衛施設の運用は、一般の地域社会の活動と違つた特性がある、そういう点から生ずるところの障害といつもののが、一般地域社会で通常生じ得る障害よりもその度合いが高い、そして、それが客観的に具体的に認められるという点で、こういつた阻害の状態をとらえて、これを緩和するための施策を、従来の四条でも考えておつたわけでござりますが、最近、生活環境に対する住民の環境意識の高まりだとか、あるいは生活環境改善施策というものが、一般的にも向上してきております情勢にかんがみまして、住民の生活環境なり市民生活の中における事業活動のいわゆる一般的阻害のレベルといいますか、阻害保全のレベルといつものも相当高まつてきて、そういういた状態を踏まえまして、今回その阻害の状態というものを、

彈力的に考えていくという意味において、「著しく」ということばを取ったわけございます。

また、事業主体と申しますか、緩和のために実施する事業を考える主体も、従来、市町村でございましたのを、新法案におきまして、地方公共団体といいたしまして、都道府県あるいは一部事務組合等も、これに加えることにしましたのは、從来、現行法四条のいろいろな施策を行なつてしまいりました過程におきましても、具体的な施策を行なう場合の事業主体として、その地域の状況から都道府県にやつていただくことが適当であるといふような事案もございまして、予算措置等でも行なつてきた過去の経験等もござりますので、今回、地方公共団体というふうに幅を広げたわけでございます。

それから、この点につきましては、四十一年、現行周辺整備法が成立いたしましたときの衆参両院の附帯決議におきましても、こういった都道府県等の問題につきまして、御指摘いただいている経過もござります。

○松島政府委員

お答えいたします。

一月の日米安保協議委員会で、先生いまおっしゃいましたように、日米双方は人員整理を受けた人々の困難を軽減するために、最善を尽くすということが確認されております。そのことのためには、どういう対策がとられているかということについて要約して申し上げます。

日米双方で協力して行なう施策と、それから日本政府独自で行なう施策と大別してございますが、最初のほうの、双方協力して行なう施策といたしましては、日米連絡を密にいたしまして、できる限り早期に人員整理に関する見込みを把握するようにつとめ、九十日以上前の事前報告に努力中でございます。二番目に、実際の実解雇者をできるだけ少なくするよう配置がえ、希望退職者による振りかえその他を努力しております。特に沖縄の関係で、この点について目下努力中でございます。三番目に、解雇予告期間内において、従業員が新たな就職口を探すために、三日間の管理

休暇を与える。それから退職金は、公務員の場合に比して高率のものを支給する。それから離職前に職業訓練を防衛施設庁が行ないます場合に、

アメリカ軍は、その施設とか設備の使用を、できましたところ、同人が自称大日本愛國党員佐藤もがございますが、それによる施策が、関係政

府機関の協力のもとで行なわれております。

それから、日本政府独自で行なう施策といふことといたしまして、四十九年の四月の二十五日、中央駐留軍関係離職者等対策協議会が行なわれまして、駐留軍関係離職者対策の大綱が決定され、四月三十日に閣議に報告を了しております。いろいろ特別な配慮を行なう事項を書いてござります。

これは長くなりますが、省略いたしますが、この中で、特に防衛施設庁所管の施策といふものとしの一月、四十九年の基準増額分に対しましては、一つは、特別給付金の増額措置でございます。これは今回の予算の際に、四十八年度離職者に対するものと、四十九年度離職者に対するものにつきまして、それぞれ大幅な増額を認められまして、四十八年分に対しましてはことは四月の十一日に、おのの政令改正を終わっております。

ちなみに、四十九年度と四十七年度との対比を申し上げますと、人員整理を受けました者の受け

ます特別給付金の基準額は、最高三十五万円ございましたものが、最高六十万円になつています。比率で申しますと、四三%増じでござります。比率で申しますと、四三%増じでござります。

次に、離職前の職業訓練でございますが、これを定を心がけまして、一方、受講人員の大増加というものを考えております。予算額で対前年比一三%増、受講人員の計画人員は、対前年比二六%増にいたしたいと思つております。

最後に、離職者対策センターといふものが各地域に、全国で八つ公益法人として設立されております。これは無料職業紹介等、労働大臣の免許を受けて事業を行なつておりますが、これに對しまして四十九年度求人開拓費を、新たに全センターに助成する、それから昨年の終わりに設立された沖縄の対策センターに対し、新しく本年から助成を開始するということで、対前年比一六六%の予算を計上いたしております。

○加藤(陽)委員 終わります。

○德安委員長 和田貞夫君。

○和田(貞)委員 法案の質問に入る前に、この間の五月三日の憲法記念日におきまして、わが党的成田知事委員長が護憲連合主催の憲法施行二十七周年記念集会で、ちょうど演説をしておる最中のできごとがありますが、元自衛隊の隊員であった佐藤信幸が、殺意をもつて、成田委員長を殺害の

未遂に終わつておるという事件が起こりまして、その間の事情につきまして、私たちは、新聞情報でしか熟知いたしておりませんので、その後の捜査の内容、経過を、この機会にお聞かせ願いたい

と思います。

○星田説明員 お答えいたします。

五月三日、千代田区の九段会館におきまして、護憲連合主催の憲法施行二十七周年記念中央集会が行なわれております。その集会に御出席になつておりました成田委員長が、登壇されてございました。

さつ中に、ちょうど午後一時半ころでございます

が、会場一階の東側廊下におきまして、警戒中の警察官が拳銃不審者を発見いたしたわけでござります。そこで職務質問をしようとしたところ、これを振り切つて逃走しようとしたしましたところ、これを振り切つて逃走しようとしたしましたところ、これを振り切つて逃走しようとしたため、付近の麹町警察署九段下派出所に任意同行を求めたわけでございます。

なあ、当日は、事前に右翼が集会を妨害すると

いうふうな情報をございませんでしたが、万一に備えまして、私どものほうで、会場に私服の警察官五名、制服が二名、合計七名、このほかに直接警護に当たります警察官六名の、合計十三名を配

置いたしまして、警戒警護に当たつておったわけでございます。

その後、この派出所に任意同行いたしまして調べましたところ、同人が自称大日本愛國党員佐藤信幸と名乗りました。所持しておりました紙袋の中から、刃渡り二十一・五センチメートルの肉切

刀剣類所持等取締法違反容疑で現行犯逮捕いたしましたとともに、肉切りばうちょうどビラを押収いたしております。

その後、身柄を麹町警察署に移しまして取り調べましたあと、五月五日、東京地方検察庁に身柄つきで送付いたしまして、即日、勾留になつておる状況でございます。

なお、事件当日、大日本愛國党本部事務所の捜索をおわせて行ないました。が、証拠資料は発見できぬ状況でございました。それで現在、引き続きまして、これについての動機並びに背後関係等を追及中でございます。

以上でござります。

○和田(貞)委員 そうすると、犯人の佐藤が、成田委員長殺害計画、犯行の動機、いま報告があつたとおりですが、この背後関係といいますか、愛國党員であるということを本人も認めておるし、愛國党の本部も、党員であるということを認めておるわけですが、愛國党に入党した時期は、大体いつごろであつて、入党する動機は、本人に聞いておられませんか。

なあ、当日は、事前に右翼が集会を妨害する

ことは、本人が愛國党員であると自称いたしておられますし、それから愛國党の本部でも、党員であると言つておりますので、さらに、そういうふたも

のを、客観的に裏づけるものがあるかどうか、引

き続いて取り調べの過程で糾明いたしたい、こういうふうに考えております。

○和田(貞)委員 新聞情報によりますと、自衛隊に入隊して——犯行のあったときには、すでに自衛隊を退職しておるわけですが、それ以前、六ヶ月前から入党しておるというようなことが、新聞情報として書いてあるわけですが、そのようなことも、まだ調べてないわけですね。

○星田説明員 警察のほうにおきましては、本人が昨年の四月ごろ、入党したということは、自供いたしておるわけでござりますけれども、確認の段階にはまだ至っていないという、現在取り調べ糾明中であるという状況でございます。

○和田(貞)委員 この佐藤の、当日は単独の犯行だったわけですか。

○星田説明員 現在のところ、単独でございます。

○和田(貞)委員 これも、新聞情報によりますと、過去にもう一人の男と、ことしの一月にある集会に参加しているという記事も載つておるわけです。が、その連れ立つておった男も自衛隊員ですか。

○星田説明員 その集会に出たもう一人の男というのは、自衛隊員と聞いておりますが、こちらのほうでは、この事件とは直接の関係はございませんので、まだ調査をやつております。

○和田(貞)委員 防衛庁にお尋ねしたいのです。が、いまお聞きいたしますと、警察のほうでは、去年の四月に入党しておるということを、本人が自供しているわけです。自衛隊員として採用いたしましたのが昨年の八月。そこで、お聞きしたいのですが、自衛隊員を採用するにあたって、右翼団体、左翼団体にかかわらず、思想団体として、あるいは過去に政治団体として活動しておったかどうかというようなことは、採用の時点では、調査といふのはやらないわけですか。

○高瀬(忠)政府委員 隊員として採用いたします場合に、事前に調査をいたしますが、その調査の内容は、志願者の現住所とか、それから前住所がある

よりは勤務先というようなものを確認するといふようなことでございまして、そのほかに自衛隊員となるためには、欠格条項というのがあります

て、その欠格条項に該当する者は、自衛隊員となることはできません。そういうふた欠格条項の調査をするというのが、事前における調査の内容でござります。

欠格条項というのは、自衛隊法の三十八条一項に四号ございますが、第一項で、一つは「禁治產者及び準禁治產者」、二が「禁以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者」、三が「法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者」、四が「日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」ということで、こうしたことには該当しているかどうかというふうな調査をいたします。

○和田(貞)委員 そうすると、自衛隊員は、自衛隊法によって、政治団体の制限は受けおるけれども、政党員であるということは、拘束されないわけですね。

○高瀬(忠)政府委員 単に政党員であるということでは、そういう制限はございません。ただ、四号に「日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」ということがありますけれども、これに規定された団体がございませんので、いまのところ、こういったことに

該当する構成員であるのはないわけでござります

から、ただいまのところ、ございません。

○和田(貞)委員 うがつた質問ですが、左翼思想については調査するが、右翼思想については調査はやらない、こういうことじゃないのですか。

○高瀬(忠)政府委員 思想的な調査につきましても、右翼につきましても、左翼につきましても、

いたしません。

○和田(貞)委員 先ほど警察のほうも、認めておりましたように、佐藤が、一月の段階で、ある集

会に参加をいたしましたときも、自衛隊員である

ということが、警察の捜査で明らかになつておるわけですが、自衛隊員の中でも、このような右翼団体に關係する隊員は、ほかにどのくらいおりますか。

○伊藤説明員 その思想の関係につきましては、右翼、左翼というふうに分けて調査などいたしております。

四号ございますが、第一項で、一つは「禁治產者及び準禁治產者」、二が「禁以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者」、三が「法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者」、四が「日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他

の団体を結成し、又はこれに加入した者」ということで、こうしたことには該当しているかどうかというふうな方法で徹底されておりますか。

○和田(貞)委員 隊員に、自衛隊法に基づく政治活動が制限されておるということを、どういうよ

うな方法で徹底されておりますか。

○高瀬(忠)政府委員 政治活動の制限につきまし

ては、これは一般の国家公務員法と同様でございま

すが、自衛隊法の六十一條の規定がございま

すが、自衛隊法の六十一條の規定がございま

すが、自衛隊法の六十一條の規定がございま

すが、自衛隊法の六十一條の規定がございま

すが、自衛隊法の六十一條の規定がございま

注意いたしました。

○和田(貞)委員 四月十日に、隊内でビラまきをやつた、その時点で、停職五日間の行政処分をいたしましたが、その前に、先ほども申

し上げましたように、一月の時点で、他の自衛隊員と一緒にある集会に参加をしておる、そのよう

な政治活動を行なつたことについて、処分はやらなかつたのですか。

○高瀬(忠)政府委員 一月二十七日に、ある団体の結成大会が行なわれているということを聞きま

して、それをやめさせようということで、その大

会の責任者と会つて話をしようということで、責

任者に会談を申し入れましたが、断わられました。そういうふた事実はございます。

それで、そのとき本人が、他の隊員と一緒にあつたかということは、確認しておりません

が、これにつきましては、その事実を知りまし

て、直接指導監督に当たります中隊長から、やは

り厳重に指導をいたしました。前にもあつたけれ

ども、かようなことがあってはいかぬということ

が、自衛隊員のすべての行為を律する基本であると

いうことは、常日ごろ教育をいたしております。それで、そのとき本人が、他の隊員と一緒にあつたか

ので、学校におきまして教育をいたしますと同時に、常日ごろ、部隊におきましても、教育をいたしております。自衛隊員は、国家公務員でございま

すが、自衛隊員として片寄らずに、不偏不党、中立な立場でつとめなくちやいかぬ、それ

が自衛隊員のすべての行為を律する基本であると

いうことは、常日ごろ教育をいたしております。

○和田(貞)委員 これも、新聞情報であります

が、教育隊におつた當時に、便所に右翼めいた落書きをしたことがある、こういふことも記事として登載されておるわけですが、そのときには注意をしなかつたわけですか。

○高瀬(忠)政府委員 便所の中に落書きがありましたが、それを調べましたら、本人であるといふことがわかりましたので、教育隊の中隊長から

非常に残念に思つたわけです。憲法で、自衛隊員といえども、公務員でありますので、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者であつてはならない、少なくとも自衛隊員として採用するにあたりましては、憲法を順守するという誓約をとつておるはずであります。しかしながら、先ほど警察庁のほうからの報告もありましたように、みずからが、今

日の憲法は平和憲法でない、これは、もう社会党、共産党に都合のよいものだ、成田委員長を殺せば、護憲運動というものをやらないだろう、こういうことを堂々と自供する元自衛隊員。少なくとも今日の憲法につきましては、自主憲法ということに名をかりて、憲法を改めようという考え方の方もあることは事実であります、が、また憲法をしかしながら、一方、憲法を守るということ、自分みずからが公務員の一人として、憲法を順守していくことを誓約して自衛隊員になつておる。ところが、この憲法を守るという運動に対しても、これだけしからぬ、こういう少なくとも思想のある自衛隊員が一人二人あるというようなこと、これは一人や二人というようなことじやなくして、根本的に自衛隊員に対するところの憲法順守の教育のやり方について、私は問題があると思う。そのような点について、せつかくの機会でありますから、一体、この自衛隊といふのは、憲法を守るということについて、そういう国民に対して、敵が心に燃えた自衛隊員の養成を行なつておるのか、はつきりしてもらいたい。

○高瀬(忠)政府委員 自衛隊員が憲法を守り、自衛隊法に従つて、先ほど申しましたように、その政治的な中立を守りまして、不偏不党、全体の奉仕者として勤務するということは、言うまでもないことがあります。これは非常に基本的なことでござりますので、自衛隊員になります場合には、憲法を守り云々ということで、隊員の一人人々、この誓約をしておるわけです。まさに憲法のもとにおける自衛隊といふことで、この点は非常に基本的なものでござりますから、学校におきましてこの誓約をしておるわけです。まさに憲法のもとの教育はもちろん、それから日常の毎日の隊員の生活におきましても、その点につきましては、十分な教育をいたしております。たまたま当該本人につきまして、さような考え方を持っておりましたので、われわれは、そういう

思想、そういう考え方はいかぬということで、隊員としてあるべき心がまえといいますか、そういうことを、三十四連隊に配属されましてからも、とも今日の憲法につきましては、自主憲法といふことに名をかりて、憲法を改めようという考え方の方もあることは事実であります、が、また憲法を守つていかなくちやならない、憲法を順守しないなくちやならない、こういう考え方のある者も、これは事実である。

しかしながら、一方、憲法を守るということ、自分みずからが公務員の一人として、憲法を順守していくことを誓約して自衛隊員になつておる。ところが、この憲法を守るという運動に対しても、これだけしからぬ、こういう少なくとも思想のある自衛隊員が一人二人あるというようなこと、これは一人や二人というようなことじやなくして、根本的に自衛隊員に対するところの憲法順守の教育のやり方について、私は問題があると思う。そのような点について、せつかくの機会でありますから、一体、この自衛隊といふのは、憲法を守ると

いうことについて、そういう国民に対して、敵が心に燃えた自衛隊員の養成を行なつておるのか、はつきりしてもらいたい。

○高瀬(忠)政府委員 中隊長に注意という処分をしたというのですか。(高瀬(忠)政府委員「はい」と呼ぶ)私、そこらはそう長く言いませんが、元自衛隊員であつたということも、これはピンからキリまであって、十年前に自衛隊員であつた、五年前に自衛隊員であつた、こうじやなくて、もうつい最近まで自衛隊員であつた、しかも自衛隊に入隊する以前から、右翼の団体に関係しておる、そういうことです。この憲法を順守するという誓約をとつては、自衛隊自身が国民に鉄砲を向ける、矢を向ける自衛隊である、こういうように断定されてもいたし方ないわけです。

今後、そういうようなことが再びないことを、私は願つてやまない次第であります。そのような措置を含めまして、この機会に、今後、そのような自衛隊員が出てこないよう、万全の措置を講じてもらいたいと思うわけなんですが、ひとつ防衛廳長官のこのことにかかる決意のほどを述べてもらいたい。

○山中國務大臣 人教局長のところに、どうも詳細があがつて、いかないのかどうか知りませんが、私の承知している範囲では、某団体結成を妨害しようとして行つて、同行した者もわかりました。しかし、本人自身も認めておるわけでありますし、警官の捜査の中でも、それが明らかであるわけです。また人教局長は、いま、一月の集会に、もう一人連れを誘つて行つたというの、自衛隊員であるかどうかといふことは明らかではないと言つておられます、が、警察のほうで、いま話されましたように自衛隊員である、こういうことは警察のほう

も注意をいたしました。そうして隊員として預かれた者でありますから、そいつた考へはいけないということを、非常に懇切丁寧に指導もしつつ注意を、先ほどの事態が起こりましたときに、厳重に注意をするという姿勢をとりまして、預かって以上は、りっぱな自衛隊員にしようというよう考へでありますから、そいつた考へはいけないといふことを、非常に懇切丁寧に指導もしつつたわけですが、そのもう一人の連れの自衛隊員は、私どもも認めておるわけでございます。

ただ、中隊長につきましては、やはり五十三日という短い期間であります、一生懸命さのような注意監督をしたわけでございますが、またそのようない結果が起きましたということは、非常に残念なことでござりますので、監督指導——先ほどの配布の点につきましては、その点をとりまして注意をいたしました。

○和田(貞)委員 中隊長に注意という処分をしたということを誓約して入つておる自衛隊員で、みずからが憲法を否定をして、憲法を守るという人々に對して殺害を加える、こういうような自衛隊員がかりに一人でもあるということは、大体けしからぬ話である、そういうようなことが、今後皆無になると予想されるような措置を講じてもらわなければいけぬ。少なくともそういう措置を講じないで、再びこのよ

うな自衛隊員が出てくるというようなことになりましたら、これは国民に矢を向ける自衛隊員である、国民に矢を向ける自衛隊員がおるということを誓約して入つておる自衛隊員である、こういうように断定されてもいたし方ないわけです。

今後、そういうようなことが再びないことを、私は願つてやまない次第であります。そのような措置を含めまして、この機会に、今後、そのような自衛隊員が出てこないよう、万全の措置を講じてもらいたいと思うわけなんですが、ひとつ防衛廳長官のこのことにかかる決意のほどを述べてもらいたい。

○和田(貞)委員 警察のほうにもお願いしておきたいと思います。

憲法を擁護する、守るという運動をしている、現行憲法の中でこれほど正しい、まじめな国民は、直ちに注意もし、聞かなければ処分もし、だめならば懲戒免職にもする、場合によつては、司法権にこれを告発するという措置をとることにおいて、きちんととした姿勢をとつていただきたいと考えます。

団体に対して、このような不祥事件が起つた機会に、こういう事件が再び起こらないよう、もつと厳重な取り締まりをやつてもらいたい、こういうように思うわけですが、あなたしか来ておられませんが、この機会に警察庁としての見解を承つておきたい。

律を制定してもらいたくない、こういう要請もあるわけなんです。

九

○山中國務大臣 まず、昭和四十一年の五月二十六日、これは当衆議院内閣委員会です。それから

地といふものか、全く我が國土におしてせりゆが

るという構想は、私ども持つておりません。

いうように思うわけですが、あなたしか来ておられませんが、この機会に警察庁としての見解を承つておきたい。

○星田説明員 申すまでもなく、警察といたしましては、不偏不党の立場を堅持いたしまして、違法行為に対しましては、対象の信条、性格のいかんによらず、厳正な取り締まりを行なつてきておるわけであります。従来から右翼事件等の未然防止と早期撲滅につきましても、その徹底を期するため、全力を傾けておるところをございまして、今後とも一そう努力いたす所存でございます。

○和田(貞)委員 その点は、これで終わりまして、けつこうです。

なんだ、こういうようすに言っておられるわけですが、少なくとも基地に悩んでおる地域の住民、周辺の住民、これは、さきに成立いたしました民間空港についての航空機騒音障害防止法の新法改正案、これについても、たとえば大阪の空港周辺の住民におきましては、その法律をありがたがってはおらないわけなんです。その法律ができたことによって、大阪空港を撤去してほしいという住民の要求が踏みにじられて、そのことによって大阪空港が固定化される、撤去をされる見込みがなくなった、こういうことで、不満を持っておるわけです。したがいまして、この基地周辺の新法につきましても、私は同様のことが言えるんじやないかと思うのです。

同じ年の六月二十五日の参議院の内閣委員会、それぞれ附帯決議がついておりまして、現在の周辺市町村等の整備法といわれる法律では、なお周辺市町村等の御要望に沿いたい点があるから、その運用その他について考へる、改正も考へるというようなことは附帯決議でございますが、その趣旨と、現在、基地がありますために、周辺の市町村長を中心とした、あるいは住民の方々から、いろいろと御要望がある以上は、その障害、阻害というものを何とかしてくれという御要望にこたえなければならぬ行政上の責任もございます。

いま、お話しになりました前提は、これは民間航空発着場は別といたしまして、基本的に日本本邦防軍といふものを専らか特ないか、いわゆる

運用ということによって、すなわち基地の使われかた、その態様によって、与える影響というものを考慮しておきましたけれども、基地のあること自体が、やはり地域の市町村なり、住民の方々の日常生活あるいは地域の開発あるいはまた行政の展開上の巨大なる阻害要因——いろいろなものがあるだろう。したがって、存在そのものを、やはり設置ということばであらわしていくたはうがよかつろう。単に運用だけでは、広い演習場等の場合に、面積を考えないと——影響といふものが、そのまま住民に被害を及ぼさない場合もあるようだあります。そういうことを考えて設置を入れたわけであります。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の内容に触れたいと思うわけなんですが、先ほどの質問あるいは質問に対する答弁をお聞きいたしておりますと、現行法と新法との比較をとつてみますと、確かに、基地周辺の自治体に対する交付金の制度、あるいは周辺の住民に対する住宅の防護工事、あるいは移転の補償、土地の買い入れによって、さらに移転先の補償、あるいは緑地帯の整備、さらには国有地を広場として住民に開放するというような制度、あるいは周辺の住民ないし自治体に対して、現行よりも恩典的な内容が盛られておるということは事実であります。しかししながら、このような法律ができますが、しかしながら、このような法律を早く制定するようという要請もありますし、片方では、このような法律が施行されること

日本の自衛隊といらものとの議論にも、基本的に分かれるところがありますが、私どもは、やはり独立国家であります以上は、俗に専守防衛となっておりますけれども、なすところなく、自分の独立と平知も、自分では守らないのだといふようなことについては、くみしない立場をとっております。したがつて、そのためには、どうしてもその存在のための基地というものが、付帯的に同時に存在するわけであります。

でありますから、地域住民の方々の、こんな法律を百つくつてくれるよりも、そのもとになつておる基地がなくなれば、法律なんか要らないのは、すなおに私どももそう思います。受け取る

わけであります。しかしながら、かりに将来、取  
得された基地がありますならば、これは、やはり  
基地でございますから、その基地が置かれておる  
という事情から、設置という内容に入つてまいり  
ますけれども、この法律を利用して取得をしてい  
こうという、いわゆる取得のための法律ではな  
い。これは、そうではないといつても、皆さん  
ほうでは、いやそうだとおっしゃれば水かけ論ど  
なりますが、そのような小手先のことで、今日日  
本の国内で、この環境の中で、そうやすやすと、  
新たなる基地の取得ができるようとは、とても思  
ておりません。

によつて、基地が従来以上に固定化し定着化され、そして基地を新設する場合にも、それがいわば防衛庁側のほうの一つの武器になつて、この設置にあたつて、スマーズに施設ができ上がつて、少くといふやうな試みを盛つた法律であるので、少なくとも基地を撤去してほし、基地があつては困るという住民の側から言ひうならば、この法律については、全くけしからぬ法律であつて、この法

そのような考え方を持つておる住民が存在するといふこと、あるいはそういう住民の組織が存在するといふこと、そのことを、あなたのほうでは十分熟知しながら、あえて従来の法律を——運用にあたつてでありますと、これから基地を設置していく、防衛施設を新設していく、それまでも含めた内容の法律をつくるようになつた、こういふ経緯について、この機会にまず説明していただき

とができますか。かといって、やはり日本全體を踏まえて、国家全体を踏まえて、どこかに基といふものがなければならない。さらにまた、軍基地は安保条約といふものに対する贊否にもながりましょう。そういう議論が分かれていては、知っておりますが、現在ありますものにして、整理統合等努力することは、今までの内弁でも明らかにしております。しかしながら、

一步前述して路みどりでそれをどうかしらうにふうにお受け取りいただければ幸いでありますが、それは、だめだらうと思うのです。  
○和田(眞)委員 民生安定施設の助成について、八条でうたわれておるわけですが、それに屋上屋下金制度をつけ加える、重ねる、これには私、あなた方のほうの思想というか、何かがおありじゃ

ないかと思うのです。なぜ民基安定施設の助成のほかに、屋上屋を重ねるような調整交付金制度をこう幾つもつくるのか、看法をこじてこのか、その

○山中國務大臣　基地の態様もいろいろございま  
すので、これを一津に取らぬは、なかなかお気の  
この機会は入れたのか、新規に入れたのか、  
点の説明をしてもらいたい。

毒と申しますか、その関係の周辺市町村だけが、特別にほかの基地よりも阻害、障害その他を受けおられるという場合において、それの方々への

行政、財政上の障害要因に対して、何らかお手伝いできな~~い~~のだろうかという気持ちは持つておるわけですが、そのための構想はいろいろございました。しかしながら、やはり自治省所管の交付金あるいはまた調整交付金等の財政資金の援助的なものは、この際、防衛施設厅としては慎むべきであろう。そのためには、民生安定施設においては、当然ながら因果関係と対象施設が限定をされます。

そこで、そぞらの特免防衛施設として内閣総理大臣が指定をいたします特殊な、そぞたくさんはございませんが、熊様の基地については、それらのほかの問題でやつてほしいこと、あるいはやりたいこと等について、国が何らかの手伝いをしようと、という御要請もあります。それについてこたえるために、ただつかみ金的なものであつては、これは結果的に自治省の財政資金と同じことになるおそれがありますので、政令でメニューを定めまして、これらのカテゴリの中の施設その他をおやりになる場合においては、それに対する交付金を支給いたしましよう、しかし、それは事柄の性質上十分の十でござります、かといって、それを恣意に何にでも使っていいというものではございませんという考え方を明らかにして、ことし、初年度五億円の金を計上したということでおざいます。

で、一、二問だけお許しを願いたいと思います。  
実は、退休前の給与法改定のときにお尋ねした  
かったのですが、あのときも、いろいろ時間的な  
制約がありまして、お尋ねができませんでした  
が、駐留軍関係の例の期末手当〇・三ヶ月の増額  
分については、昨年の改定段階から日米間の話し  
合いが合意に達せず、今日まで持ち越しになりました  
して、結果的には〇・五ヶ月分が三月末までに支  
給され、改定されたいわゆる〇・三ヶ月分とい  
うのは、まだ駐留軍関係については、実際支給さ  
れていない状況なんです。  
いろいろ非公式にお尋ねをしてきたのですが、  
なかなか米側との話し合いで詰まらないで、なお  
合意に達していないということを聞かされておりま  
す、政府としても極力努力をしておられるよ  
うですが、事、基地関係から派生するいろんな問  
題で、働いている労働者のことについては、いろ  
んな面でわれわれの立場からすると不満な点がござ  
ります。  
いずれ、こまかい点もお尋ねをしたいのです  
が、現在までの交渉経過は一体どうなっているの  
か。公務員関係は、すでにもう五月二日に支給さ  
れておりますし、地方自治体にしましても、大  
体、十日をめどに、おそらくとも支給するという作  
業が進められております。その間、日米間の話し  
合いが合意に達しないいたしますと、おそらく  
今月一ぱいで駐留軍関係者の手元に届くのは、む  
ずかしいのではないかという悲観的な見方さえあ  
るわけですね。これでは同時同率の原則に基づいて  
給与については改定をしていくという原則がく  
ずれる。そういう意味で、現段階の交渉経過と、  
そのめどは一本どうなっているのか、お聞かせい  
ただきたいと思います。  
○松坂政府委員 いま御指摘になりました期末手  
当の〇・三ヶ月分の特別手当の支給の交渉経緯  
と、それからめどのお話を申し上げたいと思いま  
す。  
これは、いまおっしゃいましたように、公務員  
の関係は、もう支給が行なわれております。した

がいまして、私どもは、従来、駐留軍從業員の給与につきましては、国家公務員の給与のサイクルに合わせると申しますか、そういった方式を考えておりましたので、去る四月八日以来、アメリカ側と折衝いたしております。この連休中もやつておりますが、そのめどといったまでは、きょうの午後からもまた府中と会議をいたしますけれども、できる限り早くアメリカ側と話をつけまして、一日も早く支給できるようについてで、鋭意折衝中でございます。

○上原委員 そういたしますと、法律は四月の二十七日に国会を通過して制定された、効力を発した日に在籍をしておった公務員には、全部適用されたわけですね。駐留軍の場合はどうなるわけですか。その点が一つと、いま一つは、おくれればすね。まだ鋭意努力をなさつておるというのですか、アメリカ側と合意をした日にちに在籍をしておった者になるのか、四月二十七日に法律が通過したのを基点に在籍した者になるのか、これらも非常に問題になる点ですね。

そういう意味でも、一日も早く結論を出していただかなないと、該当者がどんどん減っていく、それだけ不利益になるということで、関係者の強い要求もあるわけですから、そこいらの点についてはどうなっているのか。原則としては、やはり四月二十七日というのを基点にすべきだという私たちの考え方なんですが、その点についてのアメリカ側の感触なり、政府の考え方は、どういう姿勢で臨んでおられるのか。

○松坂政府委員 いまおっしゃいましたように、四月二十七日現在在職者というのが、公務員の適用対象者であります。したがいまして、私どものほうは、駐留軍從業員の場合も同じ日、四月二十七日在籍者ということで考えております。

○上原委員 関連ですか、これ以上お尋ねしませんが、きょうも交渉を持たれるようあります

だいて、かりに昨年の○・三カ月は、あの時点でもらつておると、得した方々も実際問題としてかなりおるわけですね。ある面では、物理的に公務員のようにいかない、という点は、私も理解をいたしますが、どうもアメリカ側との話し合いというのが、えてして人件費の問題については、かなり難渋をしている経過がございます。

ひとつ施設庁長官も、また防衛庁長官も、そういった事情を御理解をいただいて、解雇がどんどん出ている段階においては、そういった事情なども十分踏まえてやつていただきないと困りますので、どちらかの長官の決意を聞いて、関連を終えたいと思います。

○田代政府委員 お答えいたします。

ただいま仰せのとおり、この問題につきましては、組合の皆さん方からも、私じかに承つておりますし、また私自身で、連休の途中出てまいりまして、御案内と思いますが、府中の参謀長と会つたりいたしております。そういうことで、なるべく早く決着をつけるということで、現在、部下を督励いたしておりますが、私自身も、そういうつもりでこの問題に当たりたい、こう考えております。

○和田(貞)委員 特定防衛施設の指定にあたつては、これは米軍、自衛隊にとって重要な飛行場、港湾、射撃演習場、砲撃演習場等ということになつてゐるわけなんですが、むしろ、そのことが、山中長官のほうから、決して基地の拡大を促進していくことにはならないのだという内容の答弁も、先ほどあつたわけですが、最近の自治体の財政事情というものをながめてまいりますと、むしろ特定防衛施設の指定を受けよう、こういうこととで、この法律ができたことによつて、関係市町村が防衛庁に対して、陳情にこれつとめるというような結果が生まれてきやしないか、こういうことを私はおそれるわけなんです。そのようなねらいが、おりりやないのですか。

○山中國務大臣 特定防衛施設というの、限定

された個所にするつもりで、日下その基準というものを作成しております。したがって、あるいは自分たちのところも、せつかくできたのなら、特定防衛施設にせいといふ御要望が現実にあるかも知れません。しかし、これは純粹に客観的に、やはり面積あるいは人口あるいは動態、開発計画、いろいろなものがござりますから、そういうものをよく勘案いたしながら、特定防衛施設というものが恣意に指定されるものではなく、また、その数もそうよけいとは考えられませんので、市町村長さん方の御要望に、あるいは沿いかねる個所のほうがむしろ多いのではないか、その点はかえつて危惧いたしておりますが、きちんとした基準でもつて、それに当てはまるものにしたいと考えます。

○和田(貞)委員 この新法は、旧軍事特別国庫補助金制度あるいは旧軍関係市町村財源の特別補助

金制度の復活だ、こういうふうに言う者もあるわけですね。あなた方のほうは、そうじゃない、こういうふうに言われると思いますが、まさにそのような意見も当たるわけでございます。そうなつてまいりまると、福祉優先の行政が、軍事優先の行政になるということになつて、憲法違反の疑いのある新法だ、こういう考え方を持つ者もあるわけです。これについて、私は、とやかく言いませんが、そういう意見もあると、うことは、事実でありますから、少なくとも、この法律の運用に当たつて、やはり基地周辺の住民の皆さんというのには、これは基地を固定化して、そして、その周辺の住民が何らかの助成措置を受けたり、あるいはそういう原則の上に立つて、住民の気持いくと、そういうことがいいのだというふうに考えておるのは、私は本意ではないと思う。やはりあるより、ないほうがいいわけですからね。周辺の基地がそのままに存置されながら、周辺が整備されていくことのないように、また、いま申し上げ

ましたように、今日の自治体といふものは、非常に財政が貧弱ですから、これに便乗して特定防衛施設を拡大していく、というような動きに対しましては、これは厳正な判断に立つて対処していく、こういうことが新法の運営にあたつて私はぜひとも必要であろう、こういうふうに思うわけなんですが、これについての御見解をお願いしたいと思います。

○山中国務大臣 この特定防衛施設については、政令がだいぶござりますので、これは、ただいま詰めておりますので、いずれ皆さんのお手元に、こういう政令の予定である、これは閣議決定ですから、予定であるというものをお示ししたいと思ふのですが、はつきり申し上げられると思うのは、この特定防衛施設の交付金制度ができたから

といつて、今後、あなた方の懸念せられる、新しく取得する基地というものがかりにあった場合、それが特定防衛施設に指定されることがあるだけ

うかという問題については、私どもの考えております基準では、今後、新たに取得する土地で、特定防衛施設に指定されるものはあり得ないだろう、そういうふうに考えております。

○和田(貞)委員 ついでに、いい機会ですので聞いておきたいと思いますが、二種区域にある建

物、これが移転する場合に、移転費用を補償する

ということだけではなくて、新しく土地を買い求め代替地を用意して、そこに移つてもらうとい

うような考え方方に立つてもらえるわけですね。

○田代政府委員 一種区域の移転等の場合でございましたように、民間空港の場合と違いまして、特別の整備機構といふものは考えておりません。し

たがいまして、私どもの考え方いたしました

は、集団的にかわる、たとえば十戸以上かわると

いう場合に、公共団体にやつていただく、そして

公共団体がおやりになつたときには、周辺の道路

が計算基礎といふものが、やはり建設省のそういう

移転補償の計算基準が基礎になつていくと思いま

すが、あれでは、どの道路を新設する場合も、あ

るいは住宅を改良する場合も、補償にならぬわけ

ですよ。極端なところでは、もらつた補償費の倍額を出さなければ土地を求めることができないと

ございます。

○和田(貞)委員 そうすると、代替地を与えると

いうことじやないわけですね。

○田代政府委員 それは当然、移転補償という

ことが片一方ござりますから、それをもつて取得

するといふ形になると思います。ただ、取得する

場合も、ただいま申しましたように、いろいろな

公共施設その他を、全部国がめんどうを見るとい

たしますと、団地で取得する場合の単価もそれだ

け安くなるだろうということで、二重の効果があ

るということを、現在考

えておるわけでございま

す。

○和田(貞)委員 これが、どうせあなたのほうも、

わらないで、土地を求めることができるような補

償額を出してあげるといふようなことは、やはりひとつ検討してもらいたいものだと思います。

○山中国務大臣 繰り返し申し上げますが、この

法律は、そ

ういう悪用をしようといふ法律ではございませんで、附帯決議を受けて、その後、行政

を展開してまいりまして、やはり現在の法律では

やつていけない、因果関係の究明の問題とかいろ

いろありますし、さらによ

りて、現在の防衛施設周辺整備法では適用でき

ない、因縁關係の究明の問題とかいろ

いろありますし、さらによ

く踏まえて十分に検討して、それらにこたえる方

法があるかといふことで考

えたわ

けでありますか

ができた以上は、そのような建設者の基準にこだ

わらないで、土地を求めることができるよう

な補

償額を出

してあげるといふ

ものだと思います。

○和田(貞)委員 たとえば、一度、その点につい

て、先ほども申し上げましたように、これが、い

わゆる特別交付金制度で、自治体をつかみ金でつ

つていくといふような運用になつたり、あるいは

長官のほうからどうぞお答え願いたい。

○和田(貞)委員 それで、もう一度、その点につい

て、長官のほうからどうぞお答え願いたい。

○和田(貞)委員 これが、もう一度、その点につい



官、あまりかた意地なことを言わむと——利用する条件というのはないんですよ。わざわざ信太山の演習場に行くのであれば、北のほうに演習場があるのですから、そこでやはり演習なさっておった。そのことと比較したら、これは戦時中だといえば、そうありますけれども、あまりにも閑散とした演習場になつておる。地元の和泉市は、その演習場の中を縫つて、新しくできました火葬場に毎日のようす葬式車が通うておるといふくらいに悠長な演習場なんです。だからこそ、言つておつるわけでありますから、ひとつ御調査いただきまして、——これは全部が全部といわなくとも、必要なところだけは使つていただいて、ほとんどが使っておらないわけなんですから、やはりこれは地域住民の要望にこたえる。地域の行政機関の要望にこたえる、こういうように謙虚な気持ちであつてほしいというように私は思うわけなんです。どうですか。

さるに、その中で、先ほど申し上げましたよう  
に、和泉市の行政区域にあるこの演習場の敷地面積  
が二百三十万平方メートルで、堺市側の行政区  
域にある演習場の敷地面積が七万平方メートル、  
この堺市側の七万平方メートルの敷地が、いま射  
撃場に使われておるわけです。この射撃場に使わ  
れておる七万平方メートル全部が、昭和四十年七  
月に、公園敷地として都市計画決定がなされてお  
るわけです。したがいまして、それに基づいて地  
元としては、公園に指定したい、事業決定をして  
公園にしていきたい、こういう要望もこれあるわ  
けなんです。二百三十七万平方メートルの中の七  
万平方メートルです。そのような要望でさえも、  
こたえていただきくことができませんでしょうか。  
○長坂政府委員 先ほど来、御質問いただいてお  
りますが、一つには、和泉市との間の関係とい  
ますが、旧地主との関係の問題がございまして、  
演習場の中に、合わせますと約二十三万ばかりの  
民有地がございます。これは、さつき火葬場の話  
も出ましたけれども、市側にとって利用しいよいよ  
うな場所に交換をしようという相談を、いま市側  
ともいたしております。市のほうは、具体的な計  
画がまだ固まってないようですがございますけれど  
も、そういう計画も進めてまいりたい。  
それから、射場のほうは、現に私ども射場とし  
て使っておりますので、これを演習場のどの辺に  
持つてくるかという射場の移設とか、そういう間  
題もからみますので、これは、しばらく検討をさ  
せていただきたいと思います。ちょっと概略で「さ  
りますが……」。

○和田(貞)委員 この点については、あまり長く言  
いませんが、特定防衛施設に指定されぬよう  
に、関係市も、特定市に指定してくれということ  
を言うておりますんで、ほんどの地域が——く  
どいようであります。遊んでおる地域につい  
て、ひとつ地域住民の要望にこたえていただき  
い、こう思いますので、先ほど申し上げましたよ  
うな観点に立つて、早急に資料を正確に把握して  
いただきまして、山中良吉の言わされた後段の方針

向かって、旅館のほうで努力してほしい。このことをつけ加えて、強く要望しておきたいと思います。

その次に、お尋ねいたしたいのは、ここ数回にわたりまして、わが党の檜崎議員やあるいは公明党の近江議員が、予算委員会その他でお尋ねをおるわけですが、能勢ナイキの問題であります。最近では、近江議員が三月の八日の予算委員会の第一分科会で質問しておるわけですが、その翌日に各紙に一齊に「能勢ナイキ断念か」、こういう記事が載っていたわけです。

議事録を拝見いたしますと、山中長官答えておられるこの答弁が、どちらにとつたらいいかわからぬわけです。とにかく、まん中にごちゃごちゃとあって、先とあとがあるというようなことで、念のために、ちょっと読み上げますと、久保政府委員が答弁したあと近江議員が、能勢町周辺にこのナイキ基地を置くのだという感触がいままであつたけれども、それは一応白紙になつた、こういうことですね。こういうように質問しておる。これに山中長官が答えられて、「なかなかそこらは微妙なところとして、うちのほうではそういうつもりで一応交渉もしておつたのですが、その後正式に地元の関係町なり議會が反対もされましたし、またわが党も、自民党的な議員もですが、「含めて国会の方々にも御意見があるということで、まだ断念した」というところまで事務当局では言い切つてもらつては困るということを言っておるようですがれども、そういうような立場で、いまのところ能勢もなお含みを残しながら、候補地の選定中であるということであります。これは山中長官の答弁なんです。

それをどう受け取ったのか、各紙は「能勢ナイキ断念か」、こういう記事が翌日の朝刊に一齊に載りました。よくよく読んでみると、そうであったのかどうかということも、わからないような表現のしかたであるわけですね。

そこで、そのことに、やはり住民の皆さんが関心を持っておられますので、これを断念という新

の直後、十二日に防衛庁を訪れた地域住民の代表の方々に、長坂防衛庁参事官が、山中長官の答弁は誤って伝えられている、困難はあるが、能勢局の施設部長も、能勢のナイキ基地設置反対大阪連絡会議の代表者に、断念しないということを強調しておるわけです。それからまた、大阪の防衛施設になさつておる。それからまた、大阪の防衛施設局の施設部長も、能勢のナイキ基地設置反対大阪連絡会議の代表者に、断念しないということを強調しておるわけです。これはどちらがほんまなんですか。新聞の記事が間違つておったのですか。あるいは山中長官、その当時の気持ちはどうであったのか、いまはどういう気持ちなのか。あらためてひとつお答え願いたい。

ことですね。ただ防衛庁のほうは、どなたが国会の場でお答えになつても、大阪周辺に二ヵ所のナ

イキ基地を設置する、こういう考え方方は、どの議事録を見ましても、一貫して通つておるわけです。それは間違いないのですか。

○山中國務大臣 それは既定方針でございます

て、そのとおりでございます。

○和田(貞)委員 それじゃ、昭和五十年に能勢を含めた大阪北部のほう、昭和五十一年に大阪南部のほう、ということも変わらないのですか。

○山中國務大臣 そういう既定方針に従つて努力中であるということであります。

○和田(貞)委員 北部の能勢を含めてということばの表現のように、能勢という地名は出てきておるわけなんですが、能勢を含めてという周辺の地名が、いまだに出たことがないわけです。いろいろと選定中であり、物色中であるということであれば、たとえば能勢町以外に、北部の場合に、どことどことどことを当たつておるのだということを、この機会にお聞かせ願いたい。

○長坂政府委員 いまの御質問の御趣旨は、從来の方針の、北部に一つ、南部に一つという方針は変わりはないか、変わりはないというふうにお答えがあつたわけでございますが、その北部につきましてどうなんだ、これは現在のところ、能勢を候補地として考えております。

○和田(貞)委員 能勢を含めてその周辺といふことはなくて、能勢を考えておるということですね。能勢以外のことは、考えておらないということですね。

○長坂政府委員 そのとおりでございます。

○和田(貞)委員 それじゃ、山中長官どうですか。いまの長坂参事官の答弁は、はつきりしているわけなんです。決断しておらないということを

先ほど言わされました、能勢だということであるのですか、長官の意思も。

○山中國務大臣 既定方針どおり、事務当局はそういうことで努力をいたしておりますから、それをやめろということを、私はまだ言っておらない

ということであります。しかし私は政治家でありますから、大体それについての見通しはつけなければなりませんし、その判断は絶えず持つていな

ければなりません。したがつて、現在のところは、何も変わっておりませんが、いろんな客観情勢が変化をしない限りは、なかなか困難であろう

という気持ちを持つております。したがつて、も

しそうなるとすれば、やはり北部について、ほかに代替地と申しますか、能勢がきつたわけでは

ありませんから、別な場所を物色する、地元と御相談のいく場所というようなものをさがすことに

なるだらうと思うのです。

○和田(貞)委員 長坂参事官にお尋ねをしますが、いまのところは、能勢以外に物色をしておるところはどこもないわけですね。

○長坂政府委員 ございません。

○和田(貞)委員 それじゃ、南部のほうはどうですか。一応住民としては、当たるところが、これは高森山じゃないかという憶測があるわけなんですが、南部については、どこも当たつておるところはないのですか。

○長坂政府委員 北部のほうにつきましては、府内での議も経まして、能勢というところが候補地にあがつております。ところが、南部のほうは、こ

ういうものが非常に違つておりますが、私どものほうで、どこを候補地にするというようなところまでまだ検討が進んでいないと申しますが、どう

うで、どこを候補地にするというようなところま

でまだ検討が進んでいないと申しますが、どこと

う時期は、それよりもさらにずれるわけでしょ

う。そうすると、五十一年ということは間に合わぬじゃないですか。

○長坂政府委員 既定方針がそういうことでござりますので、それに間に合うようにはならなければならぬ立場にあるうかと思ひます。

○和田(貞)委員 検討して具体的に折衝するといふ時期は、それよりもさらにずれるわけですね。能勢以外のことは、まだ審議の段階まで参つてお

いません。

以上でございます。

○和田(貞)委員 昭和五十一年を目標にしている大阪南部について、高森山付近も当たつたことはないのですか。

○長坂政府委員 高森山というのは、どこであるか、ちょっと私、まだ記憶にございません。

○和田(貞)委員 紀伊山脈の和歌山寄りです。

○長坂政府委員 和歌山県と申しますか、いわゆる大阪南部について、まだ私どもの段階で、これ

を候補地にしようじゃないかというような審議をやつております。まだ、その段階ではございませんから、大体それについての見通しはつけなければなりません。したがつて、現在のところは、何も変わっておりませんが、いろんな客観情

せん。もっと下のほうの段階などで、あるいはそういう話があるかもしれません。まだ、その段階ではございませんが、どものところで、いわゆる防衛庁の事務当局とし

て、どこを選定しようかというようなところまで作業はいっておりません。

○和田(貞)委員 その作業は、いつころになれば進められるのですか。

○長坂政府委員 やはりここ一两年であろうかと思います。

○和田(貞)委員 そうすると、五十一年という時期は、ずれるということもあるわけですね。

○長坂政府委員 既定方針に沿つての作業をするのが、事務当局のつとめであろうと思います。現段階では、そのような努力をいたしたいというふうに考えております。

○和田(貞)委員 一两年中に物色をやるというこ

とでは、五十一年の時期が間に合わぬじやないですか。それはずれるということでしょう。

○長坂政府委員 既定方針がそういうことでござりますので、それに間に合うようにはならなければならぬ立場にあるうかと思ひます。

○和田(貞)委員 検討して具体的に折衝するといふ時期は、それよりもさらにずれるわけですね。能勢以外のことは、まだ審議の段階まで参つてお

いません。

○長坂政府委員 必ずしもそういうふうにはならぬじゃないかと思ひます。五十年と申しまし

ても、幅のあることでございますので、いといふことは言えますね。

○和田(貞)委員 それでは、もう一度念を押しますが、大阪南部については、いまのところでは、

まだ計画も立つておらないし、物色もしておら

ないといふことは言えますね。

○長坂政府委員 先ほど来申し上げておりますよ

うに、その候補地としてしばる審議をまだやると連製のSAM-6と、ほぼ似たような性能であります。ナイキの性能が、中東紛争で使われましたソ連製のSAM-6と、ほぼ似たような性能であります。問題は、機動性を本則とするSAM-6と、移動はできるが、固定という形のナイキというも

の段階では、既定方針に基づいて、その作業をしておるわけでございますので、私どもの立場からは、特に変更するというような考え方で仕事を進めているわけではございません。

○和田(貞)委員 アメリカの本土のナイキ配備は、廃止の方針に基づいて減少していく、廃止をしていく、こういう方針でございますが、自衛隊の問題は、別でありますか、その点ひとつ説明してもらいたい。

○山中國務大臣 固執の問題は、別でありますか。一応住民としては、当たるところが、これは高森山じゃないかという憶測があるわけなんですが、南部については、どこも当たつておるところはないのですか。

○和田(貞)委員 アメリカの本土のナイキ改まで固執して既定方針どおり考えておられるの

か、その点ひとつ説明してもらいたい。

○山中國務大臣 固執の問題は、別でありますか。ナイキに対するアメリカの配置をやめるとい

う問題は、フロリダの周辺を除いては、大体そういう方向にきまりつつあるようであります。ただこれは、NATO諸国も、ナイキ改であります

が、逐次更新をしつつありますし、わが国はナイキというものでライセンス生産をいたしております。

これは、NATO諸国も、ナイキ改であります

が、ナイキに対するアメリカの配置をやめるとい

う問題は、フロリダの周辺を除いては、大体そ

う方向にきまりつつあるようであります。ただこれは、NATO諸国も、ナイキ改であります

が、逐次更新をしつつありますし、わが国はナイ

キ改というものでライセンス生産をいたしております。

これは、NATO諸国も、ナイキ改であります

が、逐次更新をしつつありますし、わが国はナイ

キ改というものは、一定の性能を持ったものでカ

カの国土の上空に、敵の飛行機が脅威となり、あ

のとの——日本側として、わが国の地形その他から考へて、どういうものが日本に合うのかという事を考へれば、やはりもう少いいろいろ、われわれ自身の研究開発の分野が残されているような気がいたしますが、いまのところ、急にナイキを全部やめるというには——アメリカもナイキ、たしかSAM—Dでありますか、研究中と聞いておりますけれども、それが日本の地形その他に合うかどうか、これらの問題等もありますから、私のほうから、日本に合つたような、そういう移動を原則として、固定が原則でないというようなもの等も、研究開発をやれば可能ではないかといふこと等も、いま命じておるわけでございまして、今後、日本の防衛のあり方について、そういう局地防衛というような問題でどのようにするかは、大いに研究の必要があると考えます。

今日まではアメリカの持つておるもの、ライセンス生産してそれで足りりとしておりました

が、アメリカがそれをやめるとなれば、これはNATO軍も含めて、日本自体で何か考える余地も十分出てくるし、またそうしなければならぬといふことで、いまのところ、特別にかわって何かができるおるわけはありませんが、そういう余地があります。

○和田(貞)委員 そうすると、あえて固定基地増

大の考え方といふものに固執する必要がないのじ

やないですか。

○山中国務大臣 いまのところ、そこまで実はい

つてないわけなんです。わが国においてライセ

ンス生産が可能でありますし、国内で製つところ

もありませんから、アメリカに行つて試射をした

りなどしておりますけれども、しかしながら、ナ

イキ」というものが、わが国における局地防空の最もすぐれた兵器であることに、現時点においては変わりませんので、そのような配置、しかも、これは三次防以来の懸案でありますから、それに正しい国防のあり方であろう、そう考えます。

○和田(貞)委員 言われましたように、アメリカ

のほうが、ナイキを廃止していくとこの方向であ

れば、部品その他はとんどが、アメリカからの輸入ということになるわけなんで、それでもなお固定化したナイキ基地を、固執されることによつて、それらの製造面の、軍需産業面との兼ね合いで、それからどういうような見通しで立ておられるのですか。

○山中國務大臣 申し上げますが、固執という表

現はしておりませんので、現時点においては、既定方針どおりの展開をしていくつもりである。た

だアメリカが、そういうアメリカとしての本土防

衛の姿勢を変えつゝあって、兵器についても、そ

れが出てきておるというような問題等について

は、日本の場合には、今までアメリカのナイキ

そのもの、あるいはまだライセンスのJといふも

の等について、たよつてきておりましたから、そ

の間、これはNATOも同じでありますから、こ

れからどうぞ各國が対処するか、わが国はどうあるべきかというような問題、ことに山岳起伏の多い日本において、そういう新しい性能のものを自分たちで研究開発できないかどうかというような問題等は、今後、検討の余地のあるところとして、そういう作業をしたらどうだということを言っておるわけであります。

○和田(貞)委員 その検討課題の中に、少なくとも頭に置かれておる中に、ナイキは固執するとい

うことばを、いま避けられたわけなのですが、時

代おくれの兵器だ、こういふことは防衛庁の最高

責任者として把握をしておられた上で、これが

うことばを、いま避けられたわけなのです。

○山中國務大臣 時代おくれの兵器ではないので

見学その他の名にかこつけて、見学等を過去にさ

しておるわけなんですが、現実の姿として、実射

をやっておるところはどこもないのであります。そ

の姿を十分に見せるならば、これは、もうたいへん

なことだ、こういうようになるわけです。

いま長坂さんのはうから、明確に御答弁いた

きました能勢町、これも山奥だとはいながら、そ

こにはかなりの人家があるし、それから、その地

域では、最近は放牧もありますし、それから青

少年のレクリエーションセンターもつくつておりますし、また最近では、労働者のセンターも計画

されています。ナイキJは、それだけのちゃんとした性能諸

元を満たす威力も能力も持つておりますし、それ

は当然のこととして、何も変わったことはないわ

けでありますけれども、アメリカ自身が、アメリ

カの本土防空という問題に対し、攻撃的にも防

御的にもいろいろ戦略構想を変えつてある、そ

の中でも、アメリカが先ほどフロリダには残してお

る」と申しましたが、フロリダでどちらのほうを指

向しているか、おおむね想像のつくところであり

ますが、本土の上空の脅威ということが、もしア

メリカにあるとすれば、そういう方向しかないと

ころういうふうに、アメリカは戦術上見ておるの

だろうと思うのです。

したがつて、アメリカの今までの戦術戦略の

上の要請でもあったナイキといふものを、わが國

し、地形も違いますが、どうするかの問題は、各

國も問題でしようし、NATOとしても、問題で

しょうし、わが国においても、もっとアメリカ側

の真意なり生産その他の企業との関係なり、ある

いは先ほど仰せられましたように、部品その他の

問題もありますから、そういう問題について、い

ま少しく真相を確かめなければよくわからないと

いうことがあります、私のわかつておる範囲で

は、アメリカのそのような防空戦略戦術というも

のが、若干の変化を来たしつつあるということ

で、その面においてナイキの影響が日本になしと

しない、こういうことを言つておるわけであります。

○和田(貞)委員 現実の姿として、ナイキの既存

の基地について、一部の、たとえば能勢について

おるわけであります。

○和田(貞)委員 その検討課題の中に、少なくと

も頭に置かれておる中に、ナイキは固執するとい

うことばを、いま避けられたわけなのであります。

○和田(貞)委員 その検討課題の中に、少なくと

も頭に置かれておる中に、ナイキは固執するとい

うことばを、いま避けられたわけなのであります。

○和田(貞)委員 その検討課題について、一部の、たとえば能勢についておるわけであります。

</div

ら、あえて私は言うておるわけなんです。変更する意思はないですか。

○山中国務大臣　国を守るという問題あるいは大都市を守るという問題は——やはり米ソ両大国の報復で殺すというようなこと等も、依然としてくずれでおりませんし、そのことに対するちゅうちゅう戦略において、相互に大都市一億ずつを、第一撃

ふといふものが、一方にあることによて、核攻撃が行なわれるということを想定して、シミュレーションジャーは、その目標の分散ということをやつて、いるようあります。しかし、いずれにしても、攻められる場合は、これは大都市も、基地も、すべてが攻められるわけでありますから、それを守るべく基地はあるわけであります、これは飛行場であっても、駐とん地であっても同じでありますし、われわれは、そういう事態の起ころうなために、外國を攻撃するつもりもない、国際紛争解決のために、武力を使うつもりもない、交戦権もわれわれは持つておりますんといつておるわけでありますから、それでもなお、日本を侵略するというようなことがないように努力はしておりますが、あれば、われわれとしては、日本に手を出せば、高価につくというぐらいの姿勢はとるべきだという私どもの立場でありますて、その点は遺憾ながら、先生の党と立場は異にするということであります。

事があつたならば、その付近の住民が非常に被害をこうむる、無抵抗な、無防備な国民に火の粉がかからつくる、こういうことにならないためにも、基地の設定については、地域の住民が住んでおるところを、わざわざ選定するというようなことはないようにしてもらいたいと思いますし、能勢につきましては、議会におきましても、町長自身におきましても、あるいは住民全体としても、能勢にナイキ基地が設置されることについては、どうしても反対である。山中長官も御理解のとおり、その地域の選出の自民党の代議士さんも、これに反対をしておるわけですから、これは長坂さん、非常に固執した答弁がありましたけれども、能勢に配備するということ、それから大阪の南部に配備するということ、これは、もう一度検討して直していただきたい。私たちは、大阪の周辺に要りませんので、お返しますから、どうぞひとつ、そういうことのないよう再検討していただきたい、こういうことを強く要望いたしました。私の質問を終わりたいと思います。

○徳安委員長　この際、暫時休憩いたします。

午後一時四十五分休憩

○徳安委員長　午後三時六分開議

午後三時六分開議

○徳安委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題いたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

瀬長亀次郎君。

〔委員長退席　野呂委員長代理着席〕

○瀬長委員　きょうは、特に沖縄の福地ダムなど、北部のダム、いわゆる湖上におけるアメリカの訓練、演習、こういったことについて質問をしたいと思いますが、その前に厚生省に、それと関連する問題がありますので、次のことをお聞きしたいと思います。

午後二時六分開議

○德安委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○德安委員長 この際、暫時休憩いたします。

これが、昭和四十一年十一月第一週から始まる  
という問題で、日本駐留合衆国軍との伝染病情報  
の交換について、厚生省の公衆衛生局長が、各都  
道府県知事を通じて、その保健所長に通知をしな  
ければならぬ、保健所長とアメリカの病院と情報  
を常に交換するということになつておりますが、  
この通知につきまして、公衆衛生局長は、沖縄県  
知事を通じて事実通知したかどうか、この点をお  
伺いしたいと思います。

○三浦政府委員 先生御承知のとおり、昭和四十  
一年に、日米合同委員会の取りきめによりま  
で、日本と駐留米軍との間に、伝染病患者が発生  
をしたときには米軍から通報を受ける、こういふ  
たてまえになつておることは、ただいま御質問の  
とおりでございます。この取りきめにつきましても、  
は、沖縄県につきましても、当然適用になるわけ  
でございまして、したがいまして、従来の内地と  
同様な取りきめでやるわけでございますが、あるこ  
とはまだ、この点の周知徹底を欠いている面があ  
るかもわかりませんので、今後さらに、米軍との  
私の方へお聞きたいと思います。

うちに通知をする予定しております。

○瀬長委員 これは、三月に行なわれた参議院の星野質問、あの中であなたの方は、環境衛生局長のほうで答弁がある、私は管轄ないので、答弁はできないということになった。私、この前帰りましたら、通知、向こうに来ていないのです。もう二ヵ年になるんですよ。二ヵ年になるにかかわらず、伝染病、そういうものに関係する情報の交換、これが通知すらなされておらぬ。一体どういうことから、それが生まれているのか。

○三浦政府委員 実は、四十一年の日米合同会議の決定事項につきましては、当然、沖縄県にも適用があるものという認識のもとになされておりましたので、あらためて通知をすることの必要がなったと思つた点でございまして、この点は、確かに御質問の過般の点は、聞いておりまして、非常に遺憾と思いますので、あらためてもう一度、近々通知を出す予定にしておるような次第でございま

これは、昭和四十一年十一月第一週から始まる  
という問題で、日本駐留合衆国軍との伝染病情報  
の交換について、厚生省の公衆衛生局長が、各都  
道府県知事を通じて、その保健所長に通知をした  
ければならぬ、保健所長とアメリカの病院と情報  
を常に交換するということになつておりますが、  
この通知につきまして、公衆衛生局長は、沖縄県  
知事を通じて事実通知したかどうか、この点をお  
伺いしたいと思います。

○三浦政府委員 先生御承知のとおり、昭和四十  
一年に、日米合同委員会の取りきめによりま  
で、日本と駐留米軍との間に、伝染病患者が発生  
をしたときには米軍から通報を受ける、こういふ  
たてまえになつておることは、ただいま御質問の  
とおりでございます。この取りきめにつきまして  
は、沖縄県につきましても、当然適用になるわけ  
でございまして、したがいまして、従来の内地と  
同様な取りきめでやるわけでございますが、ある  
いはまだ、この点の周知徹底を欠いている面があ  
るかもわかりませんので、今後さらに、米軍との  
こういう協定があるのだということで、周知徹底  
をはかつてまいりたいと思っておる次第でござ  
ります。

○瀬長委員 この合意による情報交換ですね、  
それが通知されておるか。もう復帰後、あと一週間  
しましたら、二年になるわけなんです。当然のこ  
とながら、これは公衆衛生局長から、県知事を通  
じて通知をしなければならぬ。ところがやられて  
おらぬ。やられておるのかどうか、これを聞いてお  
るわけなんですか。

○三浦政府委員 通知はされておりますけれども、  
ただ周知徹底を欠いている点は確かにござ  
ましたので、なお、沖縄県、さらに向こうの米軍  
に対しまして、周知徹底をはかつてまいりたいと  
思つておる次第でござります。

○瀬長委員 いつ通知したのですか。

○三浦政府委員 実は、まことに申しわけござ  
ませんが、さつきのを取り消させていただきま  
して、通知はなされておりませんので、ごく近々の

うちに通知をする予定しております。

○瀬長委員 これは、三月に行なわれた参議院の星野質問、あの中であなた方は、環境衛生局長のほうで答弁がある、私は管轄ないので、答弁はできないということになった。私、この前帰りましたら、通知、向こうに来ていないのです。もう二カ年になるんですよ。二カ年になるにかかるわらず、伝染病、そういうものに関係する情報の交換、これが通知すらなされておらぬ。一体どういうことから、それが生まれているのか。

○三浦政府委員 実は、四十一年の日米合同会議の決定事項につきましては、当然、沖縄県にも適用があるものという認識のもとになされておりましたので、あらためて通知をすることの必要がないと思つた点でございまして、この点は、確かに御質問の過般の点は、聞いておりまして、非常に遺憾と思いますので、あらためてもう一度、近々通知を出す予定にしておるような次第でござります。

○瀬長委員 私の言うのは、復帰したら当然、日本国憲法なども適用され、沖縄県は別の県と同じような状態になるわけです。なつていますよ。ところが実際には、こういったような、本土並みではないんですね。もう二カ年。しかもこれは、伝染病などに関係する情報を交換して、そうして未然に防ぐということで、日米間で合意がなされて、その保健所長とさらに米軍の病院と常に情報交換するということになつてゐるのです。これが、なぜ二カ年間通知すらなされなかつたのかと聞いているんですよ。

○三浦政府委員 これは御承知のとおり、米軍の中に伝染病が発生した場合に、こちらに通報していただく仕組みになつてゐるわけでございます。そんなことで、日米合同会議取りきめでございまして、実は当然、沖縄県の米軍の病院のほうも知つておられるものという認識でおりまして、こまうい關係から、あらためて通知の要がないと思つた次第でございまして、その点は、先生御指摘がありましたし、あらためて確認の意味の通知

を、近く出す予定にしておるような次第でござります。

○瀬長委員 沖縄には、その通知はあらためてござ  
る必要はなかつたということで通知しなかつた。  
ところが、今度は通知する必要があると思って通  
知するわけですか。

然適用になるわけでございますが、あらためて確認の意味で、沖縄県のほうに、こういうことがありますと、もう一度御連絡しておこう

○瀬長委員 二ヵ年になりますよ。なぜ二ヵ年になるにかかわらず、本土並みではなくて、特別級いをして、特に伝染病関係、こういった点について、一片の通知、やるべき通知をなげ出さなかつたか、理由を聞いていいんですよ。少しばかにしているわけですか、沖縄県民はどうでもいいやと。百万人いますよ、向こうに日本国民が、どういう意味ですか。

○三浦政府委員 先ほど申し上げましたとおり、日米の取りきめでございまして、かつ米軍の中に発生した伝染病患者につきまして、こちらに通報を受ける仕組みになつております。そういう関係で、日米間の取りきめでございますので、当然米軍の沖縄県の病院の方も周知されている、こういう認識のもとに、あらためて通知の要がないと思つたような次第でございまして、そういう関係で、今度あらためて、もう一度確認の意味で、沖縄県にもお知らせしておこうという意味の通知を出すような次第でございます。

○瀬長委員 あなたは、實にでたらめなことを言つたね。ややまとらあやまつたらどうですか。實際は、普通返された、復帰した、同時に沖縄県都道府県知事、さらに特別政令都市、その長あなたにやることになつて、あなた方はやつているんだ。それを、なぜ沖縄だけやつていなかつたのか。沖縄で知つていると思ったので――どうし知つていいと思うのですか。なぜやらなかつたか。

の責任だから、責任をとつて、これについては、おわびするならおわびする、それであらためて通知する。しかも三月に追及され、あのときわからぬと言っている。調査したら沖縄に来ておらぬ。あなた方も通知していない。一体、この問題はどう責任を感じ、その責任を感じて反省して、通知するならどういう通知をするのか、はつきり

○三浦政府委員 責任がある答弁をしなくていいのではないのですか。

確かに、先生御指摘のとおり、復帰の時点におきまして、こういうことがあると思うことを、当然通知しておくべきだったと思ひます。その点につきましては、私ども当時確かに落ちがあつたことは、遺憾に思つてゐる次第で

ございます。そんな関係で、あらためて近く沖縄県のほうに通知をする予定にして いる次第でござります。

○瀬長委員 厚生省の伝染病関係に対する姿勢は、これではつきり、全然誠意がないということになりましたが、それでは沖縄に隔離せよと

院がありますか。  
○三浦政府委員 現在のところございません。こ  
ういう場合は四十八年度で、局舎内装工事につくる。

○瀬長委員 現在、キャンプ糸江にアメリカの陸

軍病院がありますが、御承知ですね、ここには離病院がありますか。

が、詳細な点、把握しておりません。

交換するんですね。ところが、それがなされてないから、あの病院に隔離病院があるのかないのか、よく分かりません。もう何どよ、何どよ

は極東唯一の病院としているんですよ。ちゃんと  
隔離病院あり、そして東南アジアで伝染病にか  
つてきたアメリカ兵はそこに隔離されている、こ  
ういうたうわざはもうだれ知らぬ人もいない。

れは、この前、インド婦人が天然痘にかかるでしるということで大騒ぎになりました。そのとき、

国立も県立も法定伝染病の隔離病棟かなしので、県はもう一体どうしたらしいかと、いうことで、やつとあの陸軍病院で隔離病棟がある、そこへお届けいしようかというときに、これが真性ではないとわかつてまつとした、この状態なんです。

これは、これから始めるダムの演習の問題と関連しますが、もし真性なコレラあるいは天然痘でも起こった場合に、一体どうされるつもりですか。

○三浦政府委員 ただいま申し上げましたよう  
関係で、隔離病舎を四十八年度は十二床の助成をして  
いたしております。さらに四十九年度は、十五五床  
を新たに特段の高額補助で助成をして、沖縄県に  
つくついていただく予定にしておりますので、二十二  
七床ができ上がれば、何とか間に合うのではないか  
かと思つておるような次第でござります。

○瀬長委員 これは、どこに建てるのですか。

○三浦政府委員 四十八年度は、平良市に建てて  
予定にしております。四十九年度は、名護市に建  
設する予定にしております。

○瀬長委員 平良市と、いうのは、ずっと離島です  
よ。おわかりですか。伝染病といふのは——大生  
那覇から中部付近が、アメリカが駐留している所  
ころ。こういったところに、なぜ一体つくらぬのか。  
しかも調べましたら、あれは、ほんとうに生  
定伝染病の隔離ではなくて、いろいろのたとえを  
結核療養所、そういうものも混同しちゃつてしま  
てようとしておる。しかも、いまだにその計画が  
実践されようとしていないこの状態。この状態を  
や、医療關係がどのように他府県と比べておくれ  
ており、そしておくれているだけではなくて、そ  
うのと並んで、沖縄におけるそういう伝染病関係  
をどのように本土並みに前進させようかとい  
た姿勢がもう全然厚生省にない。ないからこそ、  
この日米合同委員会で協議された情報交換をさ  
くらまされていない。それからきているのです  
実にべつ視政策、差別政策がそこにあらわれて

る、これが一貫して、もう少し、たぶんからだの北部のダム、このダムのいわゆる湖上における訓練、二三回車します。

これらと関連してしまふ

**○国川説明員** 御説明いたします。  
水道法の中では、いわゆる水道施設——水道施設  
断、さらに衛生上必要な措置をどのように水源地  
とられて いるか、これを説明してください。

と申しましても、種々のものがございまして、水源から浄水場、配水池その他各種の施設がございます。これらの施設の衛生的な安全を守るために、水道法の第二十条では水質検査の実施を義務づけております。また二十一一条は、健康診断という項目でございますが、これらの水道施設に従事し、直接その水を扱う職員等の人たちの健康診断、あるいは二十二条におきましては、水道施設の管理、運営に関する衛生上の措置をきめておるわけでございまして、水道事業者あるいは水道用事業者等が管理しておる施設につきましては、この規定に基づいた管理が行なわれてゐるわけでござります。

されてないところがあるのです。三沢、これは四十七年二月以降報告なし。それから立川、四十六年報告なし。これは合意事項によりますと、たとえ伝染病患者があらうがなかろうが報告はする、なければならないなしと報告する。ところが、この厚生省から出ておるものによると、二カ所は報告しておらない。これについては、アメリカが当然果たす

す。この最高裁判例、これは昭和三十六年九月八日、第一小法廷判決で、事実関係は、食用紅五十五グラムを一升の水に溶かして井戸に投げ込んだ。これについて第一審は有罪と決定した。抗告の結果、最高裁はやはり第一審の判決が正当だということを認めています。これは「人の飲料に供する井戸水の中に食用紅を溶かした水を注ぎ込み、一

用、水質浄化訓練、応急渡河訓練、小舟艇操作訓練、波乗り訓練、水陸両用車の利用法に関する訓練、ヘリコプターによる空海救助訓練、この七つの種類が、たしか大河原局長から説明があつたんじゃないと思ひますが、それだけであるのか、そのほかにも訓練種別があるのか、ちょっと教えてもください。

○瀬長委員 沖縄県民が多目的ダムができるのだと非常に期待しておるその水源地で、このような七つの危険きわまりない訓練が行なわれる。これにつきまして、同じく大河原局長が、汚染の心配はないといふ政府の理由について四つあげていますね。ダム使用条件として、使用にあたっては、貯水池の汚染について、防止に万全の措置を米側

べき責任を果たしていないといふに判断されますが、そいつた判断が正しいかどうか。  
**○三浦政府委員** 確かに三沢あるいは立川につきまして、四十六年あるいは四十七年一月以降報告

見して異物の混入したことを認識し得る程度に薄赤色に混濁させ、飲料淨水として一般に使用することを心理的に不能ならしめた本件被告人の所為が、刑法一四二条の罪<sup>一</sup>、これは淨水汚穢罪です。

**○大河原(良)政府委員** ことしの二月二十一日の日米合同委員会におきまして、ダム水面を提供といふ合意ができ上りました。その際に、訓練の内容といたしまして、ただいまおあげになりまし

が講ずることが義務づけられている。二つは、米側の責任で十分な検疫体制をとっており、日米での情報交換を行なう。米側もこの水を使うので、汚染防止には最大の関心がある。さらに訓練

はされておりませんが、該当がなかつたからだと  
思う次第でござります。

「罪を構成するとした原判決の判断は正当である」、これが最高裁の判決、判例なんです。飲んで衛生上、からだに非常に悪い影響を与えるということはもちろんのこと、もう見るだけで

た項目、もう一回繰り返させていただきますと、浮き橋の建設と使用、水質浄化訓練、水域渡河訓練、小型舟艇操作訓練、いそ波訓練、水陸両用車使用による訓練、ヘリコプターによる消火訓練、

のつど、細目の協議をすることに話が済んでい  
る。その細目の協議のときは、内容をチェックす  
るといったような御答弁ですが、間違いないです  
か。そのくらいでいいじようぶですか。

はありますと報告する。これは報告ないんですよ。あなた方が出した資料です。これは当然やるべきなのをアメリカがやつてない。だから、アメリカを信頼する——これは信頼できぬ証拠がちゃんとほつきりあらわれておる。私は、そういうふうに理解をするのですが、あなたは、どういうふうに理解しますか。

も不安を感じる。心理的にはどうもこの水はと思う。ような水をつくった場合には、刑法百四十二条、これに該当するということで、ちゃんと罪に落ちている。これほど飲料水というものの安全確保については、いま厚生省もおっしゃったように、敵に入り細にわたって水質検査あるいは健康診断、あるいはかきねをつくつたり、その他いろいろ

ヘリコプターによる空海救助訓練、これが訓練の内容として合意されているわけでござります。  
○鷹長委員 この七つの種類をあげましたが、どのような訓練をやるか、ちょっとと説明してください。これは、たいへんな、どうもわれわれわけがわからぬような、たとえば、これには波乗り訓練というのだけれども、どんな訓練をやっていくの

○大河原(良)政府委員 一月二十一日の合同委員会合意で、先ほど申し上げましたような内容の訓練を、米側が水面で行なうということにつきまして、日本側は使用条件を付していくわけでござります。その条件は、水中爆破は一切行なわない、恒久建造物はつくらない、仮設建造物は使用後、直ちに撤去する、貯水池の汚染防止に万全の措置

○三浦政府委員 該当がなかつたから報告がな  
かつたのだと思ひますけれども、確かに先生御指  
摘のとおり、たとえば相模原等につきましては、  
発生なしといふような報告がきておりますので、

いろいろやつておる、そして刑法によつても、こういつた本が、これは、どうかなあと思うような状態であつてすら、心理的に不安を与えた場合には有罪という判決、これは最高裁判決なんです。この

○奈良説明員 御説明いたします。  
浮き橋の建設訓練と申しますのは、たとえはゴ

を譲る。この条件を付しているわけこそしまして、合同委員会の合意は、この条件が守られ、貯水池の水が飲料として使われる上に支障を来たすようなことがないということを、確保する

自今あらだめて、当該保健所と米軍との関係で、該当がなかつたような場合でも、ちゃんと報告するようにならう。行政措置をとつてまいりたいと思つております。

点を法務省お詫びになられますかどうか、一言でいいですから……。

ムボート等をつらねまして、その上に板を乗せて  
といふような形で、そういう作業をする訓練とい  
うことでござります。それから水質淨化訓練は、  
御承知のように水邊でダムの水をくんで、それを

○瀬長委員 そのときには、環境衛生局長は、このダムについて、できるだけそういう外からの汚染がないものが望ましいとかいうことも言ってお

○瀬長委員 これでアメリカは、もう絶対信頼するといったようなものでない論拠が、こういった事実の中からもすでに出ておるわけなんです。  
先に進めますが、この水の問題、飲料水の問題についての刑法も非常にきびしい法の打ち方をしております。飲料水に闇する罪、これは非常にきびしい。私は別に、この刑法があるので、アメリカもこれに該当するのだとかいうことを言うつもりはありませんが、この中で最高裁判例がありま

でございまして、法務省といたしましても、こういう解釈がいいのではないかというふうに考えております。

薬品で溶化して、その場で飲めるようにするといったような訓練でございます。それから小舟操縦作訓練は、水の上を向こう岸に渡るといったような訓練でございます。それから、そういう訓練中に事故が起きた場合を想定し、ヘリコプターによって空から救助をするといったような訓練でございます。それから波乗り訓練等は、板などを使って落ちそうになった場合の訓練をするというように書かれております。

るわけなんですが、これは当然の話ですか、てきるだけは余分だと思うのです。当然のことながら、いま説明のあつたように、水道法や施行令に基づいて、厳密に安全確保のために、いろいろな措置をとられておる。

だから、こういったようなこの七つの訓練をするために、なぜ一体このような合意をされたかと、いうことを究明する前に、いま局長がおっしゃつたチェックで、はたして水道法に基くような安全

な、この水を飲んでも、だいじょぶといったような、心理的影響すら与える——アメリカの海兵隊というのは、もうすでに御承知だと思いますが、私は、この前現地に行きましたが、夜はもちろん訓練する、昼は訓練する、雨降りは雨降りでまた訓練する、そして夜明けは夜明けで訓練する、常時訓練することになる。しかも訓練というのは敵、これを目標にして訓練します、演習も。それでなければ学校の体操、教練みたいと同じである。兵隊の、軍隊の訓練というのは、この指揮官がどう相手に打撃を与えるか、どうせん滅するか、これが中心になつて訓練が行なわれる。

したわけではありません。しかし、やはり演習地内に——すでに演習をやつておるところでございますが、こういう地内につくるダムでござりますので、こういうことはあるであらうと、うう想定と申しますか、こういうことは、ある程度は考えてもいたわけでございます。

それから第二番目の、この協定を結ぶに際しまして、建設省があらかじめ相談を受けたかという点でございますが、これにつきましては、私ども直接に相談を受けたわけではございませんが、沖繩の総合事務局、こういうところにおきまして、これは、ある意味におきましては、建設省のいわゆる地方建設局と同じような業務をやっておりましたが、こういうところで、実質的に現地におきましていろいろと相談を受け、その結果につきましては報告を受けております。

○瀬長委員 それでは、このアメリカの軍事演習

○松村政府委員 お答え申し上げます。

この協定につきまして、細目の協定は当然、年

度当初には演習計画、こういうものについて、具

体的の資料を求めるようになつておりますし、ま

た演習一ヶ月前に、その実施の細目、こういうも

のも出していくだけて検討するといふことになつておるわけであります。そういう内容の中におきま

して、ダムの本体あるいは貯水池、こういうも

のに構造的な影響を及ぼすような、かりにハッパ

等が起これば、これはあるいは構造に影響があるかもしませんので、こういうようなものについ

ては、原則的にもちろん禁止しておりますし、具

体的な問題として、こういうものは絶対に行なわ

ないようより要請するし、また、それを守つていた

だくという考え方でおるわけでございます。

○瀬長委員 以上のことと、このダム上における米軍の訓練がどんなに危険であるかということは、もう実に明らかになつたと思います。判例を

放をさせる場合におきまして、米軍側の軍事的な

必要を、ある程度満足させる必要が考えられたと

いうことについても、全然理解できないわけじや

ないと私は思うのであります。沖縄は、基地が過

度に多いところでござりますので、寸土といえども、これを開放いたしまして民生に役立てる、沖

縄県の開発に役立てるようになってまいり

ます。したがいまして、このことを、やみくもに悪

いといって一蹴し去ることは、私は適切でないと

そこで大臣に、これを一体どういうふうに考えておられるのか。事は人命に関する問題であります。この点について、この前大臣は、非常に考えたがって、先ほどアメリカ局長もお答え申し上げましたように、事実上、水道法の関係からいしましても、これは飲料水の、いわゆる命の源泉なんです。

そういうところで、こういう危険な演習をや

る。この演習をする場合に、いまアメリカを信頼して、とにかくよろざぬようにすることになつて

いるということだけでは、沖縄県民どころか、こ

れは日本国民が承知しないと思うのです。これをどういうふうに措置されるつもりであるか、その点お伺いしたいと思います。

○大平國務大臣 いまの御質疑を伺つておりますと、瀬長さんの懸念される点もよく理解できます。飲料水のことをごぞいますし、人の生命にかかわることでござりますので、水質を安全に保つ

ということが、絶対の要件であることは、あなた

の御指摘のとおりでございます。そしてまた、多

目的ダムとはいえ、そこを各種の演習に使うこと

が、適切な措置であると私は考えません。

ただ、しかしながら、あの演習地を開放しても、民生に役立てるということが、すべての

ことの出発でございますが、米軍にあの土地を開

放をさせる場合におきまして、米軍側の軍事的な

必要を、ある程度満足させる必要が考えられたと

いうことについても、全然理解できないわけじや

ないといふことは、衛生上の問題は、これは、だれが考えてみても、実際上、水道法に基づいて、向こうの行動を規制して、ほんとうにここで演習さしても、まず安心して飲めるのだという状態に置くということは、これは天地ひっくり返つて、地転倒しても理解させることができないので、一つは、あの本陸両用車、あれなんかが来ます。そうしますと、いわゆるダムの構造上の問題として、事実上その基本的な構成、構造、この問

題を考え直す必要もありはせぬか、起こりはせぬか。非常に危険である。沖縄の場合には、水が非常に急に降つたり、あるいは土砂がどんどん流れ込んできて、この湛水の底のほうに泥がたまる速度も非常に早いんじゃないか。もし演習を許す場合に、そういう構造面における損害その他の危険性、これが当然予想されるが、これについて建設省あたりでは、まあだいじょうぶだろうというふうなお考えであるのか。演習によつては、運営もさることながら、このダムの構造上の問題として問題が起つて得るという予想がされるかどうか、この点を説明してください。

○松村政府委員 河川管理上の問題としては、当然責任ございます。

○瀬長委員 お聞きしますが、いまの管理する場合でも、あのダムは、いわゆる飲料水が七割以上なんですね。そうなりますと、多目的ダムとはいえ、飲料水のダムと同じような厳重な衛生上の監視をしてなければいかぬ、これは当然のこと。ところが、いま申し上げましたようなアメリカが、あいつたような七つの訓練をやる場合に、まず一つお聞きしたいのは、衛生上の問題は、これは、

あげてもわかりますように、たとえばあの判例も、これが新川ダムですね。これが安波ダム。これが普久川ダム。それから福地ダム、こっちにあります。これが全部演習場なんですね。これが全部演習が青の部分、これが集水場。そして、これがいまの湛水部分。この湛水部分で演習します、あなたの言うことであれば。それが全部地域の演習自体が、湛水部分だけではなくて、北部地域全域の演習自体が、この水源地を荒らしていいくといふことを、この地図でもはっきりしているわけなんです。

もう一つ、いま問題は、これは最後になりますが、アメリカは外務大臣がおっしゃつたようなのじやないんですね。いままであの地図にあるようないふと私は思うのであります。沖縄は、基地が過度に多いところでござりますので、寸土といえども、これを開放いたしまして民生に役立てる、沖縄県の開発に役立てるようになってまいりました。今度は日本政府が金を出してダムをつくつてあげて、そして、そのダムの上で、新しく条件ができるダムの演習といふのが加わつてくる。アメリカにとっては、それが、われわれの考え方でございまして、それを進める場合におきまして、多目的ダムを演習場につくるといふ発想が出てまいつたわけでございました。したがいまして、このことを、やみくもに悪

いといって一蹴し去ることは、私は適切でないと

るという結果になる。さらに沖縄県民にとっては、安心して飲めないような水、これが与えられるという結果になる。これは当然のことながら、私、この前現地に行きましたが、あの演習地は、どこでやつても全部この海水部分に集まるようになつております。したがつて、この面から私は最後に要請したいと思います。

一つは、この合意された内容、全部公開してほしいです。もし星野質問がなかつた場合に、いつまでもこれを伏せておくつもりであったのか、あるいはいつか時期が来たら発表するつもりであったのか、これに答えてもらつて私は、これは全面公開してほしいという要求です。もう一つは、北部における演習をやめさせるように、アメリカと直ちに再交渉を開始してもらつた。そして北部の全面返還、これをそのときに要求してもらいたい。もう一つは、科学者を含めて住民が、自由に基地に入つて調査できるように対米折衝をしてほしいという、三つの要望を最後にしておきます。

これに対する最初に申し上げたように、星野質問があつたからこれがわかつた、もしなければ、あの合意事項、七つの訓練をさせるという合意、これは、いつまでも伏せておくつもりであったのか、時期を見て、こういう訓練をすることを合意しましたと発表するつもりであつたのか、これをお聞きしてください。

○大河原(良)政府委員 一月三十日に、第十五回日米安保協議会が開かれまして、沖縄における基地の整理統合に関する日米間の原則的な話し合いの内容を発表いたしておりますけれども、その中で北部訓練場並びに安波訓練場につきましては、二(4)といふ手続を経ました上で、残余の分は返還されるという趣旨のことを発表してございました。二(4)(b)として使用いたしますものは何かと申しますと、結局、先ほど來御議論がございます水面使用ということでございまして、当時このことが明らかにされているところでございます。

また、二月二十一日の日米合同委員会の合意

は、ダムの建設が終わりました後に、米側に訓練のために水面を使用させるということにつきましての合意と、そのためダムの建設の期間中、日本側がこの地域を共同使用のかつこうで使える道を確保するということが、内容であったわけですが、これがいまして、この訓練の内容なり、あるいは使用的条件そのものを、特に秘匿する考えは毛頭ないわけでありますけれども、二月二十一日の合意の性格が、ただいま御説明申し上げましたよ

うなものでありますために、二条四項(a)による共同使用ということだけを明らかにしておいて、将来、二(4)(b)の形での共同使用を米側に認めますのは、ダムの構築が現実に終了したあと、こういうことになるわけでございます。

○瀬長委員 そうしますと、この合意事項について、これこれの訓練をさせるということまで含めて告示するつもりですか。いわゆる合意事項のこの全文、告示しないですか、しますか。

ただ、いま先生がおつしやられましたように、どその趣旨を告示いたします。

その使用のしかたのこまかい部分にまで触れるところのようなことは、必ずしも考えておりませんが、共同使用であるということは、はつきりと告示する予定でございます。それが従来の慣例でもござります。

○瀬長委員 特に飲料水のいわゆる水源地、これが、よこされるかよこされないか、その安全をどう確保するかという問題であるだけに、いまの内容の告示をしなければ、一体全体、日米両政府が合意する、この合意事項が知られないままに、

日本国民の生命と安全が保障されないということになりますと――告示しなければ、これ 자체が行

政力を持たない。この点は、沖縄委員会でも、いろいろ純粋道の問題などとあわせて質問いたしました。

この合意事項が知られないままに、

訓練はやめさせる、演習もやめもらう。そして初めて、この水源地が安全に飲めるような水源地になる。だから、再交渉、そのために、いわゆる合意事項を取り消す、そして演習をやめさせる、

これが、この告示なしに、現実に訓練させ演習させるということになれば、結局その演習を規制する場合

に、実力でもつて演習を阻止するという場合に、アメリカの演習したのが不法であるわけなんだから、ここは合法性を持つてくるということと関連するので、最後に私は聞いておるわけです。告示しないということなんですね。

○奈良説明員 従来から、たとえば新規の提供でありますとか二条四項(b)の共同使用でありますとか、あるいは二条四項(b)の共同使用でありますとか、これの施設を、たとえば演習場でありますとか、飛行場でありますとかといったような用途でもって新規提供いたします、あるいは共同使用いたしますというような趣旨の告示をしてまいりました。こうしたことによって、この地域がどういう目的で米側の使用に供されておるかということがわかるわけでございます。

○瀬長委員 これでは、こういった訓練をさせるのだと、いわゆる合意事項の理解していいのですか。

○奈良説明員 使用の目的といふようなことで、演習のためといふようなことを記入することになります。

○瀬長委員 これを聞きますのは、どうもあなたの方の場合は、合意事項を公開しないという一つの基本姿勢がある。

○瀬長委員 私、最初に申し上げましたように、これは大臣のほうで答えてもらいたいと思いますが、具体的に全部とはいしませんから、いまの演習させるというものを持て、あのときに合意した合意事項、これは全文を公開してほしい、一つはこれでまず、これは最後に、まとめになりますから。もう一つはこの合意事項を廃止するために、すなわち訓練はやめさせる、演習もやめもらう。そして

また、全面的な返還を要求して、至急交渉しろということでございますけれども、この点につきましては、先ほど外務大臣から御答弁ございましたように、沖縄の施設、区域の全般的な整理統合計画の一環としまして、昨年来、米側との折衝の結果、ようやくことしの一月に、北部訓練場並びに安波訓練場の問題についての原則的な合意ができたという状況でございますので、直ちにこれの全面的返還という交渉をやめる用意はないわけでございます。

○瀬長委員 これで私、終わりますが、特に大臣の答弁ですね、これは県民全体の要求になつておるわけなんです。全面返還し、演習をやめさせることは近く沖縄県議会の臨時会が開かれてござります。

――この水の問題については、非常に県民は憤慨をむしろしております。われわれの飲料水をよごす、かりによこさないにしても、演習するとは一

ての調査、この調査ができるように対米折衝をしてほしい、この三つを私、要求しまして、質問を終わりたいと思いますが、大臣のそれに対する御答弁をお願いしたいと思います。

○大河原(良)政府委員 二月二十一日の合同委員会の合意書を公開しろ、こういう御要求でござりますけれども、内容的には、先ほど御説明申し上げましたように、ダムの提供条件といふところの訓練の内容、それから使用条件、こういうもので訓練の内容、それから使用条件、こういうもので合意しておるわけでございまして、この点は、先ほど来るいは先般来、国会で御答弁また御説明申し上げているとおりでございまして、合意書の内容そのものを、国会に御提出するということにつきましては、従来の米側との約束でござりますので、これは控えさせていただきたいと思います。

また立ち入り調査の問題につきましては、米側が現に管理、使用しております施設、区域の問題でござりますので、具体的にいかなる内容の視察を、どういう形で御希望になるのか、それによって米側との調整をはかる必要があるうかと考えます。

また、全面的な返還を要求して、至急交渉しろということでござりますけれども、この点につきましては、先ほど外務大臣から御答弁ございましたように、沖縄の施設、区域の全般的な整理統合計画の一環としまして、昨年来、米側との折衝の結果、ようやくことしの一月に、北部訓練場並びに安波訓練場の問題についての原則的な合意ができたという状況でございますので、直ちにこれの全面的返還という交渉をやめる用意はないわけでございます。

○瀬長委員 これで私、終わりますが、特に大臣の答弁ですね、これは県民全体の要求になつておるわけなんです。全面返還し、演習をやめさせることは近く沖縄県議会の臨時会が開かれてござります。

――この水の問題については、非常に県民は憤慨をむしろしております。われわれの飲料水をよごす、かりによこさないにしても、演習するとは一

体何ごとだ、これは、いわゆる常識をはずれているんですね。これほど民族に対する屈辱を与えたことはない、こういうふうに理解しておるわけなんですね。合意であるならば、日本国民の利益をまず全面に出して、そうして合意するということが、当然とされるべきことであるにかかわらず、従来アメリカが演習していたから、その演習地を幾らか返還してもらつてダムにするのだから、これは当然アメリカの要求を聞き入れるのが筋じやないかということなんですが、逆なんですね。従来の演習していた部分、その中にダムをつくつてあげて、ダム上の訓練をするといううに至つては、それこそ民族の屈辱的な外交姿勢である、こう糾弾しておるわけなんです。

し、ダムの上での訓練はやめさせるように対米再交渉をしてほしい、これは決して無理な質問じやない。たとえ安保条約堅持だというふうな人でも、安保条約というのが、これほどになつているのかということを感じないようにさせるのが、当然だと思いますが、安保条約を堅持するという幅度含めて、いま飲料水になるようなあの湖上で演習させるということは一体何ごとか、だから外務大臣にいまそのための再折衝をしてほしいというのが、これは国民のほんとうの心情だと思うんですよ。これに対してもうお考えになつておるか、大臣、一言御答弁を願いたいと思うのです。

○大平国務大臣　まず第一に、先ほど申しましたように、沖縄県にはたいへん広大な基地をお願いしているわけでございまして、これが沖縄県の開發発展ないしは民生の向上に大きな制約になつてゐることは、よく承知いたしておりますし、これをいかにかして軽減してまいる、また、まいらないければならぬということは、政府の大きな願いでございますし、方針でもあるわけでございます。その点、まず御理解をいただきたいと思うのであります。

第二の点でございますが、この多目的ダムをつくることが、こういう条件のもとでつくることが、たぶん結論として、和やかな結果になつて、これが実現されることが、私は確信してゐます。

県民の利益になるのか、それともつくらないことかが県民の利益になるかという二者択一を迫られましたと、私ども、やはりこの多目的ダムを、若干の制約を伴いましても、つくりつてまいりたいことが沖縄県のためになる、民生に寄与する、そういう考え方を持っておるわけでございます。

第三に、しかしながら、問題は先生御指摘のように、飲料水にかかる衛生上の問題でござります。この点につきましては、念には念を入れまして、本質が釐毫も汚染することがないよう、十分な措置を講じてまいることによって、県民の不安を除いてまいりたいと思うのでございまして、先生がおっしゃるようになります。一度この問題を折衝し直すということにつきま

○議長委員 もう一言、要望しますが、二者択一と  
と言わされましたね。二者択一に追い込まれている  
とは国民党は思っておりません。要するに、基地を  
置いておるということ自体が問題である。だが、

安保条約はある。だからせめて、安保条約があつたところで演習させるのか。それを「二者択」といううい込まれたようなことではなくて、むしろ積極的に対米折衝をして、県民の命である水の確保をやってほしいのだ、安心して飲める水を確保してほしいのだという積極姿勢を要求しているからこそ、私、言っておるのであって、二者択一に追込まれているということは、国民ではなくて日本政府であるということの考え方から、いま要請いたわけですが、その点については、あらためて再検討してもらつて、ほんとうに積極的に、アメリカに日本国民の立場に立つて交渉してもらいたいことを要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○德安委員長 鈴切康雄君。  
○鈴切委員 私は、きょうは法案の内容のはか  
に、一つは公電の漏洩問題、もう一つは海洋法問  
題、そしてもう一つは韓国における邦人の逮捕事  
件の問題について、時間の許す限りお聞きした

卷之三

ければいけないと考えております。  
それから、いまの段階でどういう考え方でおるかということでございますが、これは平和条約ではございませんで、日中間に平和をもたらす仕事を、どういう筋道で深めておるかということをこの平和友好条約のねらいとするところは、今後、これから将来に向かつて末長い友好親善関係を、どういう姿勢で合意しておきたいということです。つまり、これから友好親善関係を律する基本的な原則というような条約の姿で、しっかりととした姿で合意しておきたいということでございます。つまり、これからの方針を、考えていくべきでないかと考えておるわけでございます。別にスケジュールはきまつておりませんし、構想が固まつておるわけではございませんが、これから、だんだん考え方を深めていきたいといま思つておるところでございます。  
○鈴切委員 それ以上お聞きしても、まだ考えがきまつておられないということになりますので、それは、そのくらいにしておきまして、日中航空協定、これは、たいへんに評価される問題であります。しかし昨今の外務省の地盤沈下といいますか、たいへんに問題が堆積をされておるというか、たとえて言うならば、日ソ共同声明の誤訳問題、それから天皇訪米問題についての安川発言、それから首相が東南アジアに行かれたときには、訪問される国情報収集についての不手ぎわ、あるいは今度の日中航空協定の漏洩問題、これらは、またあとでお聞きするわけでありますが、等の問題を含めまして、非常に問題があるわけであります。  
○大平国務大臣 私は、外務省をお預かりいたしまして、非常に多極化してまいりました世界の中で、わが国の立場を踏まえて、わが国の国益をどのように守つてまいるかということに日夜腐心をす。

いたしております。外務省のスタッフも、また真剣に問題に取り組んでおりまますし、昼夜を分かたず努力を傾けていただいておるわけでございませんで、むしろ私は感謝をいたしておるところをございます。

しかしながら、外務省のすぐれた諸君も、人の子でございまして、あやまちがなきことを欲しないがるもの、あやまちがなかつたと言いかれることには、非常に残念でございまして、御指摘になるような落ち度は、確かにあつたわけでございまして、これは、すなおにそれに対する御批判は甘受しなければならぬと思うのであります。したがつて、公務にある者といたしまして、みんなで気分を新たにいたしまして、新鮮な活力をもつて、周到な注意力をもつて仕事に当たらなければいかぬということをございます。

法眼君は、私の女房役をやつていただきまして、ほんとうによくやつていただいた方でございまするし、非常に清廉な、私が尊敬してやまない方でござります。しかし法眼君も、いつまでも外務次官をやられるわけじやございませんで、やがては後進に道を譲らなければならぬ段階が近づいておつたわけでございまして、一へんこのあたりで氣分を一新いたしまして、ここで新たな活力をもつて臨むために、法眼君の御勇退を認めたわけをございまして、他意はないわけでございます。

それからまた、省内におきましては、外務省というところは、あなたも御承知のように、仕事がござい然と分かれないのです。事務官が考えることも、大臣が考えることも同じことを考えるわけでございまして、そして、それがお互いに非常に連関をもつているわけなんでございます。それで一つの実効あるボリシーナーを打ち出していかなければいけぬ、それを実践してまいらなければならぬので、全体の機能をうまく動員する仕組みを考えなければいかぬ。機能強化の意味で、一つの問題について、チームをつくりまして、それで横断的に各

局の方々に参加してもらつて、そこで一つのまとまりたったボリシーナーを打ち出していくというよろうな方向に、いま指導いたしておるわけでございます。

しかし、本委員会でも、御指摘になり、御心配いたしておりますように、何さま戦前に比べて、人が減つておるわけでございますし、他の省のことは、いろいろ申し上げませんけれども、他の省はだんだん人がふえたのだけれども、うちのほうは、不足がちの人手でしんぼういたしておるところへ、外交の分量というのは、もう比べものにならぬほど多くなつてきておるわけでございます。したがつて、いま外務省は、非常に困難な局の省においては千四百八十七名、在外が千三百八十四名、合計二千八百七十一名、こういう状態。これはフランス、イギリス、ドイツ、カナダ等を考えて、かなり定員が少ないわけであります。それでも、かなり定員が少ないとお考えになつておるか、それに対して、外務大臣としてどのように今後されていこうというふうにお考えになつておるか、お聞きします。

○鹿取政府委員 私のほうから、事実関係を説明さしていただきます。

先生御質問の第一点、特にいわゆるキャリアといふ御指導と御鞭撻を願いたいと思います。

○鈴切委員 外務省の職員の方々が、一生懸命や

るの御指導と御鞭撻を願いたいと思ひます。

先生御質問の第一点、特にいわゆるキャリアといふ御指導と御鞭撻を願いたいと思ひます。

○鈴切委員 外務省では上級試験と申しますけれども、上級試験を合格した者だけを大使にするとか、あるいは総領事にするというような外務省の人事のやり方にも問題があるのではないか、いろいろほかに能力のある、キャリアでない人を登用する等の方法によつて、もつと外務省の機能を拡充、改善すべきではないかという点でございます。

けれども、この点につきましては、先生御指摘の点について、従来から外務省としても、その点に気がつきまして、いろいろと改善を順次やつているところでございます。現在、大使の職には、いわゆる試験出でない者を二名採用しております。

さらになつて、従来から必ずしも試験出でない人を同様に採用しております。さらに総領事につきましては、従来から必ずしも採用して、現に職についておりますし、今後こう

いう人事の問題につきましては、従来のやり方にとらわれずに、もっと機動的に人材を活用する、

適材適所ということで配置をするということを、

それと同時に、今度はやはり、日本がこれから国際において、多種多様な問題を、各国にいろいろの衝突をするということになれば、外交官の定員といふかと思うのですけれども、その点を、どの

ようにお考えになつておるか。

たとえば昭和四十八年の十月現在において、本

省においては千四百八十七名、在外が千三百八十四名、合計二千八百七十一名、こういう状態。こ

れはフランス、イギリス、ドイツ、カナダ等を考

えて、かなり定員が少ないわけであります。そ

ういう点は、どのようにお考えになつておるか、

それに對して、外務大臣としてどのように今後さ

れていくか、お考えになつておるか、お聞きします。

○鹿取政府委員 私のほうから、事実関係を説明

さしていただきます。

先生御質問の第一点、特にいわゆるキャリアといふ御指導と御鞭撻を願いたいと思ひます。

○鈴切委員 法案によりますと、在勤の基本手当の支給額及び住居手当の限度額を政令で定めるごととされておりますが、その理由については、どう

いうふうにお考えになつておりますか。

それからまた、在勤手当の額について、上下

の幅を二五%持たせたといふうになつておりますが、その持たせた理由は、どういうことですか。

○鈴切委員 従来、在勤手当の定額を、法律で定めておりましたので、今般、御審議いたしている法案によりまして、一二五%の範囲内で政令により調整でくるよう提案しておるわけでござりますが、この第一の理由は、先生も御承知のとおり、昨年二月以降、各國の通貨がフロートしていますが、その持たせた理由は、どういうことですか。

それからまた、在勤手当の額について、上下

の幅を二五%持たせたといふうになつておりますが、その持たせた理由は、どういうことですか。

○鈴切委員 従来、在勤手当の定額を、法律で定めておりましたので、今般、御審議いたして

いる法案によりまして、一二五%の範囲内で政令

により調整でくるよう提案しておるわけでござ

りますが、この第一の理由は、先生も御承知のと

おり、昨年二月以降、各國の通貨がフロートして

います。つまり、マルク等の主要国際通貨の日本の円に対する日率が下がるものもあり、結局、総じてみますと、上下二五%の範囲内で為替が動くという

経験をわれわれしたわけでござりますけれども、

こういう為替情勢の様子といふものは、今後も続

くと判断せざるを得なかつたわけでございます。

そういう事情を考慮に入れて、機動的に在勤手当の実額を、その土地の生活に合うように確保したいというのが、政令に二五%の範囲内の調整をゆだねた理由でございます。

しかし、こうしましたにつきましては、国内の給与制度を参考にしたわけでございまして、一般職の職員の給与に関する法律によりますと、特地勤務手当につきましても、調整幅二五%ということで、法律が政令にゆだねている例があるわけでございまして、在外手当の場合も、まさにこの種の特殊手当に当たるわけでございますので、この国内の先例を参考にしたわけでございます。

第一の御質問でございます上下の幅でございますが、この上下の幅につきましても、一つは、国内の給与制度における上下の幅を参考といたしますし、第二には、やはり各地の制度におきます上下の幅を参考にした次第でございますが、現在在勤手当で見られます上下の格差を、国内の給与の上下格差に比しますと、それよりは低い程度でございますし、また各國の例に比べましても、むしろ日本の上下格差は、低いというふうに考えております。

○鈴切委員 上下二五%というように政令でおきめになるわけでありますけれども、実際に下のほうの二五%が主導するようなことがあるかどうかという問題でございますが、本年の二月までの一年間で、すでに物価が、前年度比大きいところでは三〇%以上も高くなつておりますし、少ないところで八%上昇されておるわけであります。これに対して、どのように対処されていくのかという問題と、それから政令で在勤手当の支給額を定めることにより、その金額の客観的な合理性というものが持たれるかどうかという問題があります。政令の段階でできるので、結局、国会で歎どめをしていたときに比べて、高値安定になるのではないかという感じがするわけであります。その点については、どのようにお考えになつておりますか。

○鹿取政府委員 上下二五%の範囲内で政令で調整するわけでございますけれども、その場合は、為替ばかりでなく、その土地における物価も勘案しなければなりません。物価につきましては、一九七二年、七三年の間は、比較的その変動が少なくて、多い場合でも一〇%くらいの物価の上昇でございましたわけでございますけれども、最近の一年、特に石油危機以降の物価の上昇率は、多いところでは三〇%をこえておりまして、二〇%の国も多いわけでございます。

そういうことでございますので、物価も考慮いたしました場合は、最近の世界経済の趨勢といたしまして、二五%の範囲内で二五%下げる、下限に調整するというようなことは、現実の問題としては、あまりないというふうに考えておるわけでござりますけれども、われわれといったしまして、公電を参考にした次第でございまして、それは、為替相場及び物価の統計を集めまして、それに基づきまして、公正なる額を政令で定めるということにいたしておりますので、非常に高過ぎてござるといふふうなことはないと考えております。

○鈴切委員 公電漏洩の問題について、ちょっとお伺いいたしますけれども、日中航空協定交渉中の公電が漏れて、大きな問題となつたわけありますが、この公電は、どういう取り扱いをされたおつたのでしょうか。

○鹿取政府委員 日中関係の公電につきまして、御質問があつましたわけでございますけれども、公電そのものは、外務省の中の関係局長に配付いたしましたもののはかは、内閣に二通、運輸省に一通渡しておつたわけでございます。

○鈴切委員 その政府の取り扱いについて、マル秘には、秘密とかそれから機密、極秘等いろいろの扱いがあるというふうに聞いておりますが、今回、自民党的議員によつて漏らされたものは、どういう扱いの公電であったか。

○鈴切委員 私、答弁いたしましたのは、一般的に今度の日中関係の電報の配付を申したわけですが。

○鈴切委員 私がお聞きしているのは、調査中を見ましても、物価につきましては、いま私として答弁でござりますが、いま先生の御質問になりました件につきましては、依然調査中でございますので、どういう関係にあるか、いま私として答弁できませんが、次第でござります。

○鈴切委員 私がお聞きしているのは、調査中をお聞きしているわけではなくして、その公電 자체がマル秘扱いであるわけでしょうけれども、そのマル秘扱いの中には、秘密とそれから機密と極秘とあるわけなんですね、そのうちのどれに当たるかということを聞いておるわけです。

○鈴切委員 一般論いたしまして、電報の種類には、機密のものと秘のものと秘でないもの、普通のもの、その三種類がございます。

○鈴切委員 いまの公電が、そのうちのどれに当たるのかを聞いておるのです。

○鹿取政府委員 その点につきましては、関連をまだ調査中でござりますので、私としては、まだ答弁できな次第でございます。

○鈴切委員 公電の取り扱いをするのに、秘であるのか、あるいは機密であるのか、極秘であるのかわからないようだ、そういう取り扱いがなされるならば、それは、もう公に公表したらしいのじやないです。

○鈴切委員 公電が漏れたかどうか、漏れたとしたら、どの公電が漏れたかどうかを、いま調査中でございます。

○鈴切委員 自民党的議員によつて、漏られた公電の内容といふものは、どういう取り扱いであったかということを聞いておるんです。あなたたちが外務省でよく取り扱う中に、マル秘という判こを押す、そのマル秘の判この中に、秘密とかあるいは機密とか極秘とか、そういう種別をするわけでしょう。公電を完全そいう種別をせず置いておいたのかどうか。それであるならば、これは何も問題ではないわけであつて、そういう点については、どうなんですかと聞いています。

○鈴切委員 先ほど申し上げましたように、官邸に配付した二通につきましても、官邸から御報告をいただいておりまして、二通ござりますが、二通とも保管中で、コピー作成の事実はないが自分の責任で廃棄した、それを確認しております。

○鈴切委員 どうも官房長の言ふことは、さっぱりわからない。公電について、局長だけにしか回さなかつた。それから内閣のほうには二通、運輸省には一通、そういうふうにして回したというそ

の公電は、マル秘の中のどういう種類の公電であったかということをお聞きしているんでしょ。あなた、その内容は何だということ、おわかりじやないですか。それは官房副長官、おたくに回ってきたその公電について、だれとだれとがごらんになつて、そして、その公電自体について、マル秘の中のどういう取り扱いであったかということについて、あなた自体は、どういうふうにごらんになりましたか。

○大村政府委員 極秘か秘か、もう一つ機密ですか、どれかと言われますか、ちょっと私、まだそれが、どれかと承知しておらないのでありますから、报告した後、慎重に保管し、用済み後焼却する、そういう厳重な保管方法をとつておるというふうに承知しております。したがいまして、私のほうから漏れることは、万々ないといふうに確信いたしておる次第でございます。

○鈴切委員 私は、いま漏れる漏れないの問題を聞いてるわけじゃないんです。あなた、機密文書だ、こうおっしゃつておるわけでしょ。それについて、あなたたち答弁できない。機密文書だとあなた、おっしゃるんじゃない。そうすれば、当然そういう判決が押していかなければ機密文書にならないでしょ。だから、それを聞いておきたかったが、運輸省にちよつと聞いておきたかった。

○寺井政府委員 私は、電報にどういう判決が押してあったか、一々記憶ございませんが、私ども

が外務省からいただきましたコピー一部は、国際課で受け取りまして、これを航空局の審議官、次長、局長それから大臣官房の官房長、事務次官、政務次官、大臣まで持ち回り回覧いたしまして、その後は、国際課で厳重に保管をいたしておりました。内閣官房においても、それから運輸省においても、それから外務省においても、マル秘扱いのその公電自体が、機密文書であるということがわかつていながら、それがどういう取り扱いであったか、ということがわからぬ。これは、おかしいじやないです。わかるまで、これは審議前へ進むことができませんね。機密文書だといふんですもの、それは当然、何々の文書であるということは、わからなくちゃおかしいじゃないですか、そんなのは。

○鹿取政府委員 日中航空協定関係の電報といましても、たくさんございまして、その中には、もちろん極秘のものも秘のものも——大部分は極秘ないしは秘で、普通のものは少なかつたと思いますけれども、たくさんございます。その関係のもの全部が、極秘のものもあるいは外務省では平と申しますけれども、秘でないものも、内閣のほう及び運輸省のほうにコピーを渡しているわけでございます。

○鈴切委員 だから、自民党の議員が、総務会で公表されたその内容の電報というのは、何に当たるかと聞いておるわけですよ。具体的に聞いておるかと聞いておるわけですよ。

○大平國務大臣 御理解いたぐために、ちょっと概念を整理させていたぐのですけれども、公電が漏れたということが世上一般に言われておりますが、それは、いきなりまだ断定できないわけです。つまり、藤尾君が総務会または記者会見で、日中航空交渉に関連した発言をされたことは事実でございますが、それは一体、公電、いわゆるあなたが言う極秘なら極秘という判決を押した公電をごらんになつたのか、そうでなく

て、あらましの内容をお聞き取りになられたのか、つまり、そういう点が実は不明なのでござります。でございますから、公電が漏洩したということは、ちょっとまだそこまで問題がいつていないのでございまして、いま各省から御説明がございましたのは、外務省から、日中交渉の経過につきまして、外務省、内閣官房、運輸省に、それぞれ所定の部数がいつておる、それは、このよう保有しておる、そこからわれわれが受けておる報告では、公電を複写して渡したとかいう事実はないと、いう報告を受けたのでございます。したがつて、公電が、漏洩ということばが、ちよつと不完全なので、そう断定することはまだ早いのでございまして、つまり、いま、そういう関係がどうなつておるのかというと、これは人の名前について、公電の中の一部に相当するものが含まれておるよう私は思います。しかししながら藤尾君が発言された内容といふものは、私の承知する限りにおきましては、極秘の公電の中の一部に相当するものが含まれておるよう私は思います。しかし、それがどういう経路で藤尾君の記憶の中に入ったのか、それがどうも、私どもまだよくわからぬわけでございますので、そういうわけで調べさせていただきまして、事實をちゃんと踏まえた上でないと、断定的なことを申し上げられないというのが、今日の段階でございます。

○鈴切委員 いま外務大臣が、名前をあげられて藤尾議員といふようにおっしゃつたわけですが、私も、それでは藤尾議員と申し上げましよう。言葉ならば、発表された中に、極秘の部分が含まれておつたということは、外務大臣確かに認めになつたのですから、結局その公電というの、かなり極秘に近い公電であったということは、事実だと私は思うのです。そういうことで、外務当局

は、そういうふうな極秘の公電の部分が含まれてゐる問題が、言うならば漏れたということに対し、あるいは運輸省当局においてもそうですし、それから首相官邸当局においてもそうでありますけれども、もうかなり日にちがたつてあるわけですから、日々かなり日ごろにちがたつてあるわけですね。私ども、日中航空協定が、少なくとも衆議院の段階で通つたというその時点において、この問題が一応どうしたことになつていて、この問題が一応どうなつておるのかというところになつていて、これは、うやむやになつてしまふ気配が見えます。かつて、沖縄の返還協定のときの西山、蓮見事務官等の問題については、かなりきびしい態度であります。さよう御承知願いたいと思うのであります。ただ、外交機密というものは、守らなければならぬものでございまして、それが、ああいう形で漏れたということは、たいへん残念に思つております。

○大平國務大臣 いま調査中であるわけでございまして、全貌が掌握できたわけではないわけでもござります。さよう御承知願いたいと思うのであります。ただ、外交機密というものは、守らなければならぬものでございまして、それが、ああいう形で漏れたということは、たいへん残念に思つております。

（政党内閣でございますので、政府が与党と一体となつて内政、外交をやつておるわけでございまして、与党に対しまして、一般に公表しないことにつきましてもある程度、概要を御報告して御理解をいたぐくというような慣行は、ある程度定着いたしておることは御案内のとおりでございますし、そういう慣行自体は、政党内閣を維持していく場合において、一般に理解もされ、容認もされています。ただ、これが交渉の途次あらわになつたということは、たいへん私は残念に思つておる次第でござります。しかし、その過程がまだ解明されていません。しかし、その過程がまだ解明されていないわけでございまますので、国家公務員法上の問題として、どのようにこれを措置してまいるか

いわけでござりますので、せつかくまだ調査中でありますと御承知願いたいと思うのであります。

ただ問題は、政府と与党との間のことであるから、このままやむにしてしまうというようないと考えております。

やる場合には、公明にやらなければいかぬわけ

ござりますので、措置はちゃんといたしていきたいと考えております。

○鈴切委員 私は、やはり機密の重要な部分が漏

らされたということは、ほんとうにそういうことはあつてはならぬじやないか、こう思うわけであります。

す。ところが、それが現実の問題として俎上にのぼつて、日中航空協定の過程においては、かなり

の大きな問題になつたこともあります。となると、現在、外務省のほうは調査中である。それから運輸省のほうは、どのような調査をされておるか。また内閣官房のほうは、どういうふうな結論になつたのか。その点について、各二省とも明らかにしていただきたいと思います。金然火のないところには煙は立たないということであつたということを明らかにすることをお約束して

いただけるかどうか。

それが、どういう状態であつたか、私は、それは知りません。しかし国民のほうでは、かつて、あのような状態の沖縄返還協定においては、あいさぶらな機密漏洩という問題については、かなりきびしい処置がとられたということを認識しております。ところが、今度は、与党と政府との間であります。だから、うやむやになつてしまふのではないか、そういうことがかなり懸念をされておるわけ

であります。私は、少なくともそういう過程の問題、事実関係については、必ずや後日であろうとも公表されるかどうか、その点についてお伺いいたします。

○大平国務大臣 政府といたしましては、この問題の結果といふものは、公明にしなければならぬ

し、皆さん御納得のいく措置をしなければならぬこと考えております。

○鈴切委員 それでは、海洋法問題についてお伺いいたします。

○松永政府委員 国際法上、領海の幅員を定めますかどうか、その点についてお伺いします。

した実定法は存在いたしません。現在、政府としては、国際法上の領海の幅員は、三海里であると考えておりますけれども、これは、いわゆる国際慣習法でございます。

○鈴切委員 現在、政府が主張している三海里は、国際法上いかなるものであるか。現在、三海里説は少数意見であつて、実定法上また慣習法上も、国際法として確定したものではないと思うけれども、その点はどうなのであるか。現在の三海里主義は、一般的の国際慣習にすぎないのでないかというように私は思うのです。それが国際慣習法とはなつてないようと思うわけであります。

したがつて、三海里以上の領海の幅を主張しても、国際法違反とはならないと思うのですが、その点については、どうでしようか、御見解をお伺いします。

○松永政府委員 ただいま申し上げましたよ

うに、政府といたしましては、国際法上の領海の幅員は、三海里であるという立場をとっているわけですが、その点についても、どうでしようか、御見解をお伺いします。

○松永政府委員 たとえば六海里でありますと

か、十二海里であるとかいう領海を主張し、か

つ、そういう制度を実施している国がかなりの数

にのぼつてきているという現実がございまして、これを、ほかの、六海里なり十二海里の領海を認めていない国が尊重しているというものが国際慣習

法としては、そういう幅の広い領海を採用してい

ない国が、そういう幅の広い領海を尊重している

府としては、そういう幅の広い領海を採用してい

ないかという御質問かと思いますけれども、政

府としては、その点はどのようにお考えありますし、また、わ

が国政府といたしましても、たとえば十二海里の

例を申し上げますと、十二海里の中において、そ

れが領海であるからということで、その沿岸国が

措置をとったことに対しても、従来からずっと抗

議をしてきておりわけでございます。したがいま

して、政府といたしましては、領海三海里が現在

の国際法でありますし、やはりそれを尊重すべき

であると考えているわけでございます。

○鈴切委員 ただいま申し上げましたよ

限り、日本は領海三海里を固執する義務はないんじやないか。日本政府は、やはり独自の判断で領海十二海里を宣言できるし、また世界各国は、こ

れを尊重するという国際慣習が確立していると私は思うけれども、その点、どのようにお考えになつておりますか。

○鈴切委員 たとえば六海里でありますと

か、十二海里であるとかいう領海を主張し、か

つ、そういう制度を実施している国がかなりの数

にのぼつてきているという現実がございまして、これを、ほかの、六海里なり十二海里の領海を認めていない国が尊重しているというものが国際慣習

法としては、そういう幅の広い領海を採用してい

ない国が、そういう幅の広い領海を尊重している

府としては、その点はどのようにお考えありますし、また、わ

が国政府といたしましても、たとえば十二海里の

例を申し上げますと、十二海里の中において、そ

れが領海であるからということで、その沿岸国が

措置をとったことに対しても、従来からずっと抗

議をしてきておりわけでございます。したがいま

して、政府といたしましては、領海三海里が現在

の国際法でありますし、やはりそれを尊重すべき

であると考えているわけでございます。

○鈴切委員 いわゆる三海里を日本がとつている

のは、実定法上もまた慣習法上も、国際法として

確定したものではない。国際慣習という観点か

ら、そういうふうにとつてゐるわけでございます。

○鈴切委員 いわゆる三海里を日本がとつている

のは、実定法上もまた慣習法上も、国際法として

確定したものではない。国際慣習という観点か

ら、そういうふうにとつてゐるわけでございます。

したがいまして、現在、政府といたしましては、領海の幅員が、国際的な合意によつて変更さ

れる場合におきましては、その合意によつて領海の幅員を改定する所存でございます。しかしながら

、日本が当然宣言もできるし、通告をすることも

できるのではないか、こういうふうに法律の上か

ら私は申し上げているわけでございますが、その

点はどうですか。

○松永政府委員 それは現に、たとえば十二海里

の御存じのように、六月の海洋法会議で、おそらく議題になるとは思いますが、領海の幅を定める条約の成立というのは、まず不可能じゃないか、非常にむずかしいんじゃないか、私は、大体そのように考えております。だから、そういう意味からいいうならば、日本政府は、海洋法会議の決定を待つということではなく、わが国の利益を考慮して領海十二海里に踏み切るべきではないか。これは、もうそろそろ日本の国自体が、早急に十二海里に腹をきめる時期ではないか、こういうふう

に思うのですが、その点は、どういうふうにお考

○松永政府委員　來たるペネズエラの海洋法会議におきまして、領海の問題が取り上げられるということは、すでに予定されている議題にのぼっておりますから当然でございますし、また、領海の幅員だけの問題に限つていいますならば、おそらく十二海里とすることについて、圧倒的多数の国々の意見がまとまるだらうというふうに考えております。しかしながら、ほかの海洋法の問題が非常にたくさんございまして、また、それらについては、非常に多くの意見が対立しておりますから、来たる海洋法会議において、まとまつた結論に達成し、国際的な条約が作成されるということは、先生御指摘のごとく、おそらく実際問題としてはむずかしいだらうというふうに考えております。その場合に、日本が独自の措置一方的な措置によって、領海の幅員を変更すべきではないかと、いう御指摘でござりますけれども、これは一つの政策課題としては、私は検討に値する問題だとは思います。しかしながら、現在の政府の立場いたしましては、国際的な合意を得つて領海の幅員を変更されるべきであろう、こう考へておるわけでござります。

も、一般論として申し上げますならば、先ほど申  
ほこに述べた、國際法上確立されてゐる頃々の

幅員は、三海里であるという立場を政府はとっているわけでございます。よその非常に多くの国が、これに反する制度を主張し、あるいは実行しているという事実は、承知いたしておりますけれども、国際法に違反して、一方的な措置をとるといふことは、政府としてはやはり誤りであるといふうに考へておるわけでございます。したがいまして、国際的な合意というものが作成されるとということをまず待つてから、領海の幅員といふものの制度は、変更されるものであるというふうに現在の時点では考へておるわけでございます。

○鈴切委員　国際法としてそれが徹底すれば、それほど理想的なことはないわけで。だけれども、先ほども私が言つたように、実定法でもなければ、国際慣習法でもない、そういう問題が、いわゆる領海の幅をきめているわけでありますから、当然、日本の國が、そういうふうな判断に立つた場合には、十分そういうことが可能得る。それは、あなたのおつさるのは、理想的な姿であるにしても、実際にはそういうことが、今度も怠ぶまれるという状態の中につつて、私は、もうそろそろそういう決断をされるべき状態ではないかというふうに思うのですけれども、外務大臣、その点はどのようにお考えになつておるか。

それから、水産庁にお聞きいたしますけれども、最近、ソ連の漁業船団が、伊豆沖や銚子沖で大規模な漁業をやっており、わが国の零細沿岸漁業の脅威となつております。これらとのソ連漁船団は、沿岸からどのくらいの距離に接近をしておつたのか、その事実関係については、どのようにお調べになつておられますか。

○大平国務大臣　三海里説、十二海里説というものが、一つの独立した案件として処理されるものであれば、問題の処理は、比較的簡単でございま

すけれども、十二海里説それ自体にも、海峡の自由航行の問題、水中、海底の資源の問題等が含まれる。

関連した問題として出てまいります。それでまいりますし、それに経済水域の問題が、想されるわけでございますので、わが国の国益を踏まえた場合に、どういう措置が一番有利かといたしましても、多數が十二海里に固まつてまいりまして、それについて、われわれとしてとうてい容認できないような関連した問題が、あまり持ち上げられないというようなことでございまして、申しあげましたように、今度のカラカス会議におきましても、多數が十二海里に固まつてまいりまして、それについて、われわれとしてとうてい容認されるわけでございまして、現在は、条約局長お答え下さいましたように、今まで御指摘のように、そこまでまならない場合においても、それがれども、これは、そのときの状況を具体的に判断しないといけないと思いますし、またあなたが御指摘のように、そこでまとまらない場合につままで待つか、待たないで日本が何か一番有利な方途は考えられないかという問題につきまして、私も全く同感でございまして、その間、日本としてどう決断することが、一番有利かという判断が固まれば、それは、そういう措置を講じて差しつかえないと思いませんけれども、そのビクチャーラーが、まだどうもはつきりいたさない状況で、いまま、いろんな可能性を検討いたしておるというのが現状でございます。

では、大体距岸六、七マイルといふことでござりますので、この水域に限つて申し上げますなら

ば、十二海里ということである程度わが国の漁場が守られるということになるかと思います。しかし全体として申し上げますと、やはり主漁場といふものは、距岸十五マイルないし二十マイルというところで、十二海里以内での操業は、ごく限られたケースであるということが言えるかと思います。

○鈴切委員 韓国における邦人の逮捕事件について少しお聞きします。

太刀川君や早川君の両人が、ＫＣＩＡに逮捕されておりますけれども、政府は、どのようにその事実を掌握されておるか、それについてお伺いします。

○高島政府委員 太刀川、早川両氏が、四月八日に韓国治安局の任意取り調べといふかうで、緊急措置第四号違反の容疑で任意取り調べを受けおりまして、当時、韓国政府側の大使館員に対する説明によりますと、この任意取り調べは、そろ長くからない、ごく短時間で終わるから、なるべく公にしないで、そつとしておいてもらいたい、そうすれば早期釈放が可能であるというような説明でございまして、わがほうも、そのようなことになることをこいねがつてきたわけでございますが、二十二日に至りまして、その後、新容疑が出てきたということで逮捕されまして、現在ソウルの拘置所におりまして、緊急措置第四号違反の容疑で、その後も捜査を続行しております。

非常に残念な事態でございますが、わがほうといたしましては、できるだけ早期に、本事件が解決して、寛大な措置がとられるよう、韓国政府に承知したいということで、累次韓国側に対しまして、そういう要請をいたしておりますが、現在のところ、まだ面会は一回、十二日に行なわれましたけれども、その後、面会は行なわれております。

せん。ただ、差し入れその他は、家族が拘置所において行なつておりますが、そのような状況でございまして、いま弁護人の選任という問題を、家族とも相談いたしまして、具体的に話を進めております。

○鈴切委員 東郷外務次官は、当初は事態を大げさにしないほうが、早期解決につながると考えたが、結果が期待どおり動かなかつたことは、判断を誤つたことであり残念だ、のように言われております。しかしこれは、李承晩政権から今日までの政権に至るわが国に対する態度は、ある場合はたいへんに権謀策を弄して、信義に反する事例がかなりあらうかと思います。最近には金大中事件等、わが国に対する数々の不信任行為があつたことは、御承知のとおりであります。

日本政府の対韓政策は、根本的に再検討をしてはならないのではないか、私はそのように思うわけであります。駐韓日本大使館、総領事館等の館員が抑留、逮捕されている両君に直接面会して、事情を聞いておられるかどうか。日韓間には領事約はないけれども、領事館を相互に設置しております。領事の一般的な事務として、自国民が相手国の官憲に逮捕、勾留された場合、当局官憲に、被疑者に面会を求める、事情を聴取し、人身を保護することができることになつておるわけであります。私は、当然そういう措置をとられたと思うわけであります。その点についてはどうですか。

○高島政府委員 先ほど申しましたとおり、十二日に、実際に御両人に面会を館員がいたしまして、いろいろお話を伺つたわけですが、その後、逮捕をされましてからは、韓国の国内法上の要請をいたしておるわけでございます。銳意いたしましては、できるだけ、さらに面会を求めて、そうして被疑事実その他についても、直接本人から伺いたいということで、韓国側に折衝をいたしております。

先生いま御指摘のとおり、日韓間には領事館を

相互に派遣しておりますけれども、いわゆる領事事件が起きた場合には、ある程度、もちろんその際の法制の範囲内でござりますけれども、面会を扱つたことでは、どうでござりますか。ことは、当然やるべきことであるというふうに考えております。

○鈴切委員 金大中事件が未解決であるなかなかの今回の事件は、わが国の国民感情を非常に悪化させているのではないかと私は思います。なんなく強硬政治家の朴政権の非常措置としてとられたことが、国民感情を刺激しておるわけであります。

すなわち、朴体制批判ということが、死刑に処せられるということにまでつながるという問題であります。こういう中にあって、両君が処刑されようとしておるのでありますから、日本政府としては、内政不干涉ということで傍観する以外に方法はないのかどうか、私は傍観すべきではないとうように思うのですが、外務大臣は、どのようにお考えになつていらっしゃいましょうか。

○大平國務大臣 韓国の法令は、韓国の主権の問題でございまして、私がとやかく言うべき性質のものじやございません。われわれがこいねがつてありますことは、この処理が迅速に行なわれます。

取り扱いが人道的に行なわれて、早期の解決ができると期待し、そういうラインで先方に要請をいたしておるわけでございます。銳意いたしましておる最中でございますので、しばらく時間をおかしていただきたいと思います。

○鈴切委員 今回の事件も、やはり金大中事件と同じように、うやむやにされるおそれがあるのでござります。御存じのとおり緊急措置第四号といふのは、最高の刑罰は死刑という状態にまで持つてい

かれる刑であるわけであります。そういう意味において、やはり日本政府は、ただただ内政不干渉だというふうなものの考え方ではなくして、やはり人命を尊重する意味において、最大限の努力は払つていかなくちやならないのじやないか。

いう意味において、外務大臣として、何らかそとの両名の生命の安全を保障する手段を講ずるようになります。野呂恭一君。

○鈴切委員 もう時間が経過をしておるという紙が回つてしまひましたので、以上をもつて終了させていただきたいと思います。

○鈴切委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○鈴切委員長 さて、本件に対する質疑は終了いたしました。

○鈴切委員長 ただいま委員長の手元に野呂恭一君より、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案が提出されております。

項、第二十条の二第一項、別表第二及び別表第三の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

○野呂恭一君。ただいま議題となりました修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文は、お手元に配付いたしておりますので、朗読は省略させていただき、その要旨を申し上げますと、原案のうち、在勤手当に関する改正規定は、昭和四十九年四月一日から施行することとしているのではないかと私は思います。なんなく強硬政治家の朴政権の非常措置としてとられたこと

は、昭和四十九年四月一日から施行し、本年四月一日から適用することに改めようとするものであります。

朗読は省略させていただき、その要旨を申し上げ力をあげておるところでございます。

○鈴切委員 もう時間が経過をしておるという紙が回つてしまひましたので、以上をもつて終了させさせていただきたいと思います。

○鈴切委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○鈴切委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○鈴切委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に付するのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

○鈴切委員長 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、野呂恭一君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○鈴切委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○徳安委員長 起立總員。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

○德安委員長 なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「一異議なし」と叫ぶ者あり  
○篠安委員長 御異議なしと認めます。よって、  
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○德安委員長 次に、防衛施設周辺の生活環境の

質疑の申し出がありますので、これを許します。

○中路委員 最初に、この防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律案に即して、何点か御質問したいのですが、その前に、今度の法案は、現行法の改正ということではなくて、新法として出されてきたわけで、簡潔にお聞きしたいのですが、これが新法として、新しい基地周辺の整備方が、これが新法として、新しい基地周辺の整備方が、これまで出されてきた背景といいますか考え、そういう点について、簡潔に長官からひとつお話を願いたいと思います。

**○山中國務大臣** 昭和四十一年五月の衆議院内閣委員会、六月の参議院内閣委員会で、それぞれ現行周辺整備法を御可決願つた際に、附帯決議がございました。それで、それについて、いろいろ運用についての指示等がございました。そこで、それに基づいて、今日まで現行法で行政上の処理をしてまいつたわけですが、基地の態様あるいはその周辺の市町村あるいはまた周辺地域住民の人たちの感覚等も、生活様式その他も変わってきております。人口動態等も変わりつております。

したがって、これらの問題を解決するためには、たとえば法律の目的でも、今日までの法律では、運用ということになつてしまったのを設置、すなわち存在すること、そのことも問題として、原因の一つに取り上げようというような考え方をもつて、ずっと整理していったわけですが、現行特交等の措置があれば、現在の程度でもいい範囲のものと、どうしてもそれにはまらないという問題、たとえば調整交付金、特定基地の交付金等についての問題等は、どうしても改正といふのは——やはり基本的な問題として、この際、新法として新しい時代の要請を踏まえていくべきではないかうか、こういう気持ちで、改正でもいいという意見もないではなかつたのであります、この際、やはり装いを新たにして、新法としようとしたことにしたわけであります。特別の他意はございません。

○中路委員 特に基地をめぐる周辺の問題、具体的に問題の起きているところを見ますと、新しいアメリカの基地の再編成、拠点集中などといいますか、そういうニクソン・ドクトリンに基づいた再編成、合理化、こういう基地、またそれと関連した自衛隊とのいわば共同使用、共同作戦体制、こういったものが展開されている周辺で、いわゆる基地問題というのが、地方自治体や住民との間に非常に新しい問題、矛盾を引き起こしてきてるわけですが、この新法として出された背景の中に、いまの七〇年代になって以後の、基地をめぐる新しい情勢の展開といいますか、こういう新しい基地と自治体住民との間の矛盾の拡大、こういったものに、現行の周辺整備法では十分対応できない、こういう状態が生まれてきてる、ここに大きな問題があるというふうに私は考えるわけです。

この点では、昨年の五月の防衛施設庁広報に、平井施設部長の指示というのがあります、相当長く、周辺整備をめぐる情勢、この中にも、その背景が詳しく書かれています。いまの基地問題の平井部長の指示の中に、こういう文章があるのであります。「日米安保条約に対する国民の理解というものの、これは相当深まり定着してきていると思います。自衛隊に対する認識あるいは自衛隊に対する支持というのも相当高まってきてる」といふことを述べて、地元に基地を擁している「これらの地域住民達は、この広大な飛行場だとか、演習場の地域の中に、これが宅地であるならば、あるいは工場が誘致できるならば、あるいは景観しない国民保養の観光地として開発されるならば、そういう夢を抱くのも当然であります」というようないふ文章があるわけですが、この中では、いまの基地問題をめぐる住民の気持ち、ほんとうの要望、指向する方向、こういったものを、防衛庁の皆さんには、正しくとえられていなんじやないかということを、私は痛感するわけです。

特に集中化されている基地の周辺というのは都市化され、過密化されている。この中でも、認められているわけですが、都市計画にも重大な障害となつてきている。しかも大都市やその周辺都市では、いま人口急増による学校用地一つ取り上げては、環境整備の要求、こういった運動が、非常にいま基地と——いわば基地が都市の中にめり込んでいるような状態ですね。自治体との矛盾を深化しているわけですから、安保条約があるから基地はやむを得ないんだということが非常に困難になってきている。こういう言い方だけでは困難になつてきている。

また現行周辺整備法でも、さつき長官がお話しのように、自治体の財政負担、こういう解消要求は解決していませんし、交付金その他の過少に対する不満も非常に強い。したがって、「夢を抱くのも当然」というのは、夢ではなくて、基地周辺の住民や自治体にとって、基地返還という問題なつてきている。これに、どのようにこたえてい

くかといふことが、基地問題を解決していく根本的な問題だし、アメリカの新しいベトナム情勢以後の中における基地の一そな合理化、機能の強化、拠点基地の集中強化、こういうものに協力していくといふ形では、いまの基地問題といふのは、根本的に解決しないと私は思うわけです。

しかも、ここで安保条約や自衛隊に対する認識が高まっているとおっしゃいますけれども、この周辺整備の法案で関連のある自治体あるいは住民の皆さんと、幾らか最近回って懇談もしましたけれども、米軍基地がベトナム侵略戦争――特に八年間ですか、現行周辺整備法ができて以後の情勢の中で、六四年以来のベトナム戦争に、在日米軍基地が非常な拠点基地となり、犯罪的な役割を果たしてきた。こういうことは、周辺の人たちは、一般の国民以上に身をもつてみな知っているわけですし、自衛隊がそれとの補完部隊といいますか、一体になってきているという事実も、共同使用の基地では、一そなよくつかんできておりますから、認識が深まっているのではなくて、むしろ、そういう疑惑やあるいは反対の声のほうが高まってきている。私自身行ってみて、保守党の影響の、皆さんのが政府のほうの影響の地方自治体自身の皆さんからも、そういう意見や批判がむしろ出しているというのだが、現状ではないかといふうに思うわけです。

その点では、この周辺整備法を新法として出されておりますけれども、公害でいえば、公害の発生源にメスを入れ、あるいはそれを規制する、除去するということを抜きにした、公害の当面の対応策という範囲での法案ですから、これによつて基地問題のいまの深刻さや多様さ、こういった問題は、決して私は解決できないのではないかといふことを痛感するわけです。この問題を、きょうここで論議するつもりはありませんけれども、この法案によつて、いまの基地問題が、自治体や住民から出されておるほんとうに指向する方向、要求、こういふものにある程度対応できるのだと思う考え方だとすれば、これは現実と合わないのじ



定防衛施設を指定するかという御質問かと思いま  
すが、具体的な判定要因といたしましては、市町  
村の人口とか、その動態、それから特定防衛施設  
の面積とか、その面積が市町村において占める割  
合とか、あるいは航空機の離発着、演習場の実弾  
射撃訓練、そういう施設の運用による障害の度  
合いと、そういうものを、総合的に勘案いたしました客  
観的な基準に基づきまして、この施設を指定す  
る、さらに、指定にあたりましては、関係行政機  
関の長と協議する、こういうことを考えているわ  
けでございます。

○中路委員 ここに四つあげられていますね、こ  
の中から指定が出てくると思うのですが、ターボ  
ジェット発動機を有する航空機の飛行場、それか  
ら射撃、射爆場、港湾、その他政令で定める施設  
とあります、四番目のその他には、どんなのが  
入りますか。

○田代政府委員 ただいま考えておりますのは、  
一つは規模の大きな弾薬庫とか、それからまた、そ  
ういった特定の施設ではございませんけれども、  
施設を全部合わせますと、その自治体において  
非常に大きなウエートを占めておる、たとえば飛  
行場とか演習場とかいうものでないにしても、  
全部合わせますと、相当大きな面積を占めてお  
る、こういうのもも、やはり政令でもって考えて  
いきたい、こう考えております。

○中路委員 大体四つあがっていますが、この対  
象になる、たとえば第一番目のターボジェット發  
動機を有する航空機の離発着の飛行場、これだけ  
でも十八か十九ぐらいあるでしょう。この四つの  
項目で対象になる施設というのは、ほどどれぐら  
いありますか。

○平井(啓)政府委員 ターボジェットエンジン等  
の発動機を有する航空機の離発着を行なつており  
ます飛行場は、二十一ございます。それからジェ  
ット発動機を有する航空機が対地射爆撃訓練をや  
つております訓練場が四カ所、合わせまして二十  
五カ所でございます。また第二項の、いわゆる砲  
撃演習をやつております演習場の数は、これは相

当規模の大小がござりますので、いまのところ集  
計した数はございません。

○中路委員 さつき指定のおよその条件というの  
をお聞きましたが、この条件と関連して対象に  
なるような施設は、概略どのくらいありますか。

○平井(啓)政府委員 四つ一一一つずつでなくともいいですが、全体と  
して対象になるのは、どれくらいありますか。先  
ほど施設局長官がお出しになつた条件と大体にら  
み合つた対象施設は、どれくらいありますか。先

から御答弁申し上げましたよな、いわゆる具体的  
な基準、ものさしに当て現地の実情等も十分  
考慮しながら、今後指定していくわけでございま  
すので、その数がどういうふうになるかは、これ  
からの作業の問題になつてこようかと思います  
が、一応この第九条で広大な面積を有して、その  
周辺地域における生活環境なり周辺地域の開発に  
及ぼしている影響というものが相当なものである  
と考えられる、それらの施設としましては、飛行  
場、対地射爆撃場といったしましては、ただいまの  
二十五ほどでございます。それから演習場で、大  
中演習場といったしましては、約二十ぐらいあるう  
かと思ひます。その他、政令事項になりますが、  
大規模な弾薬庫とか、港湾だとかそういうもの  
のを含めますと、どちら方によつて数が多少違つ  
てしまりますが、五十ないし七、八十ぐらいとい  
う数字にならうかと思います。

○中路委員 とり方によりますが、一応対象にな  
ると思われるのが五十から七、八十というお話を  
大蔵が指定することができるということになつて  
いるわけですね。そして本年度のこの新しい新法  
による交付金の予算のワクは五億円でしょ。た  
とえば横田基地一つとっても、直接関連の市  
町村が四つか五つはありますね。だから、対象が  
五十としましても、今年度でいえば、予算は五億  
円なわけですから、相当しほられるということは  
想像がつくわけですね。だから、そのとき選ぶ

すね。たとえば五十なり七、八十ある中で、相  
బబ  
しばられたのが内閣総理大臣の指定ということに  
なつてくるわけですね。これは予算から見ても、  
当然のことだと思うんですけれども、この場合の  
基準というのありますか。

○田代政府委員 基準と申しますのは、先ほど私  
が答弁いたしましたような要素を、総合勘案して  
おつしやいましたように、ことは、たった五億円  
でござりますので、先ほどおつしやいましたよう  
に、対象の施設いたしましては、五十とか八十  
ぐらいありますも、そう多くの施設を、最初の  
年に指定するということはできないのではないか  
か、こういう感じを持っておりますが、なお目  
下、法案の成立を期して内部でも検討中でござい  
ます。しかし、いずれにいたしましても、そう多  
くの施設を指定するということはできないのではないか、こういう感じを持っております。

○中路委員 もう一度聞いておきますが、この五  
億円の金の配分方式というのは、どういうことな  
んですか。何か対象の公共施設で、こういうこと  
をやりたいという場合にそのつど出るのか、それ  
とも五億円を、総理大臣が指定した対象について  
初めてからばと分けていくのか。配分方法という  
のは、どういうやり方でやられるわけですか。

○田代政府委員 実際問題といたしまして、たと  
えばある基地がある、それに関連いたしまして五  
つなら五つの町村があるといったままで、先ほど  
申しましたような基準を使って、町村別に幾ら渡  
り申しますと、市町村当局に対しまして、もちろん指  
定という問題がその先に入るわけでござります  
が、指定があつたあとで、あなたの町村は、いか  
ほどに相なりますよということになる。そういた  
しますと、市町村でメニューを見ていたときま  
して、その中から、私はうは、これとこれをやり

したがいまして、一般の補助金の場合には、こ  
ういった学校部門をやりたいということで、事業  
が先に立つて、そして金額がそのあとで出てくる  
ということになりますが、今回の交付金の場合に  
は、先に金額のめどが出て、それに対応した事業  
内容がきまつてくる、こういうかつこうであります。

○中路委員 まだ、どこを指定するかという明確  
な基準もない、相当しばられるということです  
ね。金額も、いまのような配分方法ですから、五  
十なり八十なり対象を持つて、市町村で、指定  
されるところと指定されないところの自治体、自  
分たちは同じ対象に入つていても、指定されると  
ころと指定されないところの問題が、当然起きて  
くるわけですね。非特定基地所在の自治体と指定  
される自治体との問題が出てくる。しかも明確な  
基準がないわけですが、指定する場合に、いまの  
ような条件の中で、いろいろ政治的な判断が働く  
ないのかどうか。

たとえば、もっと端的にいえば、この自治体は  
基地に非常に協力的だということ、あるいはそ  
うではないということところで、この金の使い方が、指  
定が非常に恣意的に扱われる危険性は十分あるの  
ではないか、実際いつて、協力的でないのを対象  
からはずす、ある意味で自治体をコントロールす  
る。今まで補助金の場合でも、拡大解釈をした  
例が、たくさんあるわけですから、そういう  
に、特に金の配分方法からいっても危険が強い  
し、もつと端的にいえば、拠点基地としての所在  
地に対する、いわば協力料といいますか、そういう  
う金にもなりかねないという心配もあるわけです  
が、この内閣総理大臣が、関係行政機関の長と協  
議してきめるという問題について、政治的な判断

の中に、私がいま言つたような危険、危惧、そ  
ういうものは、当然皆さん持つわけですし、この点  
について長官、どういう基準でこれを指定される  
のか、もう少し具体的なお考えを聞きたいと思  
います。

○山中國務大臣 それは、政令できつちり閣議決

定を経て定めますから、そこに自民党あるいは基地に好意的だから、そこは多くするとかといふことのないよう、機械的に算出できるようにしたいと思うのです。

たとえは嘉手納空港地区は、沖縄では最も大きい  
な場所ですけれども、嘉手納村は保守党系かもし  
れませんが、北谷村、読谷村、コザ市、全部革新  
ですね。しかし、だからといって、それを特定の  
町村にあやして、ほかのところは減らす、そういう  
ことはやっていいことではありませんし、また、  
そういうことを考えることも間違いだと思う  
のです。基地によつて有形、無形、一種の迷惑を  
受けておられる方々に対し、メニューを示し  
て、その選択の自由はあります、金額はきちんと  
と、客観的な指標によつてはじき出される。各種  
ファクターは政令で定める。そういう恣意の入る  
余地のないようにしたいと思います。

から、何か非常に幻想を持っている自治体もあるみたいだけれども、現実に見た場合、学校一つ建てたって、たいへんな金ですから、この面でも何か特定基地を指定して協力をするという、自治体のあれを補つていくといこうたい文句を見ますと、むしろ、これが政治的に運用される危険性のほうが強いのではないかという気もするのです。ですから、明確な基準が、これには必要じゃないかと思います。

次に、新しい施策で、飛行場周辺の整備の問題で、四条、五条、六条、七条という関係があります。午前中質問された問題とダブルの点は省略しますが、この一種、二種、三種の区域の指定について、音響の強度、発生の回数及び時刻等を考慮して長官が定める算定方法でやっていくことになつておりますけれども、この一種、二種、三種の基準は、どのようにしてきめられるのか、それも簡潔に。

○中路委員 一つだけ、関連して聞いておきたいと思います。  
○中路委員 一つだけ、関連して聞いておきたいと思います。ですが、たとえば大和の基地のデータで四十九年でありますけれども、私は、測定点の騒音のデータを持っております。大和の場合は、横須賀にミッドウェーが入港してからの間の毎日の時間帯でも、騒音の最低から最高の測定が全部出ていますけれども、これを見ますと、大きな変化があるわけです。このように、たとえば厚木の基地をとつてみると、ミッドウェー入港時とそうでないときとは、極端な開きが騒音にあるわけです。ミッドウェーの入港時でないときの一週間だけとすれば、入港時の一週間とは全く違うのです。時間がないから、具体的な資料で説明しませんけれども……。測定で基準をきめられる場合に、いま一例で言いましたけれども、こういう点はどのようにされるのか、一言お聞きしておきたいと思います。

○平井(啓)政府委員 今回の法案で一種、二種、三種区域を指定します場合に、騒音の量をはかる単位といたしまして、国際的な航空機騒音評価単位であるWECPNLというのをどうとしておられます。

そこで、問題になりますのは、まさに御指摘の点だと思いますが、従来、たとえば厚木周辺で測定しておりますのは、ポンとかデシベルとかいう、いわゆる瞬間に起こりますところの音の強さ、大きさというものをはかっている単位でござります。WECPNLの場合には、航空機の一日の総騒音量というものを評価する単位でございます。一日の航空機の離着陸回数あるいは飛行回数、したがって騒音の回数、また、その騒音の発せられております時間帯、そういうものをあわせて考えた上で的一日の総騒音量をはかる予定しております。したがって、一日の総騒音量をはかるためには、年間を通じてその飛行場でどういう飛行の形態になるかということを十分とらえた上

○中路委員 一つだけ、関連して聞いておきたいのですが、たとえば大和の基地のデータで四十九年でありますけれども、私は、測定点の騒音のデータを持っております。大和の場合は、横須賀にミッドウェーが入港してからの間の毎日の時間帯でも、騒音の最低から最高の測定が全部出ていますけれども、これを見ますと、大きな変化があるわけです。このように、たとえば厚木の基地をとつてみると、ミッドウェー入港時とそうでないときとは、極端な開きが騒音にあるわけです。ミッドウェーの入港時でないときの一週間だけとすれば、入港時の一週間とは全く違うのです。時間がないから、具体的な資料で説明しませんけれども……。測定で基準をきめられる場合に、いま一例で言いましたけれども、こういう点はどのようにされるのか、一言お聞きしておきたいと思います。

○平井(啓)政府委員 今回の法案で一種、二種、三種区域を指定します場合に、騒音の量をはかる単位といたしまして、国際的な航空機騒音評価単位であるW E C P N Lというのをどうとしておられます。

で、その一日の総騒音量を出していかなければならぬわけでございまして、今後この法案の成立を待ちまして、全国の対象になります飛行場周辺におきまして、W E C P N L の騒音単位に基づくところの調査をあらためて行ないます。

実は現実には、昭和四十八年度におきましては、三ヵ所の飛行場におきまして、試験的に行なつた実績がございますが、すべて新しい観点に立つて、いま御指摘のような問題点も十分中に考慮しながら、W E C P N L の分布の状態を調査して、それでもつて一種、二種、三種の区域を指定していく、そういうふうに考えております。

○中路委員 この一種の区域で住宅の防音工事の助成という、これは現行法の改正としても、前回、国会に出された中にもありましたけれども、この新法案に纏り込まれているわけです。今度、予算はまだ一億という予算ですが、大体一種に指定されるだらうという、ほんとうの見積もりですけれども、その中で、いま工事ができるかどうか別にして、対象になるのは、どのくらい戸数があるだらうというお考えですか。

○田代政府委員 正確には、W E C P N L の測定がないと計算はできないと思います。しかし過去にあるデータその他を使いまして、たとえば一級防音地区でございますとか、あるいはまた五条による移転補償のための地区とかいう点を勘案いたしましたと、非常に荒っぽい目の子算でございますけれども、数万——十万にはならぬかと思いますが、数万户には対象戸数がなるのじやなかろうかと思われます。

○中路委員 数万から十万、目の子ですが、そうおっしゃった。それで、今度の予算だけですけれども、今年度一億円ですね。そうすると、百万円として百戸分。しかし百万円じゃできないですね。去年の秋の三里塚の場合の例を聞きましたら、一室の防音工事で八八十万円かかつていると聞きます。また自治体から出している要求を見ますと、一、二例をあげますけれども、羽村町から出しているのが、住宅防音十五億四千万円。ほか

のを省略しますけれども、住宅防音だけとつてみると、昭島から出ている要求が、一戸一室の防音工事ですが、四十八年四月一日で対象世帯を二万七千三百六十六世帯として、一世帯六畳鉄筋防音化で二百十二億九千八百六十八万円というのが出ております。それから福生で、やはり一世帯一室の防音工事の家屋建設六畳で百五億六千三百四万円。こういった要求と、いまお話しのように数万戸から十万、そして今度の新法で、これも一つの目玉みたいに、住宅の一室の防音工事をやるのだ、それに一億予算つけたといっても、百万円としてもわざかの百戸分。いまの自治体から出ている要求だと、あるいは全国的に対象になる戸数を見ても、これは全くもう問題にならない状態ですが、今後これを、どういうふうに進めていくおつもりなんですか。

○田代政府委員 確かに、おっしゃるとおり初年度でございますので、非常に四十九年度は少ない金額でございますが、先ほど私が申しましたような戸数というものが予想されます。そういたしまして、相当膨大な金がかかるということは、当然計算に入れなければなりません。一方、厚生省の発表いたしました環境基準という問題もございますので、そういうことで、のんべんだらりとやってるわけにもまいりません。私ども、やはり財政事情を見ながら極力スピードを上げて、個人防音工事に昭和五十年以降は取り組みたい、こういう考え方を、現在持っているわけでございます。

○中路委員 これも、目玉だといわれているのだけれども、実際には、ほんとうにやる気があるのかどうかという疑問を持つような施策ですよね。法案ではこう出している、対象からいっても、いまの出発からいっても、地方自治体の要望からいっても、ちょっと不十分しかこたえられない、そういうものとも言えないような現状じやないかと、思うんですね。それで、この関連のは、あとでまた御質問しますけれども……。

もう一つ、この周辺整備と関連して、土地の買入れの問題がありますね。この買入れた土地

更多書評請到 [書評網](#) 看看！

は、管理は防衛庁で、行政財産になるのですか、普通財産になるのですか。

○田代政府委員 防衛施設庁で買入れました、いわゆる周辺財産と申しますのは行政財産でございます。

○中路委員 買い入れた土地は、行政財産になるわけですね。そして「使用させることができる」というふうに条文にありますね、地方自治体の縁地その他に。この「使用させることができる」이라는, 地方自治体に対する貸し付けではないのですか。「使用させることができ。」というのは、どういう意味ですか。——そうじゃないな。ちょっととすみませんでした。私は、いまちょっと飛ばしましたけれども、第六条で、国は買入れた土地について、「縁地帶その他の緩衝地帯として整備されるよう必要な措置を探る」、それからいまの「使用させる」というのは第七条です。第七条で「国は、第五条第二項の規定により買い入れた土地を、地方公共団体が広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができます。」とありますね。これは貸し付けることができる。——ありますね。これは貸し付けると最初に……。

○平井(啓)政府委員 従来から現行周辺整備法におきましても、五条によりまして、移転等の措置を行なった後のあと地を、防衛施設庁の行政財産として管理しておりますが、その管理しております過程におきまして、それが行政財産としての目的をそこなわない、あるいは目的に沿う範囲において、国以外に、地方公共団体あるいは一般の人等に貸し付ける場合がござります。

〔加藤(陽)委員長代理退席、委員長着席〕  
これは国有財産法の十八条、関連しまして十九条、二十二条等の貸し付けの基準がござりますが、この規定に従つて有償ないしは無償で貸し付ける場合があるわけござります。特にこの七条におきまして、「当該土地を無償で使用させることができます」とがござる。」、使用いたしまして主体は地方公共団

体でございます。国有財産法にも、現在、地方公共団体に対して無償貸し付けの規定はござります

が、この移転あと地の、いわゆる防衛施設周辺の緩衝地帶的な縁地帶その他の利用と、いうものを考

えました場合に、特にここに掲げておりますように、自治体が「広場その他政令で定める施設の用に供するときは、」無償で貸し付けるというふうに、国有財産法の規定に合わせてここに特にうたつたというのが趣旨でございます。

○中路委員 いままで行政措置で、相当広大な土地を施設庁で買収されているわけですね。かつては厚木なんかで見ますと、昭和三十六、七年ごろですか、その買収された土地が、だんだん基地の拡張に使われていくというケースがあるわけで、それどころも、この新しい法案で買収、買入れるといふふうに見えられます。

○中路委員 私も現地を見ていますし、ほぼ三種に入るのじゃないかと思います。

○中路委員 そういうふうに考えられます。

○中路委員 こういうことはありませんか。それは、あくまで緩衝地帯あるいは縁地帯として、安全地帯として確保するんだということですか。

○中路委員 こういう目的で購入しました土地につきましては、やはり緩衝地帯ということの目的のために購入しているわけでございますので、私ども今後とも、それが直ちに基地の拡張につながるというようなことがないようにいたした

い、こう考えております。

○中路委員 これと関連して一つだけ、具体的に聞いておきたいのですが、例の横田基地の周辺で、一時周辺道路の要求が問題になつたところ、市道の八百八十八号線ですか、八百七十一号線と接しているところですが、向こうもいま、施設庁で相当買収をされていますね。これは今度の法案の関係では、どの地域に入るのかよくわかりませんが、一種、二種、三種の。まず、それから聞いておきたいのですが、滑走路の横ですけれども、大

きな地域はわかるでしよう。これは、大体どの地域になりますか。

○中路委員 現在の横田飛行場におきま

すが、米軍機の飛行の状態等から、先ほど御答弁いたしましたW E C P N L のいわゆるコンターと

いうものを描く作業、これからそれの最終的な詰めをやるわけでございますので、正確に御指摘の部分が何種区域に入るかということは、いまの段階では何とも申し上げられないのですが、滑走

路、着陸帯との距離の関係から申しますと、大体第三種区域に入る部分になるのではなかろうか、

そういうのが趣旨でございます。

○中路委員 私も現地を見ていますし、ほぼ三種に入るのじゃないかと思います。

○中路委員 そうしますと、緩衝地帯ということになりますね、今度は縁地の。先ほどお話しのように、ここをあくまで緩衝地帯としていくということで、横田基地の拡張に使わせないということの確約はできますか。

○中路委員 現在そういう考え方を持っておりません。

○中路委員 拡張に使わせるという考え方ではないと

いうことですね。——これは、たびたび地元あるいは市長等も施設庁と、周辺道路と関連してこの地域については、今まで交渉されている問題です。そうだとすれば、地方自治体との間でも、こ

こは緩衝地帯なんだ、それで買収したんだということで、基地拡張の意図はないんだ、それに使われるつもりはないんだということを、関係の自治体、立川市との間で、何かの形で確約をするといふ方向はとれますか。

○中路委員 地元の関係市のほうから、特にそういうことを確約してもらいたいというこ

とでお話があがつて、経緯はございませんの

で、いま、ここであえてそういうことを確約する

といふことが、どういう意味につながるのか、よ

くわからないわけでございます。いずれにいたしましても、ここは、あくまでそういう周辺の緩衝地帯として今後も管理していきたい、そういう考

ると思いますが、御存じのように、これは周辺道路と関連して、このところにある立川市の市道ですね、この市道を皆さん、廃道にしてくれといふ要求を執拗に出されているから、市のほうも、

これは拡張に使われるのじゃないかという心配を非常にしているわけなんですね。もし拡張に使われる、そういう買収だとすれば、市道を廃道にするということは、あくまでも困るのだということ

で、市長あるいは立川市議会のほうも、そのことを強く言っているわけですから、これは緩衝地帯なんだ、拡張には使わせないのだということになれば、皆さんはつきりされるということになりますね、今度は縁地の。先ほどお話しのように、ここをあくまで緩衝地帯としていくということで、横田基地の拡張に使わせないということの確約はできますか。

○中路委員 そうだとすれば、このあとのお話も、また新しく進展する可能性があると私は思うので、御質問したわけです。それで、いま拡張に使う、そういうあれはないのだ

といふ一般的な御答弁をいただいたわけですか

ら……。

それから、法案に即してもう一つだけ聞きたいのですが、十条です。補助金の拡大の問題であります、これは午前中の質問の答弁にありましたように、防衛施設庁と自治省との間で、新法の三条の工事あるいは八条の措置をとる地方自治体に、自治省の特別交付税で自治体負担額の二分の一を補てんするという答弁が先ほどありました。

この点についてお聞きしたいのですが、今度の予算で四百三十七億ですか、平均して八割ぐらいの補助ということでございますと、五百億ぐらいの仕事ですね。

それで、自治体が百億ぐらい、その二分の一で

はば五十億ぐらい。今度の予算ですと、その二分の一といいますと、それから当たるのじゃない

かと思うのです。この特別交付税で見るという問題ですが、特別交付金というものは、御存じのよう

題ですが、特別交付金の金額は、御存じのよう

に、災害とか臨時の財政負担の際に使われるわけですね。そこで、この金を見るという問題について、よく検討してみる必要があるのじゃないか。

これは自治省の所管の金ですね、しかし、これをどこに使つかうということは、結局、施設庁がどこにどういう補助をするということをきめて、その

補助の中で何かができる、それの一三分の一といふことですから、本来、自治省の所管の金であつても、自治省の独自の判断できめられない。防衛厅なり施設厅の判断で、この五十億なら五十億の金が動かされるという結果になるということがありますね。

その点で、私は、こういう補助金の拡大のしかた、裏金を、負担分を出すというのは、財政の問題もありますし、一つは、いわば自治省の権限の及ばない金が、この所管の中から出てくるといふ点で、権限の面からも、あるいは金額の面でも、今度は、全体としての、本来使われる特別交付金の金額を圧迫していくのですから、問題があるというふうに考へるのですが、この点について、お考へはどうでしょうか。

——本来ならば、理論的に言えば、防衛庁が交付していい、いわゆる基地交付金、そうして米ドナル資産所在の町村の調整交付金、こういうのも、自治省としては、一般財源の固定資産税見合も、相当額を念頭に置きながらやつておられるが、そこらのところは、私どもがやつてもおかしくはないと思うのです。しかし、それは財政補てん——一般財政資金として出されますから、防衛庁がそういう用途のものを出すことは、勘ぐられるもとになるので、そこらまで立ち入るのはいけない。しかし反面、今まで、現在の周辺整備法によつて行なわれました事業の地元負担、裏負担とは、必ず起債を認めてやる、いわゆる適債対象とは見ていかつた。それを今回は、自治省と協議いたしまして、適債事業として見よう。さらに先ほど申しましたから、ちょっと繰り返しになりますが、補助率のあるものは地元負担の二分の一、補助の定額のものは定額補助額の二分の一を、特別交付税によつて当該町村に交付しようという、これは自治省と大蔵省が最終的に合意した、官庁間の国の行政としての詰し合いの結果、まとま

たものであります。この法律によつて措置はいたしませんで、自治省の省令をもつてその旨を明記していただくということで、文章等についても打ち合わせ、合意をしておるものであります。が、特に地方財政について影響があれば、これは自治省のほうがうんと言われなかつただらうと思うので、そういうトラブルなしに話のきまつた問題点であります。

周辺整備の現行法が制定されて以来の予算を見ますと、特に六九年度から非常に急テンポでふえてきていますし、わずか八年、九年の間で、予算規模でいえば四倍近くに膨張しているわけです。い

ういう傾向から見れば、将来もこういう金があるといふ可能性のほうがむしろ強い。そういう場合に、逆に特別交付税のあれを圧迫するということも考えられるわけですね。これは災害のときなんかにも支出されるし、臨時の選舉の費用で、金がかかったときの市町村なんかにも出される金ですから……。

くる問題も起こりかねないというふうに思いますので、その点については、自治省のそういう権限化を侵したり、あるいは財政的な圧迫になるようなことが起きないように、十分の配慮、検討が必要であるという意見を述べておきたいと思います。もう一つだけ聞いておきたいのですが、これは少し詳しく聞こうと思ったのですが、この問題では一言だけにしておきます。いままでの周辺整備法の中でも、補助金や助成金の使途について、非常に拡大解釈をしたり、あるいは政治的な恣意をもつてやらされたというような例を、幾つも私、感

じるわけです。昨年も長沼へ行きましたけれども、ミサイル基地の設置との関連でしようけれども、北海道では、あの長沼の小さい町に一番金をつぎ込んでいますね。どこに使われているのかと思つて行きましら、これは新聞でも報道されましたが、公民館だとかあるいはコミュニティーセンターだとかいうことで、実際行ってみると、パチンコ台からゲームセンター、いわゆる娛樂センターみたいな使い方になつていて。これが問題になつて、私が行つたときは、だいぶゲームセンターをはずしちゃつてありましたが、それでもまだ二つばかりパチンコのあれが残つてしましました。それから古本ぐらいい古本を置いてあって、説明を聞いたら、これは図書館だというんですね。相当でたらめな使い方がやられていました。

今度は、設置ということで、さらに補助対象事業も拡大されるわけですから、この点で、政令でまかされている部分が多いわけですから、施設庁の権限も強いわけなんですが、そういう形で自治体なんかの政治的なコントロールに使われるというふうになるのを非常におそれるわけです。各自治体がいま申請している金は、先ほど住宅の防音工事の問題で一例あげましたけれども、全国的に基地周辺の自治体は、相当の金額を要請しているという中ですから、当然、予算を大幅にオーバーしている。その場合に、どういう基準でこの助成金なり補助金を出していくのかという、順位の問題や基準の問題、この点について、明確な、やはり政治的なそういう恣意が入らない基準を設けていかないと、さらに、そういう問題が拡大されて起きてくるのではないかということを私、心配するわけです。この点について、どういうふうにしてこの事業の優先順位というものをやっていくのか、お考えをお聞きしたいと思います。

けまして、その事案の実態、現行法令で申しますと、三条、いわゆる自衛隊等の障害の実態がどうなっているものであるか、あるいは四条におきますところの、防衛施設周辺の住民の生活あるいは事業経営等が、どのように阻害されているかといった点を、具体的に調査いたしまして、それぞれの局ごとに、その障害の実態、事案の採択すべきかどうかの判断というものを、それぞれそういう採択の基準、当該年度ごとのそういうた採択をしていきますと、こちらの方針というものを、そのつど指示しておりますので、それに基づきまして、各局がそぞれぞれの事案というものをまず判断いたします。それを各局が、全部われわれ本庁のほうに持ち寄つてしまいまして、その中から全国を通じての実態というものをつぶさに判断しながら、事案の採択を行なっていく。これは、あくまでも当該年度に成立しました周辺対策関係の予算の範囲という一つのワクも当然ございますが、その中におきまして、そういった障害の実態等を十分に検討した上で、恣意にわたらないように、また、そういう対策を講ずることによつて、地域住民の方たちの障害を防止し、緩和できるものであつて、当然それによつて補助金の適正な運営というものが行なわれる、そういうた点を十分考えた上で採択を行なつて、いる次第でございます。

ですが、一つ一つ簡潔に答えていただきたいのです。

一番最初お話ししましたように、基地周辺の住民や自治体にとって最も基本的な問題は、このいわゆる基地公害の発生源である、また都市計画を進める上での障害である基地そのものをなくしてほしい、返還してほしい、そしてこのあと地を、平和利用を柱にした都市計画に供さしてほしい、これが非常に強い要望になつて出ているわけです。

まず最初に、お聞きしておきたいのですが、日本政府が地位協定に基づいて米軍に施設区域を提供するのは、安保条約第六条の「日本国」の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、「」という、いわゆる軍事目的だと私たちも思ひます。そのように理解して間違いありませんね。

○山中國務大臣　日米安保条約は、私ども軍事といふことばは使いたくありませんが、客観的にいふことばは使いたくありませんが、そのように理解しますから、御指摘のとおりだと思ひます。

○中路委員　施設の、そういう目的、一般的に軍事目的で提供されるのが、ゴルフ場であつたり、オートレース場であつたり、サーキット場であつたり、あるいは米軍専用の水泳場として提供されるというこになれば、これは一般的にいつて、いまの軍事目的の上からいつても、反することなると私は思うのですが、これも一般的にどうですか。そういうものに使われているといふことになれば、こういう提供については、検討してみなければいけないというお考えじゃないですか。

○山中國務大臣　一々、こまかかな場所にどういうものがあるか、私もよく知りませんから、あとでお話があると思いますが、たゞ、ゴルフなどは、米兵の訓練項目の中に入つておりますですね。それが返した、日本側の管理になつた、ところがわが

自衛隊のほうも、どうもそういう安易な気持ちです。

わが自衛隊に移りましたものは、全部パンカード

ゴルフ場として使用しておりましたので、国会でわが自衛隊の例を引いて御意見もありましたから、

グリーンも埋めまして、普通の草原にして、相撲を取ろうと野球をしようとラクビーをやろうとかつてである、そういう広場に直しました。ただ、アメリカの場合は、私ども日本人の考えとは少し違うような、兵隊の教育の一つの体育種目に入っているよりも思われますので、そこらのところは、ちょっと外務省当局の見解等を聞きました

と、私だけはわかりかねる面がございます。

○中路委員　二、三これに関連して具体的にお聞

きたいのですが、一つは青森県の三沢米軍基地ですね。この中にある面積は、推算となつてしま

すが、これを三沢市議会から出している請願書で見

ますと、米軍基地内に約五十二万九千五百平方メ

ートルの広大な米軍ゴルフ場がある。それから五

十八万五千五百平方メートルのオートレース場が

あります。これは、まさか訓練項目ではないでしょ

う、オートレースは、そして米軍人や家族が、訓練

ではなくて余暇にゴルフをやつていてるわけです。

オートバイを乗り回すために、広大な土地が提供

されている。

御存じのように、三沢市も土地や余暇施設がな

くて、住民は非常に困つているわけです。この陳

情書を見ますと、端的に書いてあります。「一見明

らかに軍事目的以外に使用している区域について

は、ただちに提供を切り、地域住民のために有効に活用させてほしい。」というふうに請願の第一項項目にあります。これは先ほど私の質問しました第六条の軍事目的にも、直接関係ありませんし、また軍人の訓練項目といつても、家族が使

が、この三沢から出ている請願その他の扱いについては、今までどのように取り扱われてきたのかお聞きしたいと思います。

○平井(啓)政府委員　米軍に提供しております三

沢飛行場の中に、御指摘のゴルフ場、一般にいわ

れますオートレース場というものが存在している

ことは承知しておりますが、先ほど来、軍事目的に反するといいますか、軍事目的ではない利用と

いう御指摘がございましたが、たとえば地位協定の十五条におきましては、米軍に提供しております施設、区域の中にPXとか食堂とか厚生施

設、そういうものを設けて、いわゆる歳出外諸機関がこれを運営するとか、そういうことも認められております。また三沢の飛行場と申しまして

も、飛行場の区域は、軍人、軍属、家族等も居住してあります。したがつてその中に各種の厚生施設というものが存在するということは、地位協定の範囲の中では、従来とも許されていと、いうふうに私ども承知しているわけでございます。

ただ問題は、オートレース場ということで使われております部分が、御指摘のように五十万平米をこえる広大な地域であり、またゴルフ場も五十五万平米という広大な地域であるということは、確かに一つの問題点であろうと思ひます。この点につきましては、地元からも、こういった地域を、地元に返還してもらって、市民の森といふような形で使っていきたいという御要望を、かねてから伺っております。ただ、このオートレース場に使われております部分も、ゴルフ場の部分も、いわば飛行場また、それに付帯して存在します弾薬庫の保安区域的意味をも兼ねて持つてゐるわけになります。したがつて、これらの部分を、現

あわせてもう一つ、青森の三沢のことをひらく

めて一緒にお聞きしますが、もう一つは、やは

り要望に出ているのですが、米軍基地の正門わきのあき地一万四千平方メートル、この地域は、基

地を囲むフェンスの外にあって何ら使用され

ない、草がおい茂つていて、三沢市からは、これを

返還して、市民のための駐車場などに活用させて

くれという陳情書がやはり出しているのですが、こ

の場合は、基地を開むフェンスの外にあって何も使つてない、草をはやしているというだけの地

域ですね。これは陳情書の第二番目にあります。

「三沢米軍基地正門脇の空地を日本政府に返還させ、管理権を三沢市に移管し、三沢市民に解放されること。」フェンスの外にあって、現在何ら使つ

○中路委員　三沢から出ているのは、ゴルフ場やオートレース場だけではないのです。たとえば約四十九万平米の水泳場、これが米人専用の水泳場になつていて、家族の専用に提供されている。こ

の水泳場は、小川原湖といふのですか、青森では県

南随一の水泳場だといわれていますが、一等の水泳場です。これも市議会の要望に出ています。こ

れでも自由な通行をさせてほしいという要望も市議会の中で出ているわけです。

○中路委員　御存じだと思いますが、三沢基地正門より小川原湖に至る幹線道路については、日本国民の自由な通行を認めてほしいという要望が出ています。

これも全く当然の要求ではないかといふうに私は思うのです。さつきのオートレース場、ゴルフ場も飛行場の区域は、軍人、軍属、家族等も居住してあります。したがつてその中に各種の厚生施設というものが存在するということは、地位協定の範囲の中では、従来とも許されていと、いうふうに私ども承知しているわけでございます。

ただ問題は、オートレース場ということで使われております部分が、御指摘のように五十万平米をこえる広大な地域であり、またゴルフ場も五十五万平米という広大な地域であるということは、確かに一つの問題点であろうと思ひます。この点につきましては、地元からも、こういった地域を、地元に返還してもらって、市民の森といふような形で使っていきたいという御要望を、かねてから伺っております。ただ、このオートレース場に使われております部分も、ゴルフ場の部分も、いわば飛行場また、それに付帯して存在します弾薬庫の保安区域的意味をも兼ねて持つてゐるわけになります。したがつて、これらの部分を、現

あわせてもう一つ、青森の三沢のことをひらく

めて一緒にお聞きしますが、もう一つは、やは

り要望に出ているのですが、米軍基地の正門わきのあき地一万四千平方メートル、この地域は、基

地を囲むフェンスの外にあって何ら使用され

ない、草がおい茂つていて、三沢市からは、これを

返還して、市民のための駐車場などに活用させて

くれという陳情書がやはり出しているのですが、こ

の場合は、基地を開むフェンスの外にあって何も使つてない、草をはやしているというだけの地

域ですね。これは陳情書の第二番目にあります。

「三沢米軍基地正門脇の空地を日本政府に返還させ、管理権を三沢市に移管し、三沢市民に解放されること。」フェンスの外にあって、現在何ら使つ

出でています。これなんかも、すぐには返還をさせて市民に開放する、私は、当然のことだと思うのですが、あわせてこの点について、簡潔にお答えを

○平井(啓)政府委員 先ほどの水泳場でございますが、これは、ちょうどゴルフ場から姉沼の通信基地の間に抜けまして、北のほうに参りました小川原湖に面したところにござりますが、面積は、ちよつと先生 単位をお間違えになつたと思いますが、五万六千平米の水域でございます。これは本泳場のために、制限水域としておるのでございませんで、飛行場の機能に付帯します救難艇の発着所等のために使っております場所を、夏場米軍人、軍属家族等が、そこを水泳場として使っているという状況になつておるわけでございます。なお三沢市民の方々が使っておられます水泳場は、その北側にあるわけでございます。したがつて、夏場その市民の方々が、水泳場に行かれる場合には、どうしても三沢飛行場の中の道路を通つていかなければならぬということで、夏のシーズン中は、定期バスなどにつきましては、その通行を認めているということで、便宜をおばかりしているわけでございますが、ただ一般的マイカーその他徒歩でいくとか、そりいった方たちの通行につきまして、さらにもう少しくふうを要する必要があるのじやなかろうかということで、これは米側とも折衝したいと考えております。

また、正門わきのあき地の問題につきましても、これは地元の関係者との問題もございますので、駐車場その他に十分利用できるようなくらうができるかかどうか、この点もあわせて米側と折衝したい、そういうふうに考えております。

○中路委員 いまの点については、使用していなわけですから、草をはやしているだけの、しかしここたえられるように、一日も早く返還できるよう、折衝しているというお話をですから、そういう方向でひとつ解決してほしいと思います。

同じ問題で、簡潔にまたお尋ねしたいのですが、厚木基地の関係でも、やはり同じような問題があるのです。三沢と同様、ゴルフ場、サー・キット場があるわけですが、この地域は、綾瀬、大和市は三沢以上に人口急増地域です。大和市は四十七年度一年間に人口が約一万人増えています。公共用地を含めて土地問題が深刻になつてるのであります。このゴルフ場やサー・キット場が広大な地域を占めているわけです。

私は、神奈川県で地元なものですから、現実に見てきたのですけれども、サー・キット場がどんなふうに使用されているか。たとえば、このサー・キット場は、滑走路の北側のはずれにあります。日曜日になりますと、約三十台ぐらい、數十台の消音器をつけないオートバイ、これは厚木の飛行機の爆音よりもうるさいのです。激しい騒音と砂ぼこりをまき散らして、米軍人あるいは家族がオートバイを乗り回している。せっかくの日曜日も、地域の住民にとっては休養もできない。あるいはそのわきに県道が通っているのですが、砂ぼこりで県道は前方が見えなくなる場合があります。私も現地へ行つてしまつたけれども、交通安全上でも非常に危険な状態にあるわけです。ゴルフ場を含めて、こういうサー・キット場として提供するとかいうことはぜひやめるべきだ、返還させるべきだと思います。

特に、このサー・キット場は二-4(b)の地域です。私は、地位協定の二-4(b)で、こういう共同使用の機態というのは、どういうふうに解釈するのかと、いうことを、ひとつ最初にお尋ねしたいのです。

○平井(啓)政府委員 確かに御指摘のとおり、いわゆるサー・キット場と申すほどのものじやございませんが、厚木の滑走路の北西側にありますあき地を使って、モーター・サー・キットをやつております部分は、昭和四十六年七月一日に、地位協定二条四項(b)に基づきます、米軍が出入のつどを使用することができるという使用の形態になつてお

に二条四項(b)の、そういう出入のつど使う地域のエリアの中で、米軍及び海上自衛隊がお互いに行き来しているという状態の中での運用の一つの形態にならうかと思いますが、ただ、サーキットそのものが、二条四項(b)の上でどうかという問題よりも、実態に照らしまして、そばを通つております道路その他民家との距離等から考えました騒音の問題と、いふような問題点から、この問題の解決をとらえていきたいと思つております。

○中路委員 地位協定からいつても、こういう提供は私は違反だと思うのです。騒音や公害をまき散らして、わざかな米軍人や家族のために、(b)で遊び場を提供するわけですからね。こういうことは、許されるはずがないわけで、返還交渉をやるとともに、いま言われたように、この土地の返還という問題もありますけれども、少なくともサーキットに使用するということは、直ちにやめさせるべきだというふうに私は考えます。

きょうは、幾つかこういう例を、まだ通信所の問題やら、たくさんあげて御質問したいと思ったのですが、ほかあと一、二問質問したいこともありますので――こういう問題に関連して、いまの米軍への提供施設が実際どのような使用をされているのかということについて、もう一度見直しをして、使用されてないところ、あるいはいま言ったように、サーキットのように非常に不当な使用がやられているというようなところは、直ちにやめさせるとか使用されないとこ、あるいはいま言った強力に進めるということで、全体としていまの基地の提供の様態について、もう一度見直していくだけ必要がある。そして返還できなくとも、すぐさまにサーキットの使用をやめさせることなどはできるわけですから、ひとつその点の強力な交渉を、アメリカともやつてほしいというふうに考えます。

例は、この問題でとどめますけれども、長官からもう一度、基地のそういう不当な使用、いまの協定やそういうものから見ても、問題がある点については、検討するということは、はつきりやつていただきたいと思います。

○山中国務大臣 外務大臣とも相談してみますが、ことに二-4(b)になりますと、その使用形態といふものについては、地位協定で形態が明示されておりますから、そういうような意味で――どうも私、現地を見ておりませんから、その点、若干説得力がないかもしれませんが、そういう問題が好ましいとは思われませんが、いまおっしゃつたように、不法とも思われませんので、そちらのところを、常識上おさめられる範囲で二-4(b)の施設らしいものにするということで、一応話し合つてみたいと思います。

○中路委員 これは現地を見てもらえば、はつきりしているんですよ。私が現実に行って見てくるんですからね。二-4(b)でサーキット場に使わしている。この返還ということは、すぐにできないにしても、これを、やめさせるということぐらいは、やらないぢやまいと思うんですね。これは住民のほうからの強い要望です。日曜日に消音器をはずしてやっているから、爆音よりもひどい。砂ぼこりも立つし、それが県道にまで出していく。あの県道十六号は、非常に車の通行の多いところですからね。

あと二、三、特に返還とあと地利用の問題で、これも一つずつ簡潔にお聞きしていきたいと思います。

立川飛行場ですが、二年後に返還されることになつていますね、最近の新聞の報道等で見ますと、立川基地にレーダー誘導着陸装置、GCAまで持ち込まれて、どうも居すわりを考えているんじゃないかということもいわれていますが、四月の末には、立川市にこのあと地の平和利用の委員会が、市長の諮問機関として発足しまして、各階層の四十三人の人たちで、いま計画の策定に入っているわけです。

三

この二年後に返還を約束されている立川飛行場について、自衛隊が引き続いて使用するということは、よもやないと思いませんけれども、立川移駐の際にも、論議になつた問題ですけれども、最近こういうGCAの持ち込み等もあるので、地元ではいよいよ居すわりを考えているんぢやないかともうなのか……。

○長坂政府委員 立川飛行場の、米軍からの返還後における自衛隊の使用ということについて、どうふうに考えているかと、こういう御質問だと思いますが、これは、この委員会でも昨年、防衛省側からお答えいたしております。その際、御答弁申し上げたところ全く同じでございまして、立川飛行場が米軍から返還された後におきまして、立川飛行場の自衛隊の使用については、地元をはじめ関係機関とあらためて協議、調整を行なうのだということを申し上げてございますが、そのとおりでござります。一応そういうことでございま

○中路委員 居すわりたいという気持ちがあるのは、よくわかりますけれども、これは、もう地元では全面返還を前提にして、具体的な計画策定までいま入つてきているわけです。四月二十六日から発足して、地元と協議をされるということで、ひとつせひ地元と相談してほしいと思います。

もう一言、木戸射撃場の問題ですね。これについては、返還されて、いま自衛隊の暫定使用になりますが、これは居すわつたり、恒久化することは全くないと思いますけれども、一言、射撃場用を開始しておりますが、その間、その前提といつましても、この三年間の期間を限つての使用だといふうに、県知事さんのほうともお約束をしてございます。そこで最終は、五十一年の四月

十四日ということに相なるわけでございます。そしてそれ以上、その後にさらに、この場所を自衛隊の爆破訓練場として使用するつもりはございません。

○中路委員

これは、はつきりと使用するつもりはないという御答弁ですね。

あと一、二点、質問したいのですが、これは神奈川県内の問題です。キャンプ渕野辺の問題ですが、返還が少しおくれていますけれども、新聞の報道ですと、十一月ごろには返還されるという報道もありますが、この見通しはどうですか。

○平井(脇)政府委員

キャンプ渕野辺の返還問題につきましては、御承知のとおり昨年の一月二十三日開催されました日米安保協議委員会、第十四回でございますが、これで日米協議されました線に沿いまして、所要の移設の工事をキャンプ座間、相模原住宅地区等に行なうことによりまして、キャンプ渕野辺を返還させる、しかも、その返還時期としては、本年三月を目指とするという

ことになつていただけでござりますが、その後、日米間で移設の規模、内容等につきまして、お互いに折衝を続けましたか、この折衝に予想外に時間がかかつたことと、それから建設資材等の高騰、そういう問題が生じましたために、予定の建設工事の着工がおくれたわけでございます。昨年のところ、本年の十一月には、所要の移設の工事を完了することによりまして、キャンプ渕野辺を米側から返還させる、そういうふうに考えております。

○中路委員

これは、返還後は大蔵省の普通財産になるのですか。どういうことになりますか。

○長坂政府委員

これも昨年の四月十四日から使

用を開始しておりますが、その間、その前提といつましても、この三年間の期間を限つての使用だといふうに、県知事さんのほうともお約束をしてござります。そこで最終は、五十一年の四月

○中路委員 大蔵省の方お見えになつていますか。——このことと関連してお聞きしておきたいのですが、国有財産法の二十二条一項各号に規定された目的ならば、これに基づいて無償で地方自治体に、たとえば公園だとかそういうものについて、貸与の希望があれば貸すというのがあります。このキャンプ渕野辺の場合、いま県のほうが、四十七年の五月十日に通達を出しておられます。このキャンプ渕野辺の場合、いま県のほうが、大蔵省が、ここにあります。

あと、そないう状態になつて、私が考えても、通達の内容になつておられるわけですし、確保した面積だけ無償で貸すするけれども、その他の部分はする面積に匹敵する面積の公園、緑地を別に確保しなければならないという、簡潔に言いますと、

キャンプ渕野辺のように広大な土地、これに匹敵するものを、いま神奈川県のどこかで公園や緑地として確保しろということは、私が考えても、とうて、私は、やはり反するのじやないかといふうに思つておられます。たとえば三浦半島か箱根などどこかできがさなくちや公園、緑地なん

ことは、どうてい考へられない状態ですが、この通達自身の、やはり代替地を確保しなければ貸与できないという、確保した面積だけしか貸せないという、こういう点も、国有財産法から見まして、私は、やはり反するのじやないかといふうに思つておられます。

今度のキャンプ渕野辺の返還とも関連して、この基地のあと地を、こういう公園、スポーツ公園その他緑地として使用したいという自治体の希望について、この通達であくまでやらなければ、そういうことはやれないのかといふうに思つておるわけですが、この通達の趣旨についてもう少し……。それから今度のキャンプ渕野辺について、どういうお考へな

園の場合には、無償貸し付けできるという規定がございますが、これは要望があれば、直ちに無償で貸し付けるという趣旨ではございませんで、やはり何らかの基準、特に面積が問題になろうかと思つておられます。

ただ、具体的に御指摘のキャンプ渕野辺につきましては、公園にしたいという御要望のほかに二、三御要望も出ておりまして、これらの大きな返還財産というものを、昨年四月一括いたしま

て、これまた国有財産中央審議会に審議をお願いしてございます。本件のキャンプ渕野辺につきましては、まだ返還になっておりませんので、審議の予定としましては、返還財産処理小委員会というところで御審議を願うわけでございますけれども、まだ具体的な審議に入つておりますんで、今日あと地利用計画につきましては、具体的にまだ何年でできるという状況ではないということをございます。

米あるわけですけれども、これに匹敵する面積  
一県がやればというお話ですが、私、調べてみ  
ても、県がいま取得している一番大きいので、四  
十七年にできた川崎市内の東高根という森林公園  
ですが、これが七万九千平方メートルですか、ほ  
かは、もうほとんどないですね。神奈川県の場所で  
なんか、特にほかの県から的人口をいま抑制して  
いるところですから、そういうところでは、丹沢  
の山とか箱根でもさかさなければ、なかなか緑地公  
園なんというのではないわけですね。逆に、工場に  
木を植えてもらつて、緑化運動をやつていること  
るなんです。

だから、この点で通過を行政指導より以上の困難に直面するわけで。まだこれから検討されるということになつてゐると思うのですけれども、相模原を中心にして、これだけ基地のあれで被害を与えてきたわけですから、県や市の要望について——公園だけじゃなくて、学校用地としての要望も出でています。それに十分こたえていたゞくという、前向きな検討を、ひとつぜひやっていただきたいということを、特に要望しておきたいと思うのです。

を条件としていたわけですから、その後、市  
のほうに一部学校用地について買い取らせておる  
わけですね。去年、国有財産法が改正されて、新  
興住宅地をかかる都市には、学校用地も無償で  
貸し付けることができるようになったと私は思う  
のですが、それを、学校用地については、買い取  
らせるというやり方をとっているわけです。  
しかも、この金は、関東財務局に聞きますと、  
特別会計に入れて、リコレーションの費用をつく  
り出すということも言つておるということを、大  
和市の担当者から聞いたわけですが、非常に不当  
なやり方じゃないかと思うのです。こういう人口  
急増地域の学校用地の取得については、当然、無  
償で貸し付けるという法改正もあるわけですが、この点  
から、これは当然なことだと思うのですが、この点  
について、どのようにお考えになりますか。  
○川崎説明員 イーストキャンプのあと地の利用  
につきましては、昨年十一月に、国有財産関東地  
方審議会の審議を経ておりますが、その時点で、  
すでに無償貸し付けの制度はあつたわけでござい  
ます。市当局と関東財務局との従来からの話し合  
いによりまして、いわば無償貸し付けといふのは、  
借りるだけの話でございますが、所有権を市  
のものにしたいということで、そういうふうに御  
審議を願つて決定いたしております。現在の事情  
と当時の事情と変化しておりますので、審議会  
の審議の結果を尊重して、事務を進めてまいりた  
いと考えておるわけでござります。  
○中路委員 この問題では、予算の分科会で地元  
の増本議員も質問したと思うのですが、その際  
の大蔵省の答弁も、国有財産審議会の答申は変更  
できる、きょうの原文を持ってきておりませんが、  
そういう趣旨の発言もされているわけです。何ら  
法的な根拠を持たない、行政的なやり方で買ひ取  
らせたわけですから。ですから、もとへ戻して、  
学校建設用地分を含めて、全体として無償貸しさ  
せるという方向でもう一度検討してほしいという  
ふうに考えるわけですが、この点について、もう一  
度、これに拘束力はないわけですから、やはり

○川崎説明員 本件を処理します場合には、法的には減額売り払い無償貸し付けということになります。さきに大蔵省の政府委員が御答弁申し上げました際も、審議会の決定に従つて処理をしたい、もしこれと違うことをやるならば、あらためて審議会の決定が要るであろうという趣旨で御答弁をしたかと思ひます。

その後、市と関東財務局で話し合ひをしておりまして、市議会のほうで無償貸し付けに変更してもいいという御希望も出ておるや伺つておりますけれども、関東財務局と市との話し合いでは、やはり既定方針どおりに所有権を移してもらいたい、減額売り払いいただきたいというふうになつておると伺つております。

○中路委員 これは、私も話しましたら、市議会も無償貸し付けの方向で超党派で一致して、市長も、いまそういう方向を支持しているということなので、先ほど言いましたように、その点については、もう一度検討をしてもらいたいということを、要望としてお話ししておるわけです。

こんなおそくまでやるつもりじゃなかつたので、あと行政財産、国有財産の扱ひについて、いろいろお尋ねしたいと思ったのですが、時間が来ておりますので、具体的な問題でもう一つだけお聞きしておきたいと思うのです。

やはり大和市の問題で、厚木基地の東側ですか、大和市のごみ焼却場があるところの近く、北側に八千平米の国有のあき地があります。これは施設庁の話を聞きますと、行政財産ということになつていますが、どういう目的で確保していられるわけですか。

○平井(警)政府委員 これは、現在の周辺整備法でも第五条にございます、先ほども問題になりました、いわゆる飛行場周辺の移転措置を伴う地域で、そこにございました家屋を移転することによって得たところの、いわゆる周辺財産ということ

○中路委員 そうしますと、緩衝地帯ということになりますか。

○平井(啓)政府委員 現在、御審議いただいでおる新法案が成立いたしますと、新法案六条のいわゆる第三種区域という形で緩衝地帯として管理していくことになりますが、あるいはこの区域が二種区域に入ることになりますが、そこらのところは、正確な騒音のコンターを引いてみないとわかりませんが、いずれにしましても、そういう形で周辺の行政財産として保持していくことになるたてまえの財産でございます。

○中路委員 そうしますと、いずれにしても、これは市のほうが希望すれば——いま希望としては、このごみ焼却場に来るごみ車の駐車場ということで希望が出ていますけれども、無償で使用をさせるということについては、市のほうと十分検討していくということはできるわけですね。

○平井(啓)政府委員 新しい法案のたてまえでいきますと、そういう形で取り扱っていくこともできるわけでございますが、しかしその特定のこの土地だけの問題でどう扱っていくかというよりも、やはり厚木周辺全体の周辺財産あるいは厚木飛行場周辺の三種区域なり、二種区域というものがどういうふうになつていくか、それを今後どういうふうな姿を持っていくか、今後の見通しとの関連において、そういうたった問題も考えていく必要があるのじやなかろうかというふうに思つております。

○中路委員 これは、地元からの、また自治体の強い要望でもあるわけです。そういうことで、法的には新法が通ればできる地域であるわけですから、ぜひその点でこたえていただくように、市とお話ししていただきたいと思うのです。

最後に、いま幾つかの例でお話ししましたけれども、基地の返還のあと地ですね、国有地の場合ですが、地元自治体が、特に払い下げを受ける際に、財政負担が非常に膨大な額にのぼるため、実際には自治体は、せっかく返還されても、十分使

用できないという状態になつておる場合が多いわけです。いまで基地があることによつて、自治体が非常な被害をこうむってきたわけですから、要求が公用施設であるとすれば、国有財産法の二十二条のワクを広げて、無償貸与の方途をいろいろ考へてやるべきじゃないか。もし無償ということが困難ならば、自治体の財政を圧迫しない限度で、できる限り安く使用させる、あるいは払い下げていく、そういう検討を十分やつしていく必要があるというふうに考へるのでですが、一般的な方向の質問になりますけれども、ひとつこういう点について、これから基地の返還あと地利用という問題がいろいろ起きてくる際に、どこの地方自治体もぶつかる問題ですが、こういう問題について、少し具体的なお考え、これから対処方、私は希望を述べましたけれども、これを最後にお聞きしたいと思います。

○川崎説明員

返還あと地の処理につきましては、地元公共団体とよく話し合つて処理をすると

いうことを基本といたしております。ただ御指摘の、無償措置の拡大その他の措置は、昨年の法律改正で措置をいたしておりますので、今後は実際の運用にあたりまして、地元の財政負担に応じたよう延納の措置をとるとか、処分の時期を何年かにわたりて行なうとか、いろいろな方法があるうと思いますが、十分考えながら、円滑な処理をはかっていきたい、そういうふうに考へております。

○中路委員　これで終わりますが、いま私が質問した問題ですね、特に地方自治体の財政負担といふものは、非常に大きいわけなんで、この点を軽減しながら、十分あと地が、特に公用地に使えるようないろいろな配慮、検討が必要じゃないかと思うのですが、この問題と、やはり全体として、この周辺整備法、新しく新法が出ましても、住民や自治体の要求というのと、この基地公害の発生源は除去してほしい、これを直接規制してほしいというような、こういうことが基本的な底に流れている要望なわけですから、こういうものに

十分こたえていただき。また現実には、基地を見ましても、先ほど一、二の例でお話しましたように、ゴルフ場やオートレース場に使われてゐる、あるいはあき地のまま放置されているところもあるわけですから、こういう点については、返還についてより一そく強力に、ひとつ全体として基地の使用の形態も見直していただいて、進めたいことを、特に要望したいわけなんですが、最後に、長官から、ひとつこの点についてのお考えをお聞きして、終わりたいと思います。

○山中國務大臣

御意見として承つておきます。

○中路委員

終わります。

○徳安委員長 次回は、来たる九日木曜日、午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会する

ととし、本日は、これをもつて散会いたします。

午後七時三十四分散会

昭和四十九年五月二十一日印刷

昭和四十九年五月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C